令和２年１月１日発行（奇数月１日発行）2020 Vol.45 No.1　ISSN 1342-4351

広島県薬剤師会誌

2020
隔月発行
1
No.285

年頭挨拶

〈巻頭特集〉
ヤクザイくんが行く！ Vol.1
広島市薬剤師会『薬と健康のやく薬フェスタ』

公益社団法人
広島県薬剤師会

予告

公益社団法人広島県薬剤師会会長候補者及び監事選挙について

令和元年12月９日（月）に開催いたしました選挙管理委員会において、公益社団法人広島県薬剤師会会長候補及び監事選挙について、次のとおり決まりました。

また、選挙期日の告示方法は、令和２年２月28日（金）に広島県薬剤師会ホームページ及び広島県薬剤師会館内の掲示といたします。

選挙期日	**令和２年３月20日（金・祝日）**
投票場所	広島市東区二葉の里三丁目２番１号 広島県薬剤師会館
会長候補者	**１名**
監事	**２名**
選挙の告示日	令和２年２月28日（金）
立候補届受付開始日	令和２年２月28日（金）
立候補届受付締切日	令和２年３月９日（月） （立候補の受付は午前９時から午後５時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） （郵送による場合は、締切日時までに到着したものを有効とする。）
被選挙権	広島県薬剤師会正会員Ａ・正会員Ｂ （ただし、令和２年１月31日までに正式に入会手続き完了した会員。）
選挙権	広島県薬剤師会代議員
投票方法	会長候補者選挙は単記無記名投票 監事選挙は連記無記名投票
投開票日	**令和２年３月20日（金・祝日）**
開票場所	広島県薬剤師会館

広島県薬剤師会誌目次　No.285

年頭挨拶	2
旭日双光章を受章して	12
〈巻頭特集〉ヤクザイくんが行く！ Vol.1広島市薬剤師会「薬と健康のやく薬フェスタ」	14
広島禁煙支援ネットワーク研修会	16
健康増進法の一部改正と受動喫煙（薬局敷地内禁煙）	17
第526回・第527回薬事情報センター定例研修会	19
第52回日本薬剤師会学術大会	21
第７回 広島県災害時医薬品搬送訓練	26
タイ病院薬剤師会広島県薬剤師会訪問受入れ	27
令和元年度第１回広島県アレルギー疾患医療連絡協議会	28
県民公開講座	29
令和元年度広島県薬剤師会在宅支援薬剤師専門研修会Ⅰ	31
令和元年度「薬草に親しむ会」	32
令和元年度 結核予防技術者研修会	33
全国健康保険協会広島支部第３回広島県医療関係者意見交換会	34
第39回広島県薬剤師会学術大会	35
日本薬剤師会令和元年度「成分から導き出す、適切な OTC 医薬品の選択方法」研修会	36
第58回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会	37
復職支援研修会	38
第19回広島国際大学薬学部卒後教育研修会	39
第43回福山大学薬学部卒後教育研修会	40
薬剤師認知症対応力向上研修	41
スポーツファーマシスト向け Live on Seminar 研修	42
令和元年度第１回 中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会	44
令和元年度第１回 広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会	45
令和元年度広島県学校薬剤師研修会及び広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会	46
第36回広島県薬事衛生大会／令和元年度薬祖神大祭／各賞表彰	47
令和元年度都道府県薬剤師会アンチ・ドーピング活動担当者研修会	50
県民が安心して暮らせるための四師会協議会「県民フォーラム」	51
2019年度安田女子大学 OSCE 直前講習会および本試験	53
令和元年度福山大学 OSCE 本試験	54
2019年度依存症治療拠点機関事業広島県アルコール健康障害医養成研修会	55
薬剤師認知症対応力向上研修	56
健康サポート薬局研修会	57
福利厚生 指定店一覧／広島県立美術館「団体割引会員」について	58
県薬だより　県薬より各地域・職域薬剤師会への発簡　常務理事会議事要旨　県薬日誌　行事予定	61
行政だより	84
地域薬剤師会だより	89
諸団体だより	92
研修だより	96
薬事情報センターのページ	103
お薬相談電話事例集 No.121	106
安全性情報 No.367・368	107
ひろしま桔梗研修会	108
薬剤師の休日	109
薬局紹介⑦⓪	110
書籍等の紹介	112
告知板	113
薬剤師連盟のページ	色紙

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

表紙写真　ナツメ（クロウメモドキ科）

ナツメの果実を大棗として薬用にします。漢方では精神を安定させ胃腸の働きを盛んにする効能があり多くの漢方処方に配剤されます。

ナツメの原種であるサネブトナツメは棘が多く種子を酸棗仁といい不眠症に用います。ナツメの幹は堅く曲がりが少ないので水車の軸木などに用いられたようです。

写真解説：吉本　悟先生（安芸薬剤師会）　撮影場所：吉和町

年　頭　所　感

公益社団法人広島県薬剤師会会長　**豊　見　雅　文**

2020年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様、そのご家族の皆様におかれましては、穏やかに令和初のお正月をお迎えのこととお喜び申し上げます。

さて、昨年12月４日に公布された改正医薬品医療機器等法では、薬剤師が調剤時だけでなく、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務や、薬局薬剤師が、患者の薬剤の使用に関する情報を他医療提供施設の医師等に提供する努力義務が法制化されました。また、患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局の認定制度が導入され、入退院時や在宅医療に他医療提供施設と連携して対応できる地域連携薬局、がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる専門医療機関連携薬局が規定されることになりました。IT 化についても電子的な方法による添付文書の提供や、服薬指導について、対面義務の例外として、一定のルールの下で、テレビ電話等による服薬指導が規定されています。これからこれに伴う政省令で細部が決められることになります。地域連携薬局や、専門医療機関連携薬局の保険上の位置づけがどうなるのか、また、健康サポート薬局との関連がどうなるのか、これからの議論によると思われますが、すべての薬局にとって業務におおきな影響を持つことは間違いありません。

今、薬局は門前から、かかりつけへ、そして地域へという、「患者のための薬局ビジョン」にそった変革を遂げることが望まれており、薬剤師の仕事は対物業務から対人業務に比重を移していくということが言われています。この流れは改正薬機法の中でも読みとることができますが、４月に予定されている調剤報酬の改定においても必ず取り入れられることになるでしょう。それと同時に、医薬分業に対する様々な方面からの批判があることも事実であり、これらが反映されてきびしい改定になるであろう事も予想されます。それは、薬剤師の実際に行っている仕事が国民に理解されていない事が原因ですが、理解されるように仕事をしていなかった我々の責任でもあるでしょう。

調剤を主にしている薬局では、患者さんから相談をされたときに、受診勧奨一辺倒になりがちです。元々の薬局はそうでは無かったはずです。食事のことも、運動のことも、当然 OTC を使ったセルフメディケーションも相談に乗る、現在の健康サポート薬局の業務が街の薬局の役割だったのではないでしょうか。逼迫した医療経済を維持していくために、OTC にスイッチされた医薬品を保険の給付からはずそうという動きも、薬局のこういう動きを後押しするはずです。

調剤報酬がどのように改定されたとしても、我々の仕事が細かい加算の有無に左右されてはなりません。加算が付いたからこの仕事を始める、加算が付かないからこれをやめると言うことがあってはならないのです。

薬剤師が矜持をもって地域の人々のための仕事をする。これにつきると思います。広島県薬剤師会はそれを全力でサポートします。

最後になりましたが、皆様のますますのご多幸とご活躍を祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

新年ご挨拶

公益社団法人日本薬剤師会会長　山　本　信　夫

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、お健やかに令和初の新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。平素より日本薬剤師会の諸事業に格別のご理解とご支援を賜っておりますことに、心より厚く御礼申し上げます。

さて、少子高齢化が急速に進む中、2025年を目途に進められてきた社会保障・税一体改革に続いて、現役世代の人口急減と人生100年時代の到来を見据えた、全世代型社会保障制度の構築と国民皆保険・皆年金の維持・継承を目指した改革の取組が進められようとしています。このような中で薬剤師と薬局に求められる役割は、住民・患者から信頼されて選ばれる「かかりつけ」としての機能と役割を充実・強化して「地域包括ケアシステム」の一翼を担い、チーム医療の一員として貢献していくことです。

新たな時代の幕開けに示された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、調剤報酬については、かかりつけ機能に応じた適切な評価や対物中心の業務から対人中心の業務への構造的転換の推進と、高齢者の多剤投与対策等も含めた適正な処方の在り方を検討すること、また、健康サポート薬局については、一般用医薬品等の普及などによりセルフメディケーションを進めていく中で、その効果を検証しつつ取組を進めていくことが示されました。このことは、薬剤師・薬局が患者、住民とのかかわりの高い対人中心の業務に転換し、必要かつ適切な薬学的サービスを提供するとともに、医薬品・衛生材料等の供給拠点として、地域医療提供体制充実に貢献することが求められるということにほかなりません。

一方、昨年12月に公布された改正医薬品医療機器等法では、調剤する場所とされてきた薬局の役割を拡大し、薬剤のみならず一般用医薬品等も視野に入れ、全ての医薬品の供給施設として再定義されるとともに、薬剤師に対しては、医薬品の服用期間を通じた患者・住民の服薬状況の把握や指導を行い、必要に応じて医師等に情報提供するよう努め、薬物療法の最適化に寄与することがその基本的機能であることとされ、医療機関等との情報連携や在宅医療に一元的・継続的に対応できる薬剤師・薬局や、専門的な薬学管理を他の医療提供施設と連携して対応できる薬局を認定する制度が導入されることとなりました。これにより、住民が住み慣れた地域で安全に安心して医薬品を使うことができるよう、薬剤師・薬局がすべての医薬品の使用状況を一元的・継続的に管理し、地域住民の薬物治療の責任を担うこととなります。

本年４月に予定されている診療報酬・調剤報酬の改定の方向性も、法改正を反映する方向へ向けて議論されることが想定されます。その一方で、医薬分業の進展に伴う調剤医療費や薬剤師・薬局が果たす役割に対し、依然として厳しい指摘があることも事実です。こうした批判を真摯に受け止め、その原因の解消に向けてしっかりと対応するためには、薬剤師が専門職としての矜持をもって、社会からの信頼に応えうる医療人となるべく日々研鑽し、その知識と技術をもって、国民や患者に寄り添った業務を展開していくことが極めて重要です。

改正医薬品医療機器等法には、我が国に薬剤師と薬局制度が導入されて130年が経過する中で、時代の変化に即した社会的ニーズに適合した薬剤師・薬局への転換に向けた道標が示されています。持続可能な全世代型社会保障制度構築に向けた議論やそれに続く制度設計においては、医療の高度化、複雑化などによる医療費全体の適正化も課題となっています。皆様におかれましては、新たな時代のニーズに効率的、効果的かつ的確に対応できる薬剤師・薬局として、患者・住民が使用する医薬品の安定的な提供体制を構築し、一元的・継続的な薬学管理指導と薬と健康等に関する多様な相談に対応するとともにセルフメディケーションを支援する、地域に欠くことのできない存在として引き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。

結びにあたり、皆様方のますますのご活躍とご発展を祈念いたしますとともに、本会事業に今後もかわらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和２年 年頭所感

参議院議員・自民党政務調査会　会長代理　**藤　井　基　之**

新年明けましておめでとうございます。日本薬剤師会員の皆様には、お健やかに新たな年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年夏の参議院議員選挙では、自民・公明の与党は過半数を確保し、引き続き安定した政権運営を担うこととなりました。皆様方のご支援に改めて御礼申し上げます。また、本田あきこさんも見事当選されました。参議院に薬剤師議員の仲間をお迎えできたことは、心強く嬉しく思っています。

選挙後の党役員人事では、政務調査会長代理を命じられました。国民生活に密着する厚生労働分野と地球規模での対応が必要な環境分野が担当となります。しっかりと職責を果たして参りたいと思います。

さて、昨年10月に消費税率が引き上げられ、薬価は消費税対応分を上乗せし、0.51％の引き下げとなりました。また、消費税が非課税とされている医療費は、診療報酬等の引上げにより補填がなされました。政府は、今回の補填に当たって精緻な調査を行ったとしていますが、その検証はしっかりとしていかなければなりません。さらに、本年４月には診療報酬改定が行われます。国民が必要な医療を安心して受けられるよう、その財源をしっかりと確保していかなければなりません。

政府は「全世代型社会保障検討会議」を新たに設け、全世代型の社会保障制度づくりに向けた検討を進めています。他方、自民党内では「人生100年時代戦略本部」において、その検討を行っています。昨年の骨太方針では、本年の骨太方針において、給付と負担のあり方を含めた社会保障の総合的かつ重点的な政策を取りまとめるとしています。また、薬機法等の改正が進められ、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使用できるよう、薬剤師による継続的な服薬指導が義務化されます。

本格的な高齢化社会を迎え、地域医療を支える薬剤師・薬局の役割は一層高まるものと思います。

薬剤師の皆様方の益々の活躍にご期待を申し上げます。

藤井もとゆきホームページ　http://mfujii.gr.jp/

新春を迎えて

厚生労働委員会・議院運営委員会・ODA 特別委員会 委員
自民党女性局次長・厚生関係団体委員会副委員長
参議院議員・薬剤師　**本　田　顕　子**

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には、お健やかに輝かしい新たな年を迎えられたことと、心よりお慶び申し上げます。

さて、昨年は皆様のご支援をいただき、私にとりまして最良の、また忘れられない記念すべき年となりました。国会議員となった今、その責任の重さを痛感しており、ご支援いただいた皆様の声を国政の場に届けられるよう頑張りたいと思います。

昨年10月４日に召集された第200回臨時国会では、厚生労働委員会、議院運営委員会、政府開発援助等に関する特別委員会（ODA 特別委員会）及び国民生活・経済に関する調査会の委員となりました。藤井基之先生も厚生労働委員会の委員となられましたので、ご指導をいただきながら、薬機法改正などに取り組み、昨年11月21日の厚生労働委員会において、初めての質問に立ち、地域連携薬局等への財政支援、遠隔服薬指導の問題点などについて質問させていただき、加藤大臣、担当局長からご答弁をいただきました。そして、26日の厚生労働委員会で可決され、27日の本会議で可決・成立しました。

自民党では、朝８時から厚生労働部会等たくさんの勉強会が目白押しで、社会保障、医療、災害対策等に関係する会合にできるだけ参加しています。新人議員として、多くの会議や勉強会に参加して研鑽に努めております。また、11月27日に開催された「薬剤師問題議員懇談会　世話人会」において、私の懇談会入会が承認され、同日の夕刻に開かれた総会に議員の立場で参加しました。

最後に、皆様にとって本年が素晴らしい一年になりますことを祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。

本田あきこ

メルマガ登録

フェイスブック
本田あきこの部屋

ツイッター
@89314honda

年　頭　所　感

一般社団法人広島県医師会会長　平　松　恵　一

新年明けましておめでとうございます。

広島県薬剤師会の皆様方には、平素より広島県医師会の諸事業・諸業務にご支援、ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、広島県医師会会長として４期目の後半となりました。この間県医師会の理念として、公正・公平、透明性、説明責任、情報開示を柱に活動を続けて参りました。二葉の里地区は貴薬剤師会館、広島県歯科医師会館、そして私達の広島県医師会館が隣り合い、広島県医師会館には（公財）広島県地域保健医療推進機構の地域包括ケア推進センター、地域医療支援センターもあります。医師減少、医師の偏在が進んでいる現在、地域包括ケア、研修医のマッチング、ふるさと枠など各センターからの情報は貴重であります。高層ビルが立ち並ぶ新幹線北口の一角を占め、交通の要所でもあり、二葉の里地区はまさに地域医療支援の拠点としてふさわしい地域となりました。また、広島県医師会館と隣接する県立広島がん高精度放射線治療センターは、広島県医師会が県から委託されて管理・運営致しておりますが、設備・人材・組織ともに全国に誇りうるもので、研修施設としても治療実績においても、皆様のお陰をもちまして順調に発展しています。さらに「がん相談外来」もあり、セカンドオピニオン機能も期待されております。

2025年問題といわれる超高齢社会の到来を見据えて国は、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築を進めています。この両輪で病院完結型から、住み慣れた地域で良質かつ効率的な地域完結型の医療・介護提供体制を確立し、併せて在宅医療の充実を目標としております。そのため、平成30年度（2018）年より進められている県の「第７次保健医療計画」・「第７期ひろしま高齢者プラン」は、今年は更なる実践が求められています。

また、国・県の進める医療費適正化施策では、特定検診・特定保健指導や後発医薬品（ジェネリック）の使用促進・糖尿病重症化予防など、我々医療者・薬事関係者には多くのことが求められています。県医師会としても貴会との連携のもと、かかりつけ医を中心に在宅医療や訪問看護・介護を積極的に行い、地域医療連携パスではお薬手帳の活用による薬の重複投与や副作用の未然防止に一層努めたいと思います。また HM ネット（ひろしま医療情報ネットワーク）の「ひろしまお薬ネット」による情報共有の更なる促進を期待しています。

新しき年を迎え、本年も貴会とさらに連携協力し、県民の健康増進に寄与していく所存ですので、本年もよろしくお願い申し上げます。

貴会のますますのご発展と貴会会員の皆様のご健勝とご多幸を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

年　頭　所　感

一般社団法人広島県歯科医師会会長　甲　野　峰　基

新年あけましておめでとうございます。

広島県薬剤師会会員の先生方、また、ご家族の皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は「平成」から「令和」という新しい時代に変わる歴史的な年でありました。天皇陛下御即位のための諸儀式、及び御即位を記念して行われた慶祝行事等が無事終了し、国民の一人として安堵しているところです。

この「令和」と言う元号には、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つという意味が込められており、加えて世界が調和され、平和が永遠に達成されるというメッセージが込められているとも言われています。

然しながら、昨年10月には台風15号・19号、そして21号が立て続けに日本列島を襲い、一昨年の「西日本豪雨災害」を超える被害があったことは誠に痛ましく、亡くなられた方々のご冥福をお祈りすると共に、被害に遭われた方々には心からのお見舞いを申し上げます。また、我々は、一連の災害を教訓として、常日頃から減災・防災意識を持ち続けていただきたいと思っています。

さて、令和２年の干支は庚子（かのえね）です。十干「庚」には、植物の生長が止まって新たな形に変化しようとする様子を表していると言われます。また、「子」は言うまでもなく十二支の一番目、新たなスタートとなります。昨年までに準備していたパワーを、今までとは違う形に変化させて新しいステージに入っていく、というイメージを想像できるのではないでしょうか。

直面している超高齢社会の中で、地域ケアシステムの一翼を四師会それぞれが担い、更なる多職種連携事業を推進することで、「県民の方々の健康寿命の延伸」に寄与するための新しい保健医療事業（ステージ）を展開することができればと思っているところでもあります。

昨年のラグビーワールドカップ、天皇陛下の御即位、そして本年開催の東京オリンピックは、国民が心を一つになるきっかけになることは間違いありません。我々四師会も心を一つにして、互いに「和」を大切にしながら事業を展開していきたいと思っています。

結びに、広島県薬剤師会の益々のご発展と、会員及びご家族の皆様にとって、明るく希望に満ちた災害や事故のない明るい一年でありますよう心から祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ

公益社団法人広島県看護協会会長　川　本　ひとみ

広島県薬剤師会会員の皆さま、明けましておめでとうございます。

健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から、広島県看護協会の活動に、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

そして、平成から令和へと新時代を迎えたこれからも、広島県看護協会は、薬剤師会をはじめとする三師会、および行政や他団体の皆さまとしっかり連携させて頂き、県民の健康増進に向けて、よりよい担い手となれるよう努めてまいります。

昨年を振り返ってみますと、やはり全国各地で自然災害の多い一年でした。一昨年は、西日本を中心に広範囲で豪雨となり、広島県でも甚大な被害が発生しました。

避けることができない自然災害とは言え、その怖さと備えの大切さ、いざという時に慌てないで行動するためにも、広島県看護協会では支援場面を振り返り、一冊の報告書をまとめました。現在では、ほぼ復旧・復興した広島県ですが、またいつどこで災害支援が必要になるかもわかりません。その時は、迅速に対応できるよう、薬剤師会はじめ多団体の皆さまと協力し合い、特に今後は、地域での活動を推進していきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

さて、本年は診療報酬の改定、第７次保健医療計画の中間見直し、第７期高齢者プランの最終年、地域医療構想実現に向けても拍車をかけて取り組む重要な１年となります。

そうした中で、私たち医療職は、医療・介護の様々な課題に対し、地域共生社会の中できちんと対応できるよう、まずは職種ごとに人材を確保し育成する必要があります。

そして、地域住民や在宅における療養者の支援などにおきましては、多職種の連携が不可欠で、顔の見えるネットワークが重要であると思います。

広島県看護協会は、ナースセンターを中心に、看護職の確保対策、復職支援、勤務環境改善などに取り組んでいます。今後は特に、地域で活躍する看護職を増やすことと、多様な働き方ができる体制の整備を推進します。さらに、あらゆる場であらゆる健康段階の人々に対し、切れ目のないケアを提供するために、看護職だれもが、高い看護実践能力を習得できるよう、教育事業にも力を入れていきます。薬剤師会の皆さまには、これまで同様にご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、令和２年の新年が、広島県薬剤師会の益々のご発展と会員皆さまのご多幸、ご活躍を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせて頂きます。

新年ごあいさつ

広島県健康福祉局長　田　中　　剛

謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

広島県薬剤師会の皆様方には、清々しく新しい年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

また、日頃より本県の健康福祉行政に対して格別の御理解と御協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

昨年は、天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位正殿の儀が行われ、雅やかな儀式が続き、新しい時代への期待を抱かれたことと思います。

さて、本県では、ひろしま未来チャレンジビジョンに掲げる「欲張りなライフスタイル」を実現する基盤として、県民の皆様の生活の質（QOL）の向上を目指し、「健康寿命の延伸」を総括目標とする「広島県保健医療計画」、「ひろしま高齢者プラン」及び「広島県医療費適正化計画」等を策定し、それぞれの計画の整合性をとりながら施策を推進し、課題に対応しております。

特に、団塊の世代が75歳以上となる2025年までに、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を整えることとしており、そのなかで、薬剤師・薬局の皆様方がより一層活躍し県民の皆様に実感していただける取組について検討を行っているところです。

御承知のとおり、昨年12月には改正医薬品医療機器法が公布されました。本改正の基本理念の一つは、「住み慣れた地域で安心して医薬品を使用できる環境整備」であり、「患者のための薬局ビジョン」で示された薬剤師・薬局の対物業務から対人業務へのシフトの重要性が法令においても示されたと言えるのではないでしょうか。

皆様におかれましては、地域における医療の担い手として、地域住民の健康管理やその向上に欠かすことのできない存在となるよう、今後とも「かかりつけ薬局」や「健康サポート薬局」としての機能を整え、地域医療の充実及び地域住民の健康増進に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

県といたしましては、医療環境の変化や県民ニーズを踏まえ、薬剤師・薬局の皆様方により一層活躍していただける環境づくりに取り組んでまいりますので、今後とも、本県行政への一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

新年の門出に当たり、貴会の益々の御発展、並びに会員の皆様の御健勝と御多幸を心からお祈りいたします。

年頭ご挨拶

中国四国厚生局長　大　鶴　知　之

令和２年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

広島県薬剤師会の皆様には、日頃から医療保険行政並びに薬事行政に対し、ご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本年は令和最初の調剤報酬の改定年に当たります。前回の平成30年度改定では、「かかりつけ薬剤師・地域医療に貢献する薬局の評価」、「薬局における対人業務の評価の充実」、「後発医薬品の使用促進」、「いわゆる門前薬局の評価の見直し」など医療機能の分化・強化、連携や、医療と介護の役割分担と切れ目のない連携を進める改定が行われました。今回の調剤報酬の改定は、前回改定を検証して、これらの取り組みのさらなる推進がなされるよう、健康寿命の延伸、人生100年時代に向けた「全世代型社会保障」の実現などを基本認識として、中央社会保険医療協議会において審議されており、３月上旬には改定内容が告示される予定です。中国四国厚生局では、今後の医薬領域の進展を図る調剤報酬改定について、広島県と共同で、内容の周知を図るため、改定時集団指導を始めとする取り組みを行ってまいりますので、貴会のご協力をいただきますようお願いいたします。

特に重点である「かかりつけ薬剤師・薬局」に関しては、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と薬学的管理・指導にとどまらず、医療機関等との連携による、地域包括ケアシステムへの参画により、患者・国民が身近で安心で安全な調剤を受けられることが求められています。今後とも、薬剤師の皆様方には、その専門性を発揮して、地域包括ケアシステムの一翼を担っていただくことを期待しております。

薬物取締関係につきましては、昨年も報道等がされているとおり、有名芸能人が大麻の所持や麻薬・覚せい剤等の所持や使用で逮捕される事件が注目を集めています。また、当局管内で、昨年暮れに自宅で大量の大麻草を栽培し逮捕される事件が発生し、身近なところに違法薬物が存在することが改めて確認されました。これらの違法薬物問題に関して、正規流通麻薬等の監督・指導並びに薬物乱用防止の啓発活動、再乱用防止対策の支援、また、引き続き多様化する乱用薬物に対する取り締まりの強化に積極的に取り組んでまいります。貴会におかれましても、麻薬・覚せい剤乱用防止の啓発活動への一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、中国四国厚生局は地域の皆様方にとってより身近な行政機関となるよう一層の取り組みを行ってまいります。貴会及び会員の皆様方におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご多幸とご健勝をお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年ごあいさつ

広島県健康福祉局薬務課長　**應　和　卓　治**

明けましておめでとうございます。

広島県薬剤師会の皆様方には、平素から、医薬品の適正使用及び薬物乱用防止対策などの推進に格別の御理解と御協力を頂いており、私ども行政が着実な進展を重ねることができておりますことに厚くお礼を申し上げます。

また、昨年３月には、災害時の対応を円滑に行うため、災害薬事コーディネーター導入の協定を締結しました。今後は、災害時に公衆衛生チームや災害薬事コーディネーターが関係機関等と連携・対応できるよう、より具体的な準備を進めることとなりますので、御協力をよろしくお願いします。

さて、昨年12月に改正医薬品医療機器法が公布されました。このたびの大きな改正として、新たに「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」の認定制度が始まります。各薬局の機能に応じて認定取得を目指していただくとともに、真に地域医療・介護に貢献できる薬局の姿を示していただきたいと期待しています。

そのほか、種々の改正が行われますが、これら改正は、薬局がこれまで以上に地域の保健衛生の向上に貢献できるようにするための後押しであると捉えていただき、対応をお願いしたいと思います。

県といたしましても、貴会と連携して、皆様が取り組まれている服薬後のフォローアップも含めた薬学的管理等の状況をデータとして可視化し、積極的に発信していきたいと考えております。

また本県では、県民の皆様へより良い医療の提供を目的にHMネットの充実と加入促進に力を入れています。今年度は、開示病院を利用している患者さんのHMネット利用促進を目的とした啓発資料を作成しました。それぞれの患者さんがどのように行動すれば良いのかが具体的に分かるものとなっており、利用促進に高い効果が得られるものと期待しています。貴会会員薬局の皆様にもHMネットを利用いただき、更なる普及を通じて県民の医療の安全の確保・健康管理・増進に貢献していただければと願っています。

さらに、昨今注目が集まるポリファーマシー対策及び薬剤耐性（AMR）対策はもちろんのこと、東京オリンピック・パラリンピックに関連してドーピングへの注目も高まっていますので、薬局・薬剤師の機能・職能をアピールする機会も多くなると期待しています。

社会情勢も目まぐるしく変化する時代でございますが、引き続き本県薬務行政の推進に御支援御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

終わりに、広島県薬剤師会のますますの御発展と会員の皆様の御多幸をお祈り申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

旭日双光章を受章して

専務理事　村上　信行

皆々様、新年あけましておめでとうございます。本年も、よろしくお願い申し上げます。早くも令和は２年目に入りました。私事ですが、昨年、令和元年度秋の叙勲において標記、旭日双光章を受章し、第53回薬事衛生大会においての県知事表彰及び厚生労働省・文部科学省大臣表彰と共にご披露頂きました。図らずもの大きな栄誉に戸惑い、年末まで、気の浮ついた日々を送っていました。「わたしなんかに…」という思いがありましたが、公益社団法人の元副会長としての受章であれば、その謙遜は会を貶める行為にもなりかねないというご意見も頂きました。閣議においての決定に天皇陛下が裁可されるに資する、本当に細やかな諸書類を準備作成頂いた薬剤師会や広島県、ひいては厚生労働省事務方のご努力を裏切る事にもなります。薬事衛生大会に続いて行われた薬祖神大祭後の懇親会にお招きいただき、出席の、本当に多くの方々からのご祝詞を頂き、中には我が事のようにお喜びただいた方もいらっしゃいました。ふと、この章には70歳という目安があるようなので、その場におられる多くの薬剤師さんや、卸、メーカー、行政たちと共に歩んできた薬事への功労であり、ある意味偶々の永年者代表が私だったのではと思いました。薬剤師会において私をご指導くださった先達も、私よりは素晴らしい仕事をされている若手も数多くいらっしゃいますが、当に「適齢」でなかったのみとの思いです。令和元年10月末の閣議において決定され、官報に掲載された後、11月３日に一般広報されました。その頃より各方面からの電報やお手紙やお花が届くようになりました。もちろん新聞で見つけていただいた方々からの電話も受け取りました。セレモニーとしては11月５日に県庁北館においての勲章伝達式に赴き「勲章」「略章」「勲章ケース」と賞状に相当する「勲記」を湯﨑県知事から直接伝達いただきました。大臣表彰の表彰状よりも二回りは大きな勲記には「日本国天皇は村上信行に旭日雙光章を授与する　皇居において璽をおさせる」とありました。この「璽」は玉璽の璽であり、別談していたところ、那須の御用邸におられる時に授与が決まったケースで「那須において璽をおさせる」の勲記も存在しているところから、御用邸に行かれる場合も「璽」を持って行かれているのが覗えます。知事と県議会議長からの祝詞を頂き、記念撮影の後、12月13日、皇居における天皇陛下拝謁についての説明がありました。拝謁関しては配偶者も招待されていまして、実はドレスコードや諸注意は内定時に文章にて頂いていましたので、11月３・４日の連休を利用して上京し、宿泊予約と貸衣装予約を行っていました。13日10：20に広島県東京事務所に赴き、三田所長のご挨拶を受けてから当該事務所の案内で厚生労働省講堂行き、指定された椅子に夫婦で着席待機いたしました。この講堂は「医薬分業指導者会議」で年一回訪れ、東北大震災に遭遇したところです。雰囲気の違いは前列に金屏風がある事でしょうか。全国の厚生労働功労関連受賞者約300人とその配偶者約200人の500人超が集合いたしまして、加藤厚生労働大臣の祝詞を頂き、バスにて出立の待ち時間に広島県職員により演台近くの生け花と金屏風を背景に記念写真を撮って頂き、12：00頃、省調達バス20台で皇居に向かいました。バス乗車後は厚生労働省職員の引率に代わり、皇居坂下門から乗り入れ、拝謁時間は13：30であったらしく宮殿前の東庭でしばしのトイレタイムでした。坂下門をくぐってからは写真厳禁とのお達しがありましたが、４～５組はスマホ撮影していました。カメラ厳禁の意向はスマホには通用しない時代かもしれません。13：00から宮内庁職員の引率にて豊明殿に、受賞者７列配偶者５列にて進みました。前列から12～３番目で右から２列目でしたので陛下をゆったりと拝謁するには不利と思ったところ、「右をお向き下さい」との号令で前列２番目の中央近くに位置が変わりました。侍従からの次第説明と注意の後13：30拝謁出来ました。宮中晩餐、天皇誕生日の宴会等に使われる広々とした棟で700人近い居者ですが、外界から隔離された皇居内で陛下のお言葉に際しては、針一本の落下音すら響きそうな静寂の元、マイク無しのしっかりとしたお詞で薬事功労をねぎらっていただきました。お詞の後受賞者前列と配偶者前列を軽い会釈と共に、ゆっくりと歩まれ、退室されました。拝謁の後に宮殿内でバス毎の25～30人での記念撮影があり、帰路のバス内で天皇陛下からの「下賜」が厚労省職員から渡されました。令和元年11月宮内庁作成の皇居内最新の景色や御車等の絵葉書12枚と菊の焼き印がある半月形どら焼き様お菓子でした。推薦頂く事を了承いたしましてから約10カ月近い時間で特に内定の報を頂いてからは品行に注意した緊張した日々もあり、厚生労働省前でバスを下車した瞬間、ふわっとした解放感を覚えました。多岐に亘る薬剤師職能に定年はなく、生涯の立ち位置として改めて、この章の基、許す限り進んで参りたいと思います。それに付きましては皆様方の益々のご指導、ご鞭撻を欠くことは出来ません。何卒宜しく申し上げます。

ヤクザイくんが行く！

地域薬剤師会のご紹介について

この度広島県薬剤師会誌（1月・5月・9月号）の巻頭特集として、
各地域薬剤師会のご紹介を行うこととなりました。
地域薬剤師会主催で行った研修会のご報告や、事務局のご紹介などご自由にご執筆ください。

◎各地域薬剤師会の紹介予定は下記のとおりです。

2020年1月号	広島市薬剤師会
2020年5月号	安佐薬剤師会
2020年9月号	安芸薬剤師会
2021年1月号	広島佐伯薬剤師会
2021年5月号	大竹薬剤師会
2021年9月号	廿日市市薬剤師会
2022年1月号	東広島薬剤師会
2022年5月号	呉市薬剤師会
2022年9月号	竹原薬剤師会
2023年1月号	福山市薬剤師会
2023年5月号	三原薬剤師会
2023年9月号	尾道薬剤師会
2024年1月号	因島薬剤師会
2024年5月号	三次薬剤師会
2024年9月号	行政薬剤師会

地域薬剤師会事務局の皆様にはお手数をおかけしますが、
ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

巻頭特集　ヤクザイくんが行く！ Vol.1

広島市薬剤師会のご紹介「薬と健康のやく薬フェスタ」

明けましておめでとうございます。

県薬会誌の巻頭特集「各支部薬剤師会の紹介」のお話をいただき驚いておりますが、広島県薬剤師会会員の先生方に「市薬」を知っていただけるいい機会になれば！と思い、トップバッターを務めさせていただくことにしました。

一般社団法人広島市薬剤師会（以下市薬）は広島市東区二葉の里３丁目２番１号、広島県薬剤師会館の３階に事務局を置いています。

会員数 933人（2019年11月20日現在）。 開局薬剤師、病院、診療所勤務薬剤師、製薬企業従事薬剤師、衛生検査業務従事者、研究機関従事者等、会員にはあらゆる職域の薬剤師が加入しています。

市薬の会務及び事業の円滑な運営を図るために総務、会計、学術、保険薬局、会営薬局、広域病院の６つの部会を置き、11の委員会が設置されています。現在の役員は、野村祐仁会長をはじめ、副会長５名、常任理事６名、理事15名、監事２名、顧問１名で構成されており、また、市薬の膨大な事務を処理する事務局では、４名のスタッフが日夜奮闘しています。

昨年１年間を振り返ってみただけでも数多くの事業を行ってきましたが、今回は昨年11月10日（日）広島駅南口広場にて開催しました第４回「薬と健康のやく薬フェスタ」を紹介しようと思います。

やく薬フェスタは地域イベントを活用した健康づくりサポート事業の一つとして、市薬が主催で開催しているイベントです。広島県に共催、広島市医師会、広島市歯科医師会、広島県薬剤師会、広島県看護協会、広島市に後援していただいており、多くの方々に応援・支援していただきながら第４回を迎えることになりました。やく薬フェスタは会場の予約（１年前）から、準備、打合せ、当日の会場設営から進行、そして後片付けまでをスタッフが一丸となって行っているイベントです。

当日は417名の方々が来場され、中には「これから宮島観光に行こうと思ってたけど、今日はここで色々測定してもらって、宮島は明日にするわ」って話してくださった旅行客の方もおられました。

今年は11月８日に開催しますので、是非遊びに来てください！！

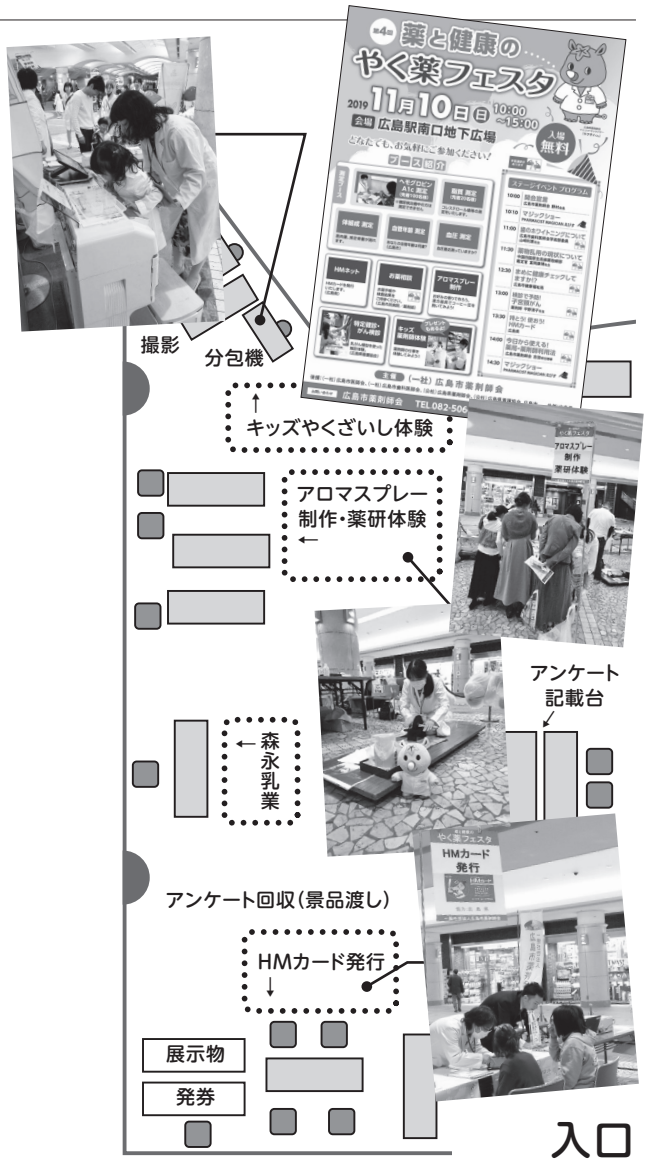

県薬会誌のように、市薬も隔月に会報誌「市薬だより」を発刊しています。市薬だよりは、2020年の新年号で第136号になりました。1996年（平成８年）８月20日、省エネ、手作り、形式にこだわらずと、６ページで第１号を発刊したのが始まりだそうです。長年念願としてきた院外処方箋の発行は、2000年広島赤十字・原爆病院、県立広島病院から始まり、2002年広島市立広島病院、2004年広島記念病院、広島鉄道病院（現在の JR 広島病院）、2007年広島市立舟入病院の院外処方箋発行と共に分業率も進み、薬剤師の職能も広がってきています。これに伴い、市薬だよりも内容の充実を図り、また新たな紙面作りを企画しているところです。６年前になりますが、記

野村祐仁会長による開会挨拶

ステージではセミナーの他、薬剤師マジシャンによるマジックショーなど様々なイベントが行われました。

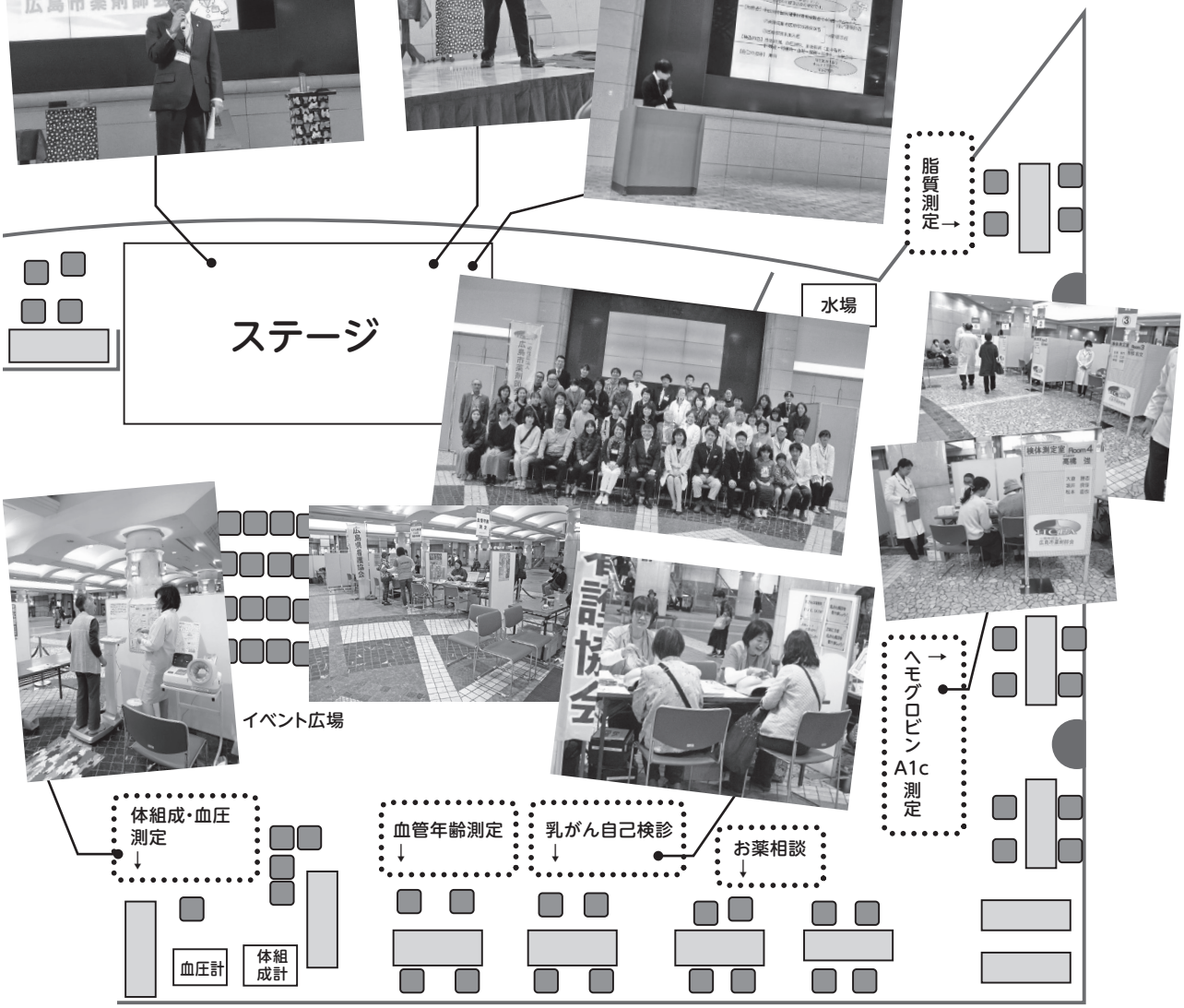

念すべき第100号では今までの表紙をご担当いただいた先生方のコメントとともに100枚の「The exhibition of a cover」を掲載させていただきました。そして100号の表紙は歴代会長、現役理事の集合写真とさせていただきました。

市薬は富士見町から新たに二葉の里を拠点とし、これからも会員の先生方とともに歩み続けようと思っています。今年も引き続き楽しいイベント、様々な研修会など予定していますので、皆さまのご協力・ご参加をお願いいたします。

また、３階の事務局にもお気軽にお立ち寄りください！！

次回５月号は安佐薬剤師会さんです。

広島禁煙支援ネットワーク研修会

広島市薬剤師会　二五田　早登美

日　時：令和元年10月12日（土）
場　所：広島県医師会館

〈プログラム〉

13：30〜13：35　開会挨拶
公益社団法人広島県看護協会
会長　川本　ひとみ

13：35〜13：50　基調講演
「Smoke-Free から Tobacco-Free へ」
広島県禁煙支援ネットワーク
運営委員長　川根　博司

13：50〜14：50　情報提供
（1）13:50〜14:00
『禁煙外来開設１年間を振り返って』
独立行政法人国立病院機構福山医療センター
禁煙外来　早川　由季子

（2）14:00〜14:10
『節目年齢歯科健康診査のデータに基づく喫煙と健康についての考察』
一般社団法人広島県歯科医師会地域保健部
常任委員　平野　浩史

（3）14:10〜14:20
『広島市健康づくり計画元気じゃけんひろしま21（第２次）中間見直しについて』
広島市健康福祉局保健部健康推進課
中西　貴浩

（4）14:20〜14:30
『たばこの病気　COPD に対する当院の取り組み』
国家公務員共済組合連合会吉島病院
外来主任　辰巳　由実子

（5）14:30〜14:40
『薬局薬剤師の禁煙支援状況（その３）』
公益社団法人広島県薬剤師会
専務理事　村上　信行

（6）14:40〜14:50
『広島県の受動喫煙防止対策について』
広島県健康福祉局がん対策課
課長　豊田　義政

14：50〜15：05休憩

15：05〜16：05　特別講演
「脱ニコチン！環境・治療・教育から考える」
〜岩森茂先生と広島県医師会の歩み〜
一般社団法人広島県医師会
副会長　津谷　隆史

16：05〜16：10　閉会挨拶
一般社団法人福山市医師会
理事長　谷川　利路

〜川根先生の基調講演を聞いて〜

2019年７月、学校、病院、薬局、児童福祉施設などの第一種施設において敷地内全面禁煙とする改正健康増進法が一部施行されました。

厚生労働省は「なくそう！望まない受動喫煙」と題し、「喫煙専用室に関する標識」「加熱式たばこ専用喫煙室に関する標識」「喫煙目的室に関する標識」など目的に対して細かく標識を分けています。

単に「全面禁煙」とするだけで良いと川根先生はおっしゃっていました。

確かに、おっしゃる通りです。

また、Smoke-free 活動は「タバコの煙のない環境」という意味ですが、今流行りの iQOS（アイコス）のメーカーは「煙から蒸気へ」と、意味をはき違えた似非 Smoke-free 活動をしているそうです。

新型タバコは WHO が有害物質が含まれるため健康上のリスクがあると指摘する報告書を発表し、従来の葉巻タバコと同じように規制が必要だとの見解を示しています。

実際、米国やイギリス、日本でも電子タバコや加熱式たばこによる肺障害・肺炎の報告が相次いでいます。

葉巻タバコの危険性は先生方の活動で世間には認識されていますが、新型タバコを使用している人へも、危険だということを認識してもらうような禁煙活動が必要だと感じました。

〜各報告を聞いて〜

歯科医師会からの報告で喫煙しないことが歯周病予防につながり、歯の保存、全身の健康につながることがわかりました。

喫煙している患者には積極的に歯科検診をお勧めしようと思います。

元気じゃけんひろしま21は、本目標である健康寿命の延伸を2022年度まで達成できるよう、喫煙率の減少に向けた取り組み、受動喫煙防止対策など活動をしています。

行政が動けば、民間も動きやすくなるので、先頭に立って取り組んでいただきたいです。

吉島病院には医師、看護師、薬剤師など呼吸サポートチームがあり、COPD 教育入院ができることを知りました。

薬剤師会からは薬局薬剤師の禁煙支援状況のアンケート集計結果が報告されました。

いまだに薬局でタバコを販売している店舗や薬局内が禁煙ではない店舗があるようで驚きました。何か地域の特性があるのでしょうか。

私の勤めている薬局では改正健康増進法の一部施行を受け、敷地内全面禁煙とし、駐車場や薬局入り口に禁煙のポスターを掲示して以来、待つ間に外でタバコを吸う患者が見られなくなりました。とても良い環境になったと感じています。

広島県がん対策課の報告では、広島県における「がん」の現状から、受動喫煙防止対策について知りました。

～津谷先生の特別講演を聞いて～

津谷内科呼吸器科クリニック・いびき睡眠障害センターの津谷隆史先生から、禁煙推進の立役者、岩森茂先生の活動を披露していただきました。

広島県医師会禁煙推進委員会は、昭和55年に「禁煙推進小委員会」が設置されたことが始まりだそうです。

昭和55年は、まだ日本が高度成長期で、タバコも日常的に吸われていた時代です。

時代の流れに反した取り組みには賛同する医師やお役所の方も少なかった中、自身の信念を貫き、生涯、禁煙推進活動をされた方だそうです。

今では「受動喫煙」は大体の方が知っている言葉ですが、煙の周りへの影響を危惧し、委員会で発言している昭和60年代の医師会速報の文面を見せていただきました。

他にもさまざまな活動を知りました。

時代に反しているのではなく、時代のその先の未来を見据えて行動をしているお姿にとても感銘を受けました。

私も、薬剤師として地域の皆さまの健康を守るため、禁煙推進活動を行って行きたいと思いました。

健康増進法の一部改正と受動喫煙（薬局敷地内禁煙）

広島県薬剤師会禁煙推進委員会
専務理事　村上　信行

昨年９月に標記に関連して、薬剤師・薬局の禁煙支援環境のアンンケート調査を行いました。

本委員会は県民への禁煙推進、禁煙支援委員会ですが、自らの環境整備にも目を向ける必要があり「薬局敷地内禁煙」の実施に取り組まなければなりません。アンケート集計では健康増進法の示すところに十分とは言えない部分もあり、報告も兼ねた提言とさせていただきます。調査依頼の際にも記しましたが、一昨年７月25日に「健康増進法」の一部が改正され、従来は「第五章特定給食施設等」の第二節で定められていた受動喫煙の防止が「第六章受動喫煙防止」に章として改められ、「望まない受動喫煙をなくす」とされました。この改正が全面的に施行されるのは本年の４月からですが、「規制を対象とする施設・乗り物」において薬局は、小中学校、病院、児童福祉施設と同じ「第一種施設」に指定されています。この第一種施設は、適用が前倒しされ、昨年７月１日から屋内及び敷地内全面禁煙が適用されています。多くの報道では第一種施設が学校や病院の例示に止められていますが、当然医療提供施設としての薬局

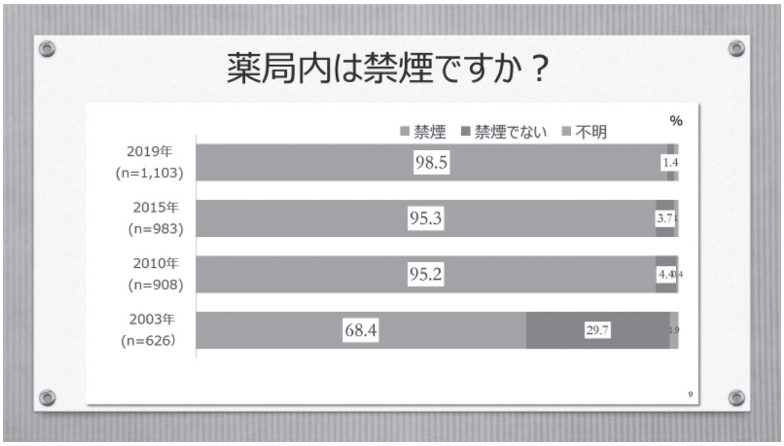

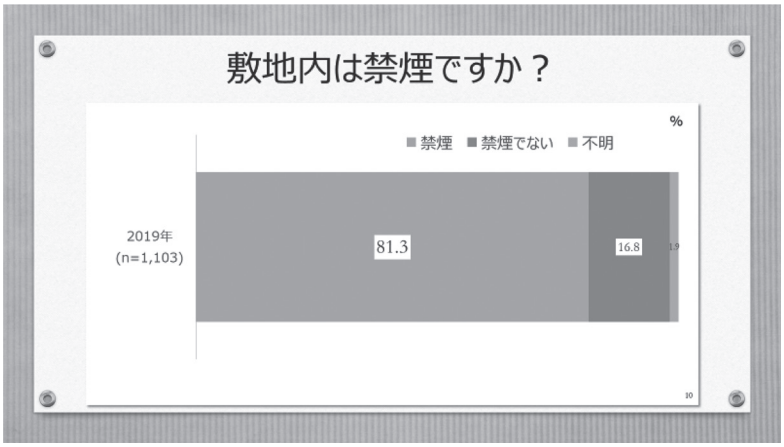

も含まれています。

広島県薬剤師会では、健康日本21（2000年）からの「健康ひろしま21」に団体として、アルコール、運動、こころの休養と共にたばこ対策事業に早くから取り組んできました。その中で、県民に対する禁煙支援を目途に、薬剤師・薬局の「禁煙支援環境及び喫煙環境」に関するアンケートを2003・2010・2015年と実施いたしました。この度、2019年は法による規制が施行されたことをふまえ、先の第六章に加えられた「敷地内禁煙」の項目を加え、意識調査としてではなく、法のコンプライアンスを視野に最後のアンケートとして実施いたしました。より真摯な回答をいただくべく一部は「無記名返信はがき」にての手段を取り、2003年にFAXのみで行ったアンケートの約40％の回収率がこの度はFAX約72％、はがき約70％の回収率となっています。アンケート結果と薬剤師会における支援状況の推移を、広島県禁煙支援ネットワーク」の第17回研修会に情報提供として発表し、本年４月の全面実施に向けた本委員会の提言と共にまとめてみました。薬局数は初回アンケートの2003年から大きな増減はなく1,600薬局前後でありましたが、回収率は2003年で40％であり、後ろ向きな回答を避けられた可能性を考えると当時薬局内禁煙は更に少数だった可能性もあります。現在の1.4％において、法の示す完全分煙等の受動喫煙防止策が実施されていることを望みます。

今回の新しい設問です。この度の法改正では受動喫煙防止を全面的に取り上げられ、薬局での対応が求められている大きな課題です。敷地の定義等に種々あるかもしれませんが、この度の設問に185薬局が敷地内にての喫煙を可とされ、約30薬局にて店内に灰皿を置かれていました。先のアンケートと同じく、健康に寄り添う薬局と言う施設において、顧客、患者、薬局従事者が受動喫煙の危険に曝される可能性を示唆しています。小中学校が敷地内全面禁煙となった際に、教師が校門や裏門周辺で喫煙され、あろうことか吸い殻のポイ捨てまで近隣住民から指摘されることもあったような、薬局の環境でやむをえない状況であるかもしれませんが、事、健康への影響を考えるに「喫煙可」の環境は決して喫煙者本人の為にならない観点も是非とも持って頂きたいと思います。アンケートでは、この他に喫煙率と禁煙支援活動についてお聞きしました。禁煙支援活動は薬剤師禁煙支援アドバイザー制度との関連でまたの機会にご報告いたします。喫煙率は、さすがに有意に減少していて、2003年の約40％となっていますし、女性の喫煙率にいたっては、1.4％と一般国民調査に比しかなりの低率となっています。東京オリンピックもあり、健康増進法の一部改定は地方自治体での条例作成にも大きな影響を及ぼしています。JTが毎年の喫煙率の調査中止を決定しました。厚生労働省施策においてもよく引用されていましたがこれからは国民栄養調査による把握のみとなってしまいますが、％で捉えるレベルではなくなったのかもしれません。健康ひろしま21で地対協が取り組んできた、飲食店の「健康生活応援店」としての県ホームページ等での広報事業も終了となりました。法改正にて第２種施設としての規制対象となるところから、「店内禁煙」は当然のこととして本年４月から本格始動するからです。

辛口になります。薬剤師の職能は健康をサポートすることであり、薬局はその活動を具現化する器とも言えます。薬剤師の喫煙は患者、顧客のみならず、共に働く同僚や愛すべき家族に何らかの害を与えるかもしれません。薬局での販売、喫煙可能な環境はその害を容認、助長するに他なりません。本年４月には一斉に法の検証の目が向けられると思います。是非とも明日から、積極的な対応をもって健康に寄り添う薬剤師・薬局の姿勢を示し、依存に悩む方々に禁煙補助剤を武器に果敢に取り組んで頂きたいと思います。

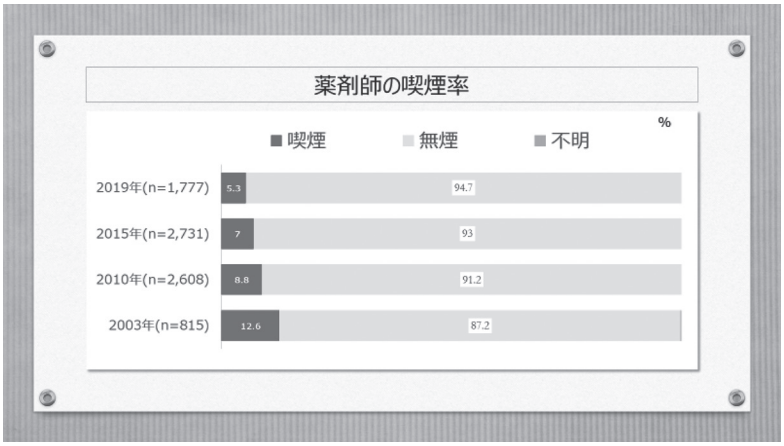

第526回・第527回 薬事情報センター定例研修会

日　時：令和元年10月12日（土）・11月９日（土）
場　所：広島県薬剤師会館

報告Ⅰ（10月21日）

行政薬剤師会　**松岡　俊彦**

定例研修会では、初めに薬事情報センター　水島センター長から最近の医薬品・医療機器等の安全性情報や薬局ヒヤリ・ハット事例分析、重篤副作用疾患別対応マニュアルについて説明があり、その後、外科医でもあり、薬局経営者、病院院長、大学の教授等を務められ、薬局・薬剤師に関する数々の著書でも有名な狭間研至先生の講演「地域包括ケアにおける薬局・薬剤師の役割」がありました。

講演は、狭間先生のキーメッセージ、「薬剤師が薬を渡すまでだけではなく、服薬後までフォローすれば、薬物治療の質は飛躍的に向上する！」のスライドからスタートしました。これは、令和元年10月４日に召集された臨時国会で審議予定である薬機法・薬剤師法改正案のアジェンダの一つでもあります。薬局・薬剤師は、国民や他の医療従事者から期待されているにもかかわらず、その期待に十分に応えていないと受け止められている非常に厳しい状況の真っただ中にあります。正にこのアジェンダは、私たち薬剤師が、地域包括ケアシステムの一翼を担う医療従事者として進むべき方向性の一つを指し示しているのではないでしょうか。今回の狭間先生のご講演は、「薬剤師の独占臨床行為」である「薬学的知見に基づく指導」をどのように実行していくかを考えるうえで、大きな示唆になるものでした。先生は、「医師として治療に携わっていると、薬剤師職能の重要性に気付かされる場面は多くある」「留意しておいてもらいたいのは、我々は薬剤師に『診断』を求めているわけではない。『診断』は医師のフィールドである。症状を見た際に薬の副作用を疑える視点とそれに基づく薬剤変更、減薬を提案できる薬剤師の能力は非常に重要だと感じている」ともコメントされ、先生が薬局・薬剤師に大いに期待されておられることがとてもよく伝わってきました。医療従事者がそれぞれの職能の視点から一人の患者を見つめる心構えと、薬剤師が調剤という行為に加えて、薬物治療の一環として服薬後も患者と向き合う意識改革が必要なんだなぁと痛感いたしました。そういう意味では、薬剤師としての国家資格が患者・国民に対して大きな責務を背負っているということを改めて認識することができた講演会でした。

最後に「薬剤師の服薬後のフォローはポリファーマシー、医療費適正化、医師の働き方改革に貢献できると期待している。薬剤師業務の変革は、「0402通知」や医師の働き方改革が議論され、タスクシフト・タスクシェアといった追い風が吹いている状況である今こそ、しっかりと推し進めてほしい」と締めくくられました。薬局・薬剤師の現状は正に逆風にさらされている状況にありますが、逆風であればあるからこそ、風上に向かって力強く歩み続ける必要があると考えました。

報告Ⅱ（11月9日）

安芸薬剤師会　**谷本　倫子**

最初に大塚製薬様から大豆イソフラボン代謝物エクオールの有効性、安全性について紹介がありました。

エクオールは大豆イソフラボンの代謝物でエストロゲンに似た化学構造式をもちます。

更年期症状にはエストロゲンレベルの低下が関係するものが多く、エクオールを10mg/日程度摂取することでその諸症状が改善されたというデータが得られているということです。

次に広島大学整形外科上肢機能解析制御科学教授　砂川融先生のお話を紹介させていただきます。先生は手外科（てげか）を専門分野に活躍されています。

まず人間の手は人類の脳の進化とともにできる事が増大し動物とはくらべものにならないくらい多くの働きがありその中で運動器官としてや知覚器官としてだけでなく手話、手振り、握手などのコミュニケーション分野においても大切な働きがあります。手外科とは、障害のある手を解剖学的に修復し、動くように、さらには思い通りに動かせる手にすることと言われていました。

中高年女性に多い手の疾患として　1. ヘバーデン結節　2. ブシャール結節　3. 腱鞘炎（ばね指、ドケルバン病）　4. 手根管症候群　5. 母指 CM 関節症　があります。

手の関節の滑膜が関与して症状が表れているとのことでした。ステロイド注射が効く場合痛みはなくなるが、注射により神経や腱損傷の危険性があるため回数は限られてしまいます。

さらに注射で効かない場合、手術という可能性もあります。腱鞘炎や手根管症候群の手術の成功率は90%以上と言われていました。

最後に原因ははっきりしていないが、最近では女性ホルモンの急激な変動とこれら手外科疾患の発症が関係しているのではないかと言われていました。それはエストロゲン受容体が滑膜に存在することやエストロゲンに腱―腱しょうの保護作用があるからであると説明されました。

ただ、手外科ではエストロゲン製剤の使用にあまり慣れておらず処方されることはないようですが、サプリメントで効果が期待できるエクオールなら副作用も少なく紹介できるのでは…とのことでした。

そして手指変形性関節症の患者様に原因がわからないから進行の予防はできないが痛みに対する治療法はあります。さらに更年期障害を改善するお薬に症状を改善する効果があるかもしれませんと言われていました。

自分を含め身近にたくさんそういう症状の方がいらっしゃると思い興味深く拝聴させて頂きました。

第52回 日本薬剤師会学術大会

日　時：令和元年10月13日（日）・14日（月・祝）
場　所：山口県下関市

報告Ⅰ

副会長　**松尾　裕彰**

令和元年10月13・14日に山口県下関市で開催された第52回日本薬剤師会学術大会に参加しました。大会前日の10月12日19時頃に大型で強い勢力の台風19号が静岡県伊豆半島に上陸し、関東から東北地方にかけて大きな被害がありました。13日の朝に広島から下関に向かう新幹線の中で、どれほどの影響が出るか心配しておりました。一部中止となった発表や講演がありましたが、開会式会場の下関市民会館の大ホールは満員であり、大会長の山口県薬剤師会会長 中原靖明先生の挨拶で始まりました。今回の大会のテーマは「原点」であり、地域医療の一翼を担う薬剤師として、「原点」を見つめ直し、新たな令和時代に生き残るために、薬剤師発のエビデンスの創出が必要で、この大会がそのきっかけとなって欲しいと話されました。

今回のメインイベントは、2018年ノーベル生理学・医学賞を受賞された本庶佑先生の特別記念講演です。本庶先生のお父様が山口大学医学部教授をされており、高校まで宇部市で暮らしていた関係で、今回下関での特別記念講演が実現したそうです。講演では、免疫学の基礎から、免疫チェックポイント関連分子のPD-1の発見と動物モデルでの有効性の確認、オプジーボとして製品化されるまでを非常に分かりやすく話されました。本庶先生は、子供のころは天文学の研究者を夢見ていたそうで、何かを成し遂げるためには、夢を持つことが大切だと話されていました。私も「原点」に戻って薬学を目指したころの夢を思い出しながら、患者さんのためになる診療、教育、研究活動を続けていきたいと改めて思いました。

分科会5「医療分野におけるICTの現状と展望」では、広島県薬剤師会の豊見敦常務理事が広島県の地域連携ネットワークHMネットを紹介しました。また、医療ICT分野の総務省の取り組みに関する講演も聴きましたが、数年後には現在各地域で構築されている地域医療ネットワークが融合し、全国どこでも利用できるようにするところまで議論が進んでいることが分かりました。近未来に急速に押し寄せるICT全盛社会へ向けて、早急に準備する必要があると実感しました。HMネットがネットワークの融合を見据えて構築された優れたシステムであることを改めて認識することが出来ました。

2日目の朝にモーニングセミナーで講演する機会を頂き、「より良い地域連携のための当院の取り組み」と題して、広島大学病院のレンバチニブ使用患者のテレフォンフォロー、喘息・心不全治療における薬薬連携、ならびに、広島県薬剤師会と病院薬剤師会でフォーマットを作成し、11月から開始したトレーシングレポートの運用について紹介させていただきました。広島県において、今後も薬薬連携がさらに進むことを期待しています。

懇親会では、大皿に載ったふぐをはじめとする下関の食と美味しい日本酒を楽しむことが出来ました。また、余興で花魁道中も行われるなど非常に印象に残る懇親会でした。来年の第53回日本薬剤師会学術大会は、10月10・11日に札幌市で開催される予定です。会員の皆様の薬局での取り組みの成果を発表する良い機会なので、札幌での発表を検討してはいかがでしょうか。今年の学術大会から倫理審査受審が必要となりましたが、演題は大きく減ることはなかったようです。広島県薬剤師会には倫理審査委員会がございますので、今から研究計画を立て倫理審査を受ければ、来年の発表には十分間に合います。新時代に薬剤師発エビデンスを広島から発信しましょう。

報告Ⅱ

副会長　**谷川　正之**

今回は、モバイルファーマシー（MP）を広島から派遣し、大分県薬剤師会・熊本県薬剤師会と共に展示することになり、担当としての役目もあった。MPは前日12日（土）の午後、広島県薬剤師会館から竹本貴明常務理事と串田慎也災害対策委員長が、台風19号の影響で強風のなか、下関まで運んだ。13日（日）の午後、第4会場である海峡メッセ下関10階の国際会議場で開催された、分科会12「災害時の薬剤師の活動」において、串田先生（日本薬剤師会災害対策委員）がシンポジストの一人として「薬局・薬剤師の災害対策～防災計画と業務継続計画（BCP）の違い、BCPと災害時の活動について～」の講演をする間、竹本先生と一緒にMPの見学案内を担当し、広島県薬剤師会の関係者や北海道薬剤師会・宮城県薬剤師会・横浜市薬剤師会の先生方と、実際に災害

現場に出動した経験などを含めた意見交換を行った。

学術大会では、開会式の行われた第１会場である下関市民会館に向かい、早く到着したので、MP 展示会場である海峡ゆめ広場の下見も行った。大会特別記念講演では、2018年ノーベル生理・医学賞受賞／国立大学法人京都大学高等研究院副院長・特別教授の本庶佑先生による「獲得免疫の驚くべき幸運」を拝聴でき、興味深い話ばかりであった。夜には懇親会にも参加したが、冒頭の下関花魁道中に圧倒されている中始まり、大皿のフグ刺まで出てきたのには、中原靖明山口県薬剤師会長の意気込みを感じた。

14日（月）は朝から、広島県薬剤師会副会長であり、広島大学病院教授・薬剤部長である松尾裕彰先生のモーニングセミナー 2（第４会場）に参加した。「より良い地域連携のための当院の取り組み－抗がん剤治療を中心に－」の演題で話された。ポスター会場や展示会場などこまめに顔を出せたら、懐かしい人とも再会することもできた。

２日目は台風一過でもあり、また会場も熱気で熱く、会場内の自販機は売り切れ表示ばかりで水分補給するのにも、大変であった。

報告Ⅲ

常務理事　**中川　潤子**

第52回日本薬剤師学術大会が10月13日（日）～14日（月・祝）の２日間、下関市民会館を主会場に、山口県下関市で開催されました。「街の科学者」と呼ばれ、地域医療の一躍を担う存在であった「薬剤師の原点とは何か」を考え、体感したいと思い、今回は大会テーマを「原点」としたそうです。全国から約9,700人の薬剤師・薬学生が参加しました。

13日は　本庶佑先生の大会特別記念講演

分科会２　薬剤師だからできる子育て支援

分科会12　災害時の薬剤師の活動

14日は　服薬支援シンポジウム　患者に優しい服薬支援　～薬剤師に求められる基礎知識～

今年も子どもに関する講演を中心に参加しました。

分科会２　薬剤師だからできる子育て支援

1. 保護者と薬剤師が語り合う！子育て支援を行うママサポート薬剤師の活動紹介

株式会社シスター薬局　杉本香織先生

兵庫県薬剤師会は、2011年度の事業計画や予算の中で、保護者が安心して育児に取り組めるよう支援する薬剤師の育成を目指し、「まちかど相談薬局ママサポート事業」を新たに開始することになりました。ママサポート薬剤師は、服薬を嫌がる子どもへの対応、薬の安全な使い方など、様々な知識を提供し、育児中の保護者が抱きやすい、医療や薬に関する様々な不安を解消する役割を担います。ママサポート薬剤師が子どもの病気の初期対応や薬の飲ませ方をわかりやすくお話をするママサポート会を実施し、保護者の子育てに関する不安や疑問を吸い上げ、その内容によりかかりつけ医やかかりつけ薬局への相談を促すよい機会となっているそうです。

私は広島市薬剤師会で行っている「薬局へ行こう！プロジェクト」に参加していますが、今回のご講演を聞かせていただき、今後のイベント内容の見直しをしてみようと思いました。

2. 小児への服薬支援は育児支援～薬剤師だからできること～

すずらん薬局　上荷裕広先生

薬局における子供に関する相談としては「薬の飲ませ方」が多いですが、単に飲ませ方の指導だけでは解決しない事例が増えているそうです。これらの事例は日常生活や親子関係に端を発した子供の行動表現としての服薬拒否であり、原因を行動学的に分析して対策を講じる必要があります。「子供の服薬拒否」の解決手法として、まずはカウンセリングを活用した情報収集や行動科学的な分析によって育児における課題を見いだし、親に気づきを与えるとともに、動機付けを用いることで、親と子に行動変容を引き起こさせることが必要となってきます。心理学の一部である行動分析学を用いて、小児へ

の服薬支援が育児支援につながることを事例から紹介すると共に、薬剤師が育児支援を行うことの意義をお話しくださいました。今後薬局においても「大人のみ」の推奨や行動分析学を用いた服薬支援をしていきたいと思いました。

すこやかライフ No.48 より

今回は豪雨災害の影響もあり、参加できなかった先生方もいらっしゃいましたが、会場の３台のモバイルファーマシーにはたくさんの先生方が興味を持って見学されていました。

天候にも恵まれ、２日間の実りある学術大会になりました。

報告Ⅳ

常務理事　柚木　りさ

下関で開催されました日薬学術大会へ参加してきましたのでご報告いたします。

学会前夜までの台風19号は各地に甚大な被害をもたらし、交通機関の大幅な乱れのため各地からの参加予定者も来られることができない状況が起きてしまいました。災害の起きた地方の皆様、被災された方々にお見舞い申し上げます。

第１日目

大会特別記念大会「獲得免疫の驚くべき幸運」本庶佑先生のご講演より拝聴いたしました。折しもつい数日前ノーベル化学賞を日本人の吉野彰先生の受賞のニュースで日本中が沸いていましたが、2018年ノーベル医学・生理学賞を受賞されていらっしゃる本庶先生のご講演は、本大会参加者の一番楽しみだったのではないでしょうか。

本庶先生は獲得免疫が起こしてくれる画期的な治療方法をご研究で、ペニシリンが発見され、感染症で命を落とす人が少なくなってきたと同様に、免疫がガンの特効薬になり、いつかガンが慢性疾患になる日も来るだろうというお話をされていました。

口頭発表１「医療安全対策、リスクマネージメント（１）」

こちらの口頭発表では、プレアボイドを使った報告が主に行われました。

地域支援体制加算が施行され、その施設基準の評価対象になったことから、報告件数が上がっている。前年度との比較検討したものや質的評価をすることによって、個々の業務の改善に役立つものとなる。未然に防ぐことができた事例の共有による薬剤師のスキルアップにつなげている。などの報告がありました。

第２日目

分科会19　薬物乱用防止教室の原点にかえる

薬物乱用防止教室は薬剤師の“顔が見える専門家”として生徒さんに専門家の知識として薬物の害をわかりやすく説明しようとすることも少なくはない。しかし、授業を受けた生徒は、薬物に対する知識は増えていくものの薬物使用の予防効果にはつながっていないことが報告されています。ではどのようなアプローチが重要であるか。知識を伝えるだけではなく、自分で考えるプログラムを組んでいくことが必要です。日常生活の場面において生きてくる知識が必要とされてきている。参加型の学習が勧められています。

生徒と一緒になって考え、学んでいくという授業をすることが重要です、というお話がありました。

報告Ⅴ

常務理事　吉田　亜賀子

＊特別記念講演
獲得免疫の驚くべき幸運

国立大学法人京都大学高等研究院
副院長・特別教授　本庶　佑

講演の中で最も驚いたことは、「『ガンは慢性疾患』で、ガン細胞が完全に消失しないか、免疫療法剤で増加をコントロールする」の言葉でした。脊椎動物がもっている『獲得免疫』が寿命の延伸やガン治療に関わっています。この獲得免疫を利用したガン治療は『ガン治療のパラダイムシフト』と言われています。

＊分科会 9
幼稚園・幼保連携認定こども園における薬剤師の役割

『幼稚園・幼保連携認定こども園における環境衛生活動と学校薬剤師』という演題で文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課健康教育調査官小出彰宏先生から基調講演をうかがいました。その後実際に活動されている学校薬剤師の取り組みをうかがいました。

幼稚園・幼保連携認定こども園では昼寝を行うため、寝具のダニ検査の必要性があること、またおやつを提供している施設での配膳室の立ち入り検査など身体が未発達の幼児への細かな検査、指導の必要性を感じました。しかしその反面園長、施設長、職員からの必要性の理解が低いため検査が軽視されがちになっていました。検査結果、助言指導を的確に行い理解していただく必要があると感じました。

＊共催シンポジウム
光老化を防御する

日焼け止めの適切な使い分けと長期使用による支障についての話題でした。

使い分けは、

日常	SPF20・PA＋＋
屋外・スポーツ	SPF30・PA＋＋＋
マリンスポーツ	SPF50・PA＋＋＋＋

薬の副作用である光線過敏症予防には『SPF50・PA＋＋＋＋』の選択が適切になります。

また、近年は幼少期より日焼け止めクリームなどを使用することが増えており、ビタミンDの生成への影響が心配されますが、使用量や塗り直しのことをすると今のところ影響が少ないとのことでした。

日焼け止めは、
1．使用量と効果は関連する
2．外出15分前に使用する
3．２～３時間毎の塗り直しをする
ことで持続した効果があります。

＊分科会24
地域に生きる障がい者の暮らしと医療～薬剤師も共に～

ALS患者本人から講演を聞くことができました。ALSの進行により本人が話すことが出来ず実際には、本人が目で示す文字盤を介護者が読むというスタイルでした。私はその中であるリーフレットの内容について衝撃を受けました。それは、「あなたは、終末期になったら人工呼吸器をつけますか？その選択を今のうちにしておきましょう」というものでした。ALS患者は人工呼吸器や胃ろうなしでは死んでしまいます。このリーフレットはその患者たちに『生きるに値しない』と受け取られかねないものでした。しかし私自身が終末期を考えた時、その中にはALS患者のことを思い起こすことはいままでありませんでした。わかりやすい表現はそのような危険を含んでいることを忘れないでおこうと思いました。2016年に施行された『障害者差別解消法』について全く理解していませんでした。『障害者差別』ではその人が必要な環境調整（合理的配慮）を提供しないことも差別になると定めており、医療機関にも“合理的配慮義務”はありました。それは親切にしましょうというものではなく、環境調節や情報補償も“合理的配慮”に値するものでした。あまりの無知さに恥ずかしいばかりでした。

それ以上にこの会場の少なさに一抹の寂しさを覚えました。

報告Ⅵ

常務理事　松村　智子

第52回日本薬剤師会学術大会の前日に「山口県薬剤師会創立130周年記念大会」が下関市生涯学習プラザ、海峡メッセ下関で開催されました。専門薬剤師育成セミナーとして、がん薬物療法専門薬剤師、妊婦授乳婦専門薬剤師、感染制御専門薬剤師、精神科専門薬剤師のセミナーがありました。私は生涯学習プラザで、開会式と特別講演に参加しました。

当日は前の日からの台風の風で呉線が止まっていたので、クレアラインのバス、市内電車を使って新幹線にたどり着きました。

特別講演 1

「時代は薬局の活躍を待っていた！薬剤師が世界をかえる」

株式会社クラスAネットワーク　会長　橋本　薫氏

新しい社会ができると、その世界だけの常識ができる。医薬分業が進み、順調な調剤報酬を背景に制度に依存した保険薬局の世界がそれである。その調剤報酬が厳しくなった今、薬局の役割を問われています。

薬局選びの条件

1　待たせないこと　1.8%
2　理由なし　43%
3　病院から近い　38%
4　信頼　10%

治す医療（非日常）→健康を維持する医療（日常）

薬局は全国に広がる巨大な健康のセーフティネット。

高齢者が増えてきた現在、新たなイノベーションを必要としています。

保険薬局の薬剤師は、医療制度のドアの外に広がる世界、人々の生活に飛び出す時である。

特別講演 2

「男とおんなの脳科学～男女や年齢で違う感性を知る」

株式会社感性リサーチ　黒田　伊保子氏

人工知能の研究チームで「35才、美人秘書アニカ」を作った時に、まず人間が対話をするときにどのような知能を使っているかを研究したときの話から始まりました。機械では美人秘書と設定してもどうしても踏み込めない部分があるとのことです。

男女の脳は違うのか、違わないのか

男女の脳はとっさの使い方の違いがある。

プロセス思考共感型、ゴール指向問題解決型はそれぞれその話法でしか気づけない真実がある。「妻のトリセツ」「定年夫婦のトリセツ」等たくさんの著書があり、男女の会話から理解しやすくお話されました。

新人薬剤師のみなさん！

豊見雅文会長とお話しませんか？

広島県薬剤師会誌３月号の「巻頭特集」で、豊見雅文会長と新人薬剤師さんの対談を掲載予定です。つきましては、対談に参加する新人薬剤師の方々を募集しております。
ご興味のある方はお手軽に事務局までご連絡下さい。

広島県薬剤師会事務局　082-262-8931

第７回 広島県災害時医薬品搬送訓練

災害対策委員会委員　**佐々木　順一**

日時・場所：【１日目】令和元年10月16日（水）13:30～17:00　広島県薬務課
【２日目】令和元年10月17日（木）13:30～15:30　海上自衛隊呉教育隊ヘリポート及び会議室

広島県薬務課と医薬品卸組合、医薬品卸が毎年実施している災害時医薬品搬送訓練に災害薬事コーディネーター（災害薬事 Co）として参加しました。想定は、10月16日８時30分に南海トラフ地震（震度６強）が発生し、薬務課からの要請に基づき災害薬事 Co を派遣するというものです。１日目は本部 Co として竹本貴明先生と、２日目は現地 Co として串田慎也先生、中岡千寿先生と参加しましたので、概要を報告いたします。

【１日目】

到着するとまず状況付与がなされました。①呉地区で土砂崩れや浸水被害によりけが人が多数発生している、②今後医薬品の需要増が予想される、③呉への搬送ルートが寸断されており搬送手段の確保が必要であるという状況です。すでに現地（自衛隊病院や現地 Co）より必要な医薬品リストが FAX で送られてきており、それを整理し各卸に発注を行うという訓練でした。広島県と広島県医薬品卸協同組合は、災害時における医薬品等の供給等に関する協定を締結しており、発災から３日間（初動期）に必要となる医薬品リストが３ヵ月ごとに更新されています。このリストを確認し発注を行いますが、リストにない場合には、代替薬を発注しました。しかしながら、紙ベースの要望医薬品を整理し、リストに掲載してある医薬品名と GS１コード（または JAN コード）を手入力する作業は思った以上に時間のかかるものでした。今回やるべきであった搬送ルートの検討までには至りませんでした。

【２日目】

13時30分に集合し、前日に薬務課に発注した医薬品を現地災害薬事 Co として受け取るという訓練でした。また、今回は医療ガスに関して、日本産業・医療ガス協会中国地域本部より説明がありました。医療用酸素はボンベが黒色であり他のボンベと見分けがつくようになっていること、医療用酸素のアダプターは関東と関西で異なるため大災害などで地域を超えて酸素ボンベを運搬する際には注意が必要なことなどを学びました。最後に、災害時の連携や今後の訓練について意見交換がなされました。

【感想】

昨年の西日本豪雨災害では安浦地区で活動を行いました。避難所に医療用医薬品を滞りなく供給していただいた卸の活躍は、この訓練の成果であると思います。災害医療において「スイッチを入れる」というのは、できそうでなかなかできることではありません。訓練に定期的に参加している各卸の災害に対する意識の高さを実感しました。今後は協定に基づき、災害薬事 Co として医薬品供給に関わっていくわけですが、要望医薬品の必要性の評価、発注作業の効率化は検討課題だと思います。

今年３月に広島県と広島県薬剤師会の間で協力協定が締結された災害薬事 Co の役割については、２日目の会議においても話題に上りました。医薬品供給以外にどのような活動ができるのかすり合わせをするのと同時に、広島県薬剤師会（災害対策委員会）として、災害薬事 Co の人材育成のための教育・訓練を実施していく必要があると感じました。

タイ病院薬剤師会　広島県薬剤師会訪問受入れ

薬事情報センター長　**水島　美代子**

日　時：令和元年10月16日（水）
場　所：広島県薬剤師会館

「サワディーカー」「こんにちは」それぞれが相手方のご挨拶で始まりました。

タイ病院薬剤師会（the Association of Hospital Pharmacists（Thailand））のAmnouy Preukpakpoom会長外６名の先生方が、広島県病院薬剤師会会長　広島大学病院薬剤部教授　松尾裕彰先生、広島大学病院薬剤部副薬剤部長　垰越崇範先生の引率で、広島県薬剤師会館においでになりました。日本病院薬剤師会とタイ病院薬剤師会の交流事業の一環で、広島に滞在され、薬局、病院等を視察後、広島県薬剤師会へ訪問された次第です。

タイでは、今年、医薬分業制度が始まったばかりとのことで、日本での分業の実情を知り、今後に活かしていきたいとのご意向でした。

まずは、モバイルファーマシーへご案内し、導入の目的や経緯、活動状況、そしてモバイルファーマシーの機能や設備等々、ご紹介しました。大変興味を示され、様々なご質問を受けることになりました。幸い、タイ語―日本語の大変優秀な通訳（タイ出身の大学院生）が帯同され、込み入った質問と込み入った回答にも丁寧に対応下さり、会話が弾みました。車内の様子や運転席でヤクザイくんぬいぐるみと一緒に等、多くの写真を撮られていました。続いて、会営薬局も見学され、医薬分業に伴う疑問点、例えば、病院ではなく薬局での麻薬や注射薬の取扱い等々、矢継ぎ早に質問されていました。

その後、豊見雅文会長との歓談の時間となり、ここでも、タイの先生方からの日本の諸制度への疑問点がたくさん出て参りました。日本薬剤師会の現況［Annual Report］（日本薬剤師会発行）等も参考にされながら、薬剤師会の活動や病院薬剤師会との会員母体の違い等を豊見会長や松尾先生からご説明されると、タイの制度との違い（例えば、薬剤師会、学校薬剤師活動等）についての意見交換へと繋がりました。

今回、海外の方をお迎えするにあたり、言語だけでなく、食（ベジタリアン、食習慣や宗教上食べられないもの）等、いろいろと配慮すべきことがあることも学び、大変有意義な受入れとなりました。

タイ病院薬剤師会からは、この度の対応に感謝の意を示され、記念品（乳鉢と乳棒を形どった金色の置物）をいただきました。応接室に飾ってありますので、機会があればご覧になって下さい。

微笑みの国からのご訪問とあって、終始にこやかで、半日があっという間に楽しく過ぎました。貴重な機会をありがとうございました。

令和元年度 第１回 広島県アレルギー疾患医療連絡協議会

副会長　野村　祐仁

日　時：令和元年10月16日（水）
場　所：広島県庁本館　501会議室

広島県のすべての県民が、居住地域に関わらず適切なアレルギー疾患治療を受けられ、適正なアレルギー疾患情報の入手ができる体制及びアレルギー疾患の発症や重症化に影響する様々な生活環境を維持向上するための支援体制を構築する趣旨で、「広島県アレルギー疾患医療連絡協議会設置要綱」に基づき、広島県アレルギー疾患医療連絡協議会が平成30年度に設置されました。

平成31年２月１日に広島県アレルギー疾患医療拠点病院に広島大学病院を選定し、平成31年２月２日（土）に、アレルギー疾患医療従事者等研修会（参加者：99人　医師57、薬剤師12、看護師７、栄養士20、その他３）を開催しました。

この度の協議会に於いては、今後の取組について下記の協議をおこないました。

（１）広島県アレルギー疾患医療提供体制の整備について

県民が、居住地域にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられ、適切なアレルギー疾患情報が入手できるよう、患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備を目指す。

《専門的医療の供給体制の整備》

診断が困難な症例や、標準的治療では安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患の患者が専門的な医療を受けられる体制の整備

アレルギー疾患医療拠点病院を中心とした専門的なアレルギー疾患医療を提供する医療機関のネットワークの構築

《医療従事者の育成》

医療機関や関係団体と連携して、アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修を実施すると共に、将来的には、保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教員等に対する講習も検討していく。

《医療機関に関する情報の提供》

診断が困難な症例や、標準的治療では安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患の患者が専門的な医療を行う専門的な医療機関に関する情報提供

（２）令和元年度広島県アレルギー疾患対策研修会の内容について

日時　令和２年２月14日（金）19：00～
場所　広島大学医学部　広仁会館
対象　アレルギー疾患医療従事者（医師、薬剤師、看護師等）
講義　演題１　耳鼻咽喉科医の立場から
「気道アレルギー疾患と上気道感染症について」
講師　耳鼻咽喉科くにもと医院　院長
國本　優先生

演題２　呼吸器科医も立場から
「気管支喘息－基本的知識と最新の話題－」
講師　広島大学大学院医系科学研究科
分子内科学　講師
岩本　博志先生

（３）アレルギー疾患対策に関わる令和２年度の事業計画について

・広島県アレルギー疾患医療拠点病院（広島大学病院）において、患者やその家族向け及び医療機関向けのホームページを開設（情報提供）
・広島県アレルギー疾患対策研修会　年１回（人材育成）

令和元年度広島県アレルギー疾患対策研修会の案内はこの会誌内に掲載しておりますのでふるってご参加ください。

県民公開講座

薬事情報センター長　**水島　美代子**

日　時：令和元年10月19日（土）15：00～16：30
場　所：広島県薬剤師会館

テーマ：アンチ・ドーピング

会次第

司会：（公社）広島県薬剤師会　副会長　野村祐仁
1．開会
2．講演
「薬剤師×アスリート×競技指導者の立場からのアンチ・ドーピング」
広島ドラゴンフライズアンバサダー
薬剤師
広島都市学園大学特任講師　　岡崎　修司氏
3．質疑応答
4．閉会

スポーツの秋、そして、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催間近となり、ドーピングへの関心の高まりに呼応する形で、アンチ・ドーピングをテーマとした県民公開講座が開催されました。

講師は、薬剤師であり、広島ドラゴンフライズ　元プロバスケットボール選手、そして、現在は、指導者として広島ドラゴンフライズアンバサダーとユースチームコーチのお立場でご活躍の岡崎修司先生。公開講座には、薬剤師、医師、医学生、トレーナー、そして一般の方と例年とはちょっと違う方たち参加者約60名でした。

ご講演は、スポーツドクター、スポーツ栄養士は認知されているが、「スポーツファーマシスト」はご存知ですか？から始まりました。ドーピングが何故いけないのか？そして、アスリート等で常態化しているサプリメント摂取とそのリスク、“うっかり”では済まされない選手生命や人生にも及ぼす影響のことも交えて分かりやすく説明頂きました。ご自身が選手時代に体験した天皇杯準優勝後のドーピング検査時のプレッシャー等は、とても臨場感のあるエピソードでした。後半では、実際に起こったドーピング違反事例～SNSを介した誤った情報伝播、風邪薬やサプリメントでの禁止物質の含有、TUE*申請のし忘れ、医薬品の製造過程での禁止物質アセタゾラミドの混入等～、を「疑惑のチャンピオン」という映画も交え紹介されました。アスリート人生の引退後まで考えると「うっかり」では許されない。一方で、現状では多くのアスリートが相談しているのはトレーナーであるため、薬の専門家として、アスリートに寄り添いニーズに対応できる薬剤師、スポーツファーマシストへの期待は大きいとまとめられました。

講演後には、ご講演への質問、それとも素敵な岡崎先生とお話しされたいと思われた方たちの長い行列ができていました。参加されていた医師、医学生の親子から、「漢方薬ならいいかと思ったけど、そうよね、麻黄はエフェドリンが入ってるしね。勉強になったわ」等々、大変さわやかで勉強になる県民公開講座でした。

＊TUE：治療使用特例（Therapeutic Use Exemptions）は、禁止物質・禁止方法を治療目的で使用したい競技者が申請して、認められれば、その禁止物質・禁止方法が使用できる手続き。これは、競技者が正当な治療を受ける権利として世界規定で定められている。また、TUE申請は、原則、事前に申請して許可を得なければならず、ドーピング検査で禁止物質が検出された後で治療目的のための使用であることを主張しても制裁を免れることはできない。

＜挑戦！あなたもドーピングホットラインを体験してみましょう＞

岡崎修司先生のご講演の中で紹介された薬剤師国家試験問題です。

アンチ・ドーピングホットラインサイト*を活用し、回答してみてください。

＊ http://hiroyaku.jp/di/hotline/ ＞リンク集＞禁止表国際基準にもとづいた検索サイト

『25歳男性。19時に来局した。男性は「本日、夕方から咳こみがひどく、おなかの調子も良くない。熱はないのでかぜの初期症状だと思う。明日から始まる国体に選手として参加するのだが、夜間診療している医療機関に行く時間がない。薬局で買えるかぜ薬と胃薬で早く対処したい」と訴えた』。

問１

右表の成分を含む一般用医薬品のうち、ドーピング禁止物質*を含まないのはどれか。２つ選べ（＊世界アンチ・ドーピング機構が定める禁止表に記載されている物質）。

問２

この男性に対する薬剤師の説明として、適切なのはどれか。２つ選べ。

1　漢方製剤であれば、どの製品でも使用できます。
2　健康食品・サプリメントの使用にも、注意が必要です。
3　かぜ薬と胃薬であれば、今晩使用した分は、明日の朝までに体外に排出されます。
4　ドーピング禁止物質は、新しく追加されたり変更されることがあります。

1	（３包中） 炭酸水素ナトリウム 1500mg 炭酸マグネシウム 440mg　プロザイム 18mg ホミカエキス散 200mg　センブリ末 10mg ビオヂアスターゼ1000 90mg　*l*-メントール 20mg
2	（１包中） メトキシフェナミン塩酸塩 50mg ノスカピン 20mg　カンゾウ粗エキス 66mg グアヤコールスルホン酸カリウム 90mg 無水カフェイン 50mg マレイン酸カルビノキサミン　4 mg
3	(60mL 中) ジヒドロコデインリン酸塩 30mg グアイフェネシン 170mg クロルフェニラミンマレイン酸塩 12mg 無水カフェイン62mg
4	（６錠中） プソイドエフェドリン塩酸塩 135mg L- カルボシステイン 750mg イブプロフェン 450mg *d*- クロルフェニラミンマレイン酸塩 3.5mg ジヒドロコデインリン酸塩 24mg 無水カフェイン75mg
5	（１錠中） ブチルスコポラミン臭化物 10mg

【解答と解説】

問１

＜解答＞　３、５

＜解説＞

世界アンチ・ドーピング機構（WADA）によってドーピング禁止物質が規定されている。

- 選択肢１　×　ドーピング禁止物質は、ホミカエキス散～ストリキニーネが含まれ興奮作用を有する。
- 選択肢２　×　ドーピング禁止物質は、メトキシフェナミン塩酸塩～アドレナリンβ２受容体刺激薬作用を有する。
- 選択肢４　×　ドーピング禁止物質は、プソイドエフェドリン塩酸塩～交感神経興奮作用を有する。

問２

＜解答＞　２、４

＜解説＞

- 選択肢１　×　漢方製剤の構成生薬にドーピング禁止物質が含まれているものがある。
  麻黄：エフェドリン、メチルエフェドリン、プソイドエフェドリン
  ホミカ：ストリキニーネ
- 選択肢２　○　健康食品・サプリメントは容器には表示されていないがドーピング禁止物質が含まれている可能性があり、注意が必要である。
- 選択肢３　×　薬物を夜服用した場合、代謝・排泄されず体内に残っている可能性がある。ドーピング禁止物質含有のかぜ薬、胃薬については競技会前日に服用しないこと。加えて、ドーピング禁止物質には「Ｉ：常に禁止される物質」もあり、それら物質では競技会前日に限らず、服用しないこと。
- 選択肢４　○　ドーピング禁止物質については、毎年改定されている。

令和元年度 広島県薬剤師会在宅支援薬剤師専門研修会Ⅰ

広島市薬剤師会　大石　祥子

日　時：令和元年10月20日（日）
場　所：学校法人福山大学宮地茂記念館

10：00～　開会挨拶
広島県薬剤師会　専務理事
村上　信行

10：05～12：00　第一部
「在宅支援及び在宅関連施設について」
講師：全国薬剤師・在宅療養支援連絡会　副会長
萩田　均司

13：30～14：30　第二部
「在宅で見かける医療機器・医療材料について」
講師：ティーエスアルフレッサ（株）機器推進部
木村　功

14：30～16：30　第三部
「地域包括ケアシステムと多職種連携」
講師：広島県介護支援専門員協会　研修センター
副センター長　荒木　和美

16：30～　修了証授与　閉会

私は、在宅専門クリニックの門前で、在宅業務に携わるようになりもうすぐ３年になります。両親も要介護２で、公私ともに介護に追われる日々の中、いろいろな疑問や問題に直面することは多く、しかしまとまった研修も受けることもなかったため、今回の研修に参加させていただきました。

第一部では、宮崎県で薬局を経営されている萩田均司先生による、「在宅支援及び在宅関連施設について」でした。まず薬剤師の現状ですが、医薬分業は進み、処方箋を持って、薬局に行くことは定着してきましたが、果たして、地域住民は薬局に何を求めているか？薬剤師側は、かかりつけ薬剤師、健康サポート薬局など、病気の予防や健康のサポートを担う意識が高まっているが、地域住民はまだまだ薬を調剤してもらう、OTCの購入にとどまっています。また、在宅医療といっても、どこに相談すればいい？薬剤師は在宅で何をやってくれるの？という役割も周知されていません。また、チーム医療といっても、どんな人が、どのような役割を行うのかを理解することから始まります。

薬剤師として、患者や患者の家族だけでなく、他の医療スタッフに対しても知識や情報を提供できるよう、薬の専門家としてアドバイスできることの意義を学びました。

第二部では、ティーエスアルフレッサ（株）　機器推進部　木村功先生より、在宅で使用する特定保健医療材料の説明を受けました。病院で勤務していたとき、点滴は薬局で扱っていましたが、チューブや針などは馴染みがなく、在宅で提供するにあたり、どの部分にどのように何がつながって何が必要であるか、訪問看護師さんにまかせっきりでしたが、図解で説明を受け、非常にわかりやすかったです（６年制を卒業されている薬剤師の方々は、授業で習われているのでしょうが、昔はなかったもので）。

第三部では地域包括ケアシステムと多職種連携について、広島県介護支援専門協会　荒木和美先生に介護にかかわる基本的な地域の仕組みを学びました。在宅医療になる前の段階で、介護の必要性を発見する体制、どの程度の介護が必要か、介護サービスにはどのようなものがあり、何がその人に適したサービスか？

要介護になる前に地域でできること、必要なことなど、周知されていないことによる情報格差も問題があると思いました。

以上、講義はⅡ、Ⅲと続くようですが、日常業務に還元できるよう学んでいきたいと思います。

令和元年度「薬草に親しむ会」

広島佐伯薬剤師会　**上地　弘輝**

日　時：令和元年10月22日（火・祝）
場　所：魅惑の里（廿日市市吉和）

「薬草に親しむ会」は薬用植物の専門家の方々とともに、薬用植物を観察し、薬効・薬用部位・使用方法及び栽培方法並びに漢方薬の正しい知識を習得することを目的としています。今回は台風20号が接近していたなかでしたが、天候にも恵まれ多くの方に参加していただくことができました。

当日は午前中に７つの班に分かれて、会場の魅惑の里を２時間程度散策しました。私は普段あまり意識して植物を観察することがなかったこともあり、講師の先生の説明をうけた後に改めて葉や実、においなど見たり感じたりすると色々と違う特徴があって面白いものなのだなと思いました。散策中に落ちていたヌルデの虫こぶを実際に割ってヌルデシロアブラムシを見てみたり、シロモジと事前に他から持ってきていただいていたクロモジのにおいの違いを嗅いでみたことが印象に残っています。植物の名称についても幹が中空のウツギ（空木）であったり、樹皮を煎じた汁を目薬として使用していたことからメグスリノキ、垣根を通りぬけるくらい茂ることからカキドオシ（垣通し）など、その形状や味・におい・薬効などから名称がついていることを知ることができました。またカキドオシは幼児の癇癪を治す薬草としてカントリソウと他の呼び方もあり、同じ植物でもその特徴などからいろいろ名称があることも知れました。

散策終了後は昼食をとった後、午後は７人の講師の先生方による講習会をしていただきました。県内の植生についてや、スイセンの葉とニラやゴボウとチョウセンアサガオの根など見た目が似たものを誤って食べてしまうことで起きてしまう中毒への注意など様々な話を伺うことができました。

薬草についてあまり知識がなかったこともあり、今回「薬草に親しむ会」に参加させていただいていろいろ知ることができたり、関心を持つきっかけになってとても有意義な１日を送ることができました。次回の第55回になる「薬草に親しむ会」も多くの方に楽しく有意義な時間を過ごしていただけるものになればと思います。

令和元年度 結核予防技術者研修会

常務理事　中川　潤子

日　時：令和元年10月23日（水）19：00～20：30
場　所：広島県医師会館２階　201会議室

1　開会
2　情報提供（19：00～19：15）
　広島県の結核行政情報（広島県健康福祉局健康対策課）
3　講演（19：15～20：30）
　テーマ：結核を巡る最近の話題と診断・治療・予防
　講　師：重藤　えり子先生
　　（国立病院機構東広島医療センター　呼吸器内科）
4　質疑応答
5　閉会

＜情報提供＞

広島県内の結核の発生動向（2001～2018年）は、患者数、罹患率ともに減少してきています。2018年の状況は、広島県の新登録患者数が290人、人口10万人対罹患率は広島県が10.3（全国は12.3）となっています。広島県の結核新登録患者の年齢構成をみると、70歳以上が６～７割を占めており、高齢者に偏在していることから、早期発見・早期診断によるまん延防止や患者管理・支援においては高齢者対策が必要となります。また、若年層においては外国人の増加傾向がみられ、外国人対策として啓発や治療支援対策の整備などの基本的施策が策定されています。更に、長期滞在予定者には、入国前結核検診制度の導入が準備中とのことでした。

＜結核を巡る最近の話題と診断・治療・予防＞

重藤えり子先生より、ここ数年間の News として以下のお話がありました。

新しい診断：QFT-Plus について

潜在性結核感染症（LTBI）の診断に必須の検査がインターフェロン遊離検査（IGRA）ですが、2018年に第４世代 QFT である QFT-Plus が承認され、移行が進んでいるそうです。

QFT-Plus の特徴として、

・CD４　T細胞の他に DE８　T細胞のシグナルも利用するので感度が上昇（特に HIV 陽性患者や免疫不全状態にある高齢者などの診断に貢献）
・判定保留がない（判定不可はあり）
　判定不可も QFT-３G より少ない
　採血から培養までの検体保存期間が延長可能（～53時間）
　ヘパリンリチウム採血管１本に５mL 採血し、２～８℃で48時間までの保存可
・採血管の変更（世界共通のものになった）

治療について：

・標準治療は INH と RFP、PZA、EB ないし SM の４剤を２ヵ月、INH、RFP２剤を４ヵ月、計６ヵ月治療が標準となりました。
・既存の抗結核薬との交差耐性がみられない、デラマニド（DLM）とベダキリン（BDQ）２種類の新薬が承認されました。日本における承認条件として、適応症は多剤耐性肺結核のみです。
・多剤耐性結核は非常に難治であるため、薬剤感受性が把握できている場合は、有用性の高い薬剤を選択し５剤で治療を開始し、菌陰性化後18ヶ月治療を継続します。治療費が高額になるそうです。

結核は「法」で定められた感染症のため、様々な規定や義務などがあります。治療の成功のカギは、DOTS（患者支援）と副作用への対応だと述べられました。

参考文献他も紹介していただきましたので、是非ご覧ください。

・結核診療ガイド（日本結核病学会編　南江堂）
・結核・非結核性抗酸菌症診療 Q&A
　（日本結核病学会編　南江堂）
・結核医療の基準（平成28年改正）とその解説
　（結核予防会）

★日本結核病学会ホームページ
　http//www.kekkaku.or.jp
　→医療従事者の方へ→委員会報告
　　結核病の基礎知識　改訂第４版

お知らせ：
日本結核病学会は、2020年１月１日より「日本結核・非結核性抗酸菌症学会」に名称が変更されました。

全国健康保険協会広島支部
第３回 広島県医療関係者意見交換会

専務理事　村上　信行

日　時：令和元年10月24日（木）
場　所：広島県歯科医師会

標記交換会が10月24日に二葉の里お隣の広島県歯科医師会館にて開催され、出席いたしました。取りまとめは全国健康保険協会広島支部で医師会、歯科医師会、薬剤師会に広島県の健康福祉局、広島市の健康福祉局、広島県国民健康保険団体連合、広島県後期高齢者医療広域連合、健康保険組合連合会、そして協会けんぽ広島支部支部長等12名での意見交換となりました。議題は

（１）職域における歯科保健について
（２）「令和元年度　後発医薬品の使用促進に向けた広島県の取組」について
「令和元年度　ジェネリック医薬品使用促進事業」について
「フォーミュラリー勉強会」について
（３）糖尿病の重症化予防について
（４）その他

でした。

まず（１）の職域における歯科保健についてでは、歯科医師会上川常務理事より、生活習慣病と歯周病の関連についての講話があり、各団体や県、市に啓発と歯科受診勧奨への協力依頼がありました。唾液潜血検査の簡易体外検査薬品（ペリオスクリーン）が有用だが、その判定は技師でなく医師、歯科医師が必要となるところから、少しハードルが高い部分があるようでした。変わったところではケーキ屋さんなどの虫歯が職業と密接な関係のある事業所には歯科検診が義務付けられているとのお話がありました。

続いて（２）は、ある意味本題で、まずは広島県健康福祉局より取組の概要説明があり、広島県は「一般名処方」率は高いのに後発医薬品の使用率が低いところが意見として上がって来ました。保険者団体は一般名処方が有力な手段と思われていた分、意外感があるようでした。協会けんぽからジェネリック希望シール配布について等の意見を薬剤師会に求められたが、薬剤師は後発医薬品の説明責任が義務付けられているところから、薬剤師に対して希望シールの有無による特段のインセンティブは弱いと思うが患者さんに対しての意識向上には役立つと思う、意見を述べた。また、医師からはジェネリックに対して「良いものを安く」との姿勢を示唆されましたが、国が同等性を確認・承認した医薬品に薬剤師が優劣をつけるのは難しい事であり、劣性医薬品があるならば国において対処して頂きたいとの意見を述べました。ただし、外用薬においては直接医薬品の優劣でなく、貼付用基剤においての優劣はあると感じていることを申し添えました。「フォーミュラリー勉強会」について協会けんぽより、「日本調剤」の行った勉強会資料が提供され、後期高齢者医療連合から薬剤師が、優劣がないとの認識ならばこそ、フォーミュラリーの進展が必要ではないかとの意見があった。私としては、外国における保険制度のように使用医薬品の制限が設けられることと異なり、日本のフリーアクセスを主とした健康保険制度では院内フォーミュラリーとは違い、県単位や地域単位でのフォーミュラリーは慎重にならざるを得ない意見を述べました。医師会からの呉での使用頻度の高いジェネリック調査をリストアップしたところ、決して安くなかった事例や広島市民病院においては院内フォーミュラリーに取り組み始めたがジェネリックの普及が目的ではないことの念を押されていた。

（３）糖尿病の重症化予防については、現状では医療機関の診療時間における生活習慣にまで踏み込んだ面談や、指導は困難で、長期フォロー体制の保健指導が必要との意見がでた。また医師から一程度以上の糖尿病患者が治療を中断するケースを危惧し、保険者においての、早期な把握・対応を要請された。後期高齢者医療連合からはレセプトデータから重症化予防対象者や治療中断者などのリスク保有者を抽出し、指導と啓発教育をセットで、各圏域に一定数配置予定の医療専門職で実施していく計画が報告されました。協会けんぽと薬剤師会で実施している「重症化予防事業」について、有意義として取り組んでいるが、実数的には不十分な結果となっている。患者さんの「やってみよう」と言う気持ちが重要であり、継続的に行うことで事業参加意思の誘起を推進していきたいと述べた。

（４）その他では各団体からの特段の意見はなく、協会けんぽから各健（検）診を入り口とした健康づくりの好循環を実現できるよう、協力を依頼され、この会議開催を半年に１回程度とし、広島県は全国的に健診受診率や保健指導の実施率は低いところから、次回テーマに歯科、がん検診を含めた受診率を如何に高めるかの課題が提案され、閉会となった。

第39回 広島県薬剤師会学術大会

広島市薬剤師会　谷口　智昭

日　時：令和元年10月27日（日）10：00～17：00
場　所：広島県薬剤師会館

テーマ：薬剤師、新時代に向けて

広島県各地からたくさんの薬剤師の先生方が来られ、活気のある広島県薬剤師会学術大会でした。また、多くの先生方から薬剤師としての幅が広がる内容を聞くことができました。

沢山の発表がありましたが特に印象に残った、特別講演して頂いた日本薬剤師会　山本信夫会長の薬剤師のあるべき姿についてと、これからの薬局が求められると思われる役割の在宅・健康サポート薬局について報告したいと思います。

まず、山本会長の講演を聞いて、現在薬剤師を取り巻く環境はとても厳しいものとなっていることを痛感いたしました。しかし、厳しいというのも期待の裏返しで、薬剤師や薬局がこれまで以上に患者や医師などから求められているとも考えられます。最近は、調剤単体の業務だけでなく、かかりつけ薬剤師による一元管理や、薬の効果、副作用の確認を医師にフィードバックするといった従来の業務より一歩踏み込んだ業務を求められています。

これから超高齢社会になると言われており、政府は2025年には病院ベッド数を16万～20万床減らし、手厚い医療が必要としていない30万～34万人を自宅や介護施設で治療するように切り替えるという取り組みを行っています。

超高齢社会においてベッド数を減らすと、様々な問題が出てくると思いますが、薬局における一番の問題は在宅管理が必要な患者が増えることです。在宅業務が増えてくるからには、薬局薬剤師も患者に薬の説明だけではなく、多職種と連携して状況を医師やケアマネジャーに報告できる知識を身につけておかなければなりません。

在宅の話の中で印象に残ったのが、サザン薬局の今田哲生先生のお話です。今田先生は、ケアマネジャーの資格を持たれています。いつも処方箋を持ってきてくれていた患者さんからいきなり「今日、すい臓がんでステージ４と言われたよ。この先は真っ暗だよ。これからどうすればいいかね」という相談でした。その薬局が日ごろから地域に密着していないとこのような相談はないと思います。このように、終末期をこのように過ごしたいと薬局で相談される機会も増えてくるかもしれません。しかし、なにも分からない状態では話になりません。日ごろから薬局が地域の介護施設や居宅サービス事業所などと連携し、患者さんの望むライフスタイルに合った指針を提示出来る相談窓口になる必要があると感じました。

最後に、2019年10月に政府が病気の予防などに積極的に取り組む自治体を支援する交付金を、2020年度予算案で1500億円程度を計上する方向で検討していることを耳にしたことがある人もいると思います。薬剤師も病気の予防に積極的に介入していくことが求められる時代がくるのではないでしょうか。

健康サポート薬局として、先頭を走っておられる蔵本薬局の蔵本恵先生が熱く語られていました。健康サポート薬局として地域の皆さんに健康教室を開くなど多職種や病院と連携して取り組んでおられ、これからこのような薬剤師・薬局が増えていく必要があると感じました。また、予防は医師だけでなく多職種と連携した、健康サポート薬局の推進が不可欠であると感じました。それが、山本会長が講演されたこれからの薬剤師・薬局のあるべき姿だと思います。薬剤師という専門性を活かす為にも常に研鑽を積み、長寿で健康な地域社会に貢献していきたいと思います。

日本薬剤師会 令和元年度
「成分から導き出す、適切なOTC医薬品の選択方法」研修会

常務理事　吉田　亜賀子

日　時：令和元年11月7日（木）13：00～16：20
場　所：公益社団法人　日本薬剤師会　8階会議室

日本薬剤師会一般用医薬品等委員会　濱野明子委員の司会のもと、日本薬剤師会　山本信夫会長の開会挨拶で研修会は始まりました。

「倫理及びOTC医薬品取り扱いの基本的な考え方」について、日本薬剤師会　渡邉和久常務理事より薬剤師の果たすべき役割と倫理、薬剤師・薬局を取り巻く環境の変化、セルフケアとセルフメディケーションについての講義がありました。講義の中で「薬物療法の一元管理を担うことはかかりつけ機能であるが、そもそも『かかりつけ』とは行きつけのよく利用する、来局頻度が高いことである。つまり、かかりつけ薬局になるためには、来局頻度を向上させる必要があり、そのためには地域生活者の多様な要請に品揃えと適切なセルフメディケーション支援を実践できる専門性が求められる」という内容がありました。国民皆保険制度により日本では医療機関への受診のハードルは低いですが、私たち薬剤師がセルフメディケーションを支援することがさらに目に見える対人業務に繋がると感じました。

つづいて、日本薬剤師会一般用医薬品等委員会　藤田知子委員より添付文書の読み方についての講義がありました。講義の中では一般用医薬品と医療用医薬品の承認審査上の違いについての話がありました。一般用医薬品は、一般の人が直接薬局等で購入し、自らの判断で使用することを前提に審査をされている。そのため使用上の注意は一般の人に理解されやすい表現となっている。例としてPL配合顆粒とパイロンPL顆粒の添付文書での比較が行われました。PL配合顆粒では『前立腺肥大等下部尿路に閉塞性疾患のある患者』という禁忌への記載がパイロンPL顆粒では『排尿困難』で相談することと記載されていました。また相互作用の記載も少なく、改めて医療用医薬品の添付文書の利用も必要になると感じました。

日本薬剤師会一般用医薬品等委員会　吉田和司副委員長のワークの狙い及び説明後、休憩になりました。

休憩後、日本薬剤師会一般用医薬品等委員会　亀山貴康委員長の進行でワークが開始されました。

ワーク・ケース1では、『鼻炎の症状の訴えがある来局者』への対応について症状やその来局者の背景から必要な成分、不要な成分、使用不可成分を通して医薬品の選択を行いました。さらに追加情報として「とにかく今の症状を止めたい」が加わった場合での医薬品選択をテーブル毎に話し合いを行いました。同様にケース2では『風邪薬を求めて来られた来局者』、ケース3では『頭痛を訴える来局者』、ケース4では『お腹の不調を訴える来局者』で同様なワークが続きました。「来局者の背景により必要な成分、不要な成分が出てきます。それに応えるには店頭に置く薬の種類が必要になります。今置かれている薬で対応できますか？」とのワーク中の問いかけに、改めてその必要を実感しました。研修会は日本薬剤師会　乾英夫副会長の挨拶で閉会となりました。

第58回 日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会 中国四国支部学術大会

常務理事　柚木　りさ

日　時：令和元年11月９日（土）・10日（日）
場　所：香川県高松市

今年の中国四国支部学術大会は、「薬学の進歩と調和－令和の幕開け新たなる挑戦－」というテーマで、うどん県は高松市で行われました。

今回は一般演題21のセッションにて座長を勤めさせていただくことになり、緊張と共に、高松入りしました。

一般演題21　「薬学教育、医療経済」より

先発医薬品・後発薬品の区分の“ゆらぎ”に関する調査
～「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」の５年間の推移より～

高知医療センター　薬剤局　段松　正弘先生

先発医薬品・後発医薬品の区分は薬価改定により薬価が一定水準以下となった場合に消滅すると考えられてきたが、いったん消滅したにも関わらず次回以降の薬価改定で復活している品目がある。その区分の「ゆらぎ」についての調査、報告がありました。

28年度改定時に不採算品再算定・最低価格になる前の薬価を下支えするために導入された制度で、「基礎的医薬品」があります。基礎的医薬品の対象要件は薬価改定直前の市場実勢価格に左右されるため後年になって先発医薬品、後発医薬品に復活する可能性もある。2018年薬価改定時には261成分660品目が対象となっている。

先発品から後発品に切り替えたものの基礎的医薬品になるという、切り替えに要した労力やコストや有効性、安定性の低下のリスクなど問題は多くなっている。

気が付けば先発医薬品がなくなっていて、採用品目が後発医薬品という区分ではなくなっていたということがあるのではないでしょうか？

治療上の存在意義が失われない限り、今後も基礎的医薬品は増えていくと考えられるため、後発医薬品の導入時には薬価の経済的推移を踏まえたうえでの採用の検討も必要との興味深い報告がありました。

第104回薬剤師国家試験問題（平成31年2月23日～ 2月24日実施）

問 14　ヒト染色体において、ヌクレオソームを形成する際に、DNA が巻きつくタンパク質はどれか。**1 つ**選べ。

1　アクチン
2　ケラチン
3　コラーゲン
4　チューブリン
5　ヒストン

正答は 116 ページ

復職支援研修会

参加者

日　時：令和元年11月14日（木）
場　所：広島県薬剤師会館

私は大学卒業後、病院内の薬局で仕事をしておりましたが、妊娠を機に退職し子育て中心の生活で仕事から遠ざかっていました。

子ども達も大きくなり、８年ぶりに調剤薬局での仕事復帰をしましたが、この春他県より広島へ引っ越してきました。

落ち着いたら仕事と思っていたのですが、色々な事情があり仕事が難しく、８年のブランク後の苦労を思うと何もしないわけにはいかず、広島県薬剤師会のHPで復職支援研修会があることを知り、これは今の私に良い機会と思い、参加させていただきました。研修会ではこれまで、知っておきたい薬剤療法として高血圧・糖尿病薬の他、薬剤師のあり方、保険制度や調剤報酬を詳しく教えていただきました。毎回、研修会は楽しくあっと言う間に終了します。

今回のテーマは「在宅医療と薬剤師」でした。

まず、2000年にスタートした介護保険は、介護を必要とする人が少ない負担で介護サービスを受けれるように、社会全体で支えることを目的としてつくられた保険制度であること。40才以上になると介護保険の対象となり、保険料を支払わなくてはいけません。

また、介護サービスは申請をし、認定審査会で申請を受けなくてはサービスを受けられないことや、介護度によって支給限度基準額があること、又居宅サービスや施設サービス、在宅患者訪問薬剤管理指導料についても教えていただきました。

これからますます高齢化社会になり、薬剤師が在宅訪問する場がもっと増えると思います。チーム医療スタッフの中の薬剤師としての役割を考えさせられるお話しでした。

復帰までの期間にこれまでの資料を見直し、知識をつけようと思います。

このような場を作っていただき感謝申し上げます。

第104回薬剤師国家試験問題（平成31年2月23日～2月24日実施）

問 22　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）で定める第一種特定化学物質はどれか。**1つ**選べ。

1　クロロホルム
2　四塩化炭素
3　ポリ塩化ビフェニル
4　2,3,7,8−テトラクロロジベンゾ−*p*−ジオキシン
5　スクラロース

正答は 116 ページ

第19回 広島国際大学薬学部卒後教育研修会

広島国際大学薬学部准教授　**大松　秀明**

日　時：令和元年11月14日（木）
場　所：広島国際大学呉キャンパス３号館１階　3101教室

第19回広島国際大学薬学部卒後教育研修会を広島国際大学呉キャンパスに新設された３号館の3101教室にて開催しました。11月14日（木）の17時からという平日にも拘らず、202名と多くの方々にお越し頂き、遠くは北海道や福岡からもご参加頂きました。

「薬剤師の進化：日本とアメリカの臨床薬剤師」をテーマに、講演１では本学の医療薬学研究センターの三宅勝志先生に、講演２ではノースカロライナ大学薬学部薬物療法・実験治療学部門副所長のデニス・ウイリアムズ先生にご講演頂きました。

三宅勝志先生は「日本における薬剤師事情」という演題にて、日本における薬剤師業務の変遷として、医薬分業の経緯に始まり、高齢化社会が進む社会状況を踏まえた地域医療構想や地域包括ケアシステムの構築について、患者本位の医薬分業の実現に向けたかかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局のあり方、薬剤師が積極的に活躍していく業務、そして薬剤師以外が実施可能な業務などについて講演されました。

続いてウイリアムズ先生は「臨床薬剤師の役割－米国における進化」という演題にて、米国における薬剤師の役割の発展・進化、薬剤および健康管理業務における画期的節目、薬剤師教育およびに訓練における変遷、患者アウトカムへの薬剤師の影響力、健康管理の質向上に関わる薬剤師の役割などについて講演されました。

ノースカロライナ大学は薬学部教育部門で全米第１位と評価されており、ウイリアムズ先生は呼吸器や感染などの専門薬剤師を取得され、実務教育および実務実習を長く指導しておられる先生とのことで、米国の薬剤師50年の歴史や現場の薬剤師が果たしている役割について分かりやすくご説明頂きました。

日本と米国、いずれの国においても共通して医療費などの問題を抱えていますが、薬剤師が活躍することによりこれらの課題を解決していく事が期待されている点は同じです。また、その際に最も重要なのは、患者ケアのために薬剤師は最善を尽くし、医療の質や安全性を高め、患者のアウトカムをより良いものにする事が社会から求められているという事でした。

この度の卒後教育研修会は、今後の薬剤師の活躍がますます求められていることを強く感じさせられる非常に有意義な会であったと思います。

第43回 福山大学薬学部卒後教育研修会

福山大学薬学部卒後教育委員会委員長　**井上　敦子**

日　時：令和元年11月16日（土）
場　所：福山大学薬学部

2019年11月16日（土）、14時55分から福山大学薬学部医療薬学教育センター（34号館）にて、令和元年度の第43回福山大学薬学部卒後教育研修会を実施致しました。今回のテーマは、令和元年にふさわしく「令和新時代、今求められる薬剤師像は？」で、将来へ向かう新たな時代の薬剤師の活躍について考えました。まず、福山大学薬学部准教授　猿橋裕子先生から『地域医療における薬局薬剤師の役割』、ついで福山大学薬学部教授　前田頼伸先生による『病院薬剤師のあるべき姿』についてのお話をいただきました。

特別講演１の猿橋先生は、今社会から求められている薬局薬剤師の一つに、地域に密着した“かかりつけ薬剤師”があり、社会がどのように“かかりつけ薬剤師”を求めているのかについてお話いただき、薬剤師職能の成果設定としてKPI（Key Performance Indicator）についてご紹介いただきました。

社会からのニーズが高くなればなるほど、社会からの評価を受けていくことになるでしょう。その中で薬剤師職能をより高めるためには、薬剤師として行う自己研鑽が有用です。興味深いことに、自己研鑽のために最も有効な学ぶ方法は、“教えること”のようです。教えるのに役立つスキルは、1. 経験学習のサイクル（経験、省察、学び、試行）と2. フィードバック（臨床教育１分間指導法）であり、良き教育現場、良き職場の必要性を話されました。

特別講演２の前田先生には、病院の薬剤師が薬剤の専門家として薬物療法に主体的に参画するお話を、先生ご自身の経験を具体的に例に挙げてご紹介いただきました。

薬剤師の職能を活かすためには医療チームの中で信頼を得ることが必須で、そのために経験を積み重ね、実績を構築していく必要があります。先生は、その実績を優れた論文を発表することにより、積み重ねてこられました。論文発表により、医療人としての責任を果たし、かつ医療チーム内での物申せる立場になってきます。当然、薬剤師が担うべき責任は重くなりますが、医療現場での薬剤師の必要性を高めるいくと、責任は必然的についてくるものと思われます。それが職能の充実感であるのです。プロの薬剤師として働く時に頭に浮かぶアグレッシブな気持ち良いお話でした。

両先生とも、今年度春から福山大学に赴任され、それまでまさにプロフェッショナルな薬剤師として薬局、病院に勤務されておられました。臨場感のある活動的なお話をいただき、拝聴している薬学部卒業生達は、必要とされる新時代の薬剤師になるべく、絶え間なく生涯研鑽する必要があることを大いに啓発されました。なお、本研修会は広島県薬剤師研修協議会、（公社）広島県薬剤師会、（一社）広島県病院薬剤師会、（公財）日本薬剤師研修センターによる共催と（公社）日本薬学会並びに日本薬学会中国四国支部による協賛をいただきました。関係各位に厚く御礼申し上げます。

薬剤師認知症対応力向上研修

安佐薬剤師会　**藤田　美佐子**

日　時：令和元年11月17日（日）
場　所：広島県薬剤師会館

私の勤務する薬局の近隣のクリニックにはオレンジドクターに登録されている内科医と脳神経外科医がいるため、認知症患者様に接する機会が多いと感じています。認知症の治療は始まっていないが物忘れの訴えがある方、治療が開始になったばかりの方、数年間治療を継続している方など様々な方が来られます。しかし、薬剤師歴2年目の私はどの患者様に対しても同じ話をしてしまい、患者様に寄り添った指導ができていないと感じていたため、今回の研修をとても楽しみにしていました。

今回の研修を受ける2日ほど前にも認知症かもしれないと訴える患者様が来局されました。定期薬の管理がうまくいかないと言われていたため、一包化の提案を行いました。翌日、自宅に保管していた定期薬を持参されたため、早速一包化してお渡しすることができましたが、薬の管理以外の話を聞くことができませんでした。もっと色々なお話を伺うにはどのように対処すればよいのか分からない迷いがありました。今回の研修を通して、薬の管理以外の日常生活の困りごとや同居人の有無など聞き出すべきポイントがわかりました。そして薬の管理の面においても服薬に協力できる同居人がいるのかが治療のための重要なポイントになることがわかったため、次回来局された際にはお伺いしてみよう思いました。

また、先日グループホームの調剤において認知症の治療を行っている患者様においてクエチアピン錠が追加になることがありました。聞き取りを行うと職員や他の利用者への暴力・暴言が原因による追加とのことでした。クエチアピン錠を服用することにより落ち着くことができたようです。自宅とは違う環境のため不安があるのだろうと考えていました。今回の研修では慣れ親しんだ自宅を離れて施設に入ると環境の違いが原因でBPSDが起こりやすくなることを学びました。また、BPSDへの対処薬としてクエチアピン錠を処方されることが多いことを理解しました。認知症患者の環境変化への対応は大きな課題ですが、薬を上手に使って落ち着いた生活を送れるように患者様をサポートができるようになりたいと思いました。

日々の業務において認知症患者様と接する機会は多いですが、病態や悩みは患者様ごとに違います。患者様本人の日常生活での困りごとや患者家族の悩み事などを聞き取り、相手に寄り添った対応ができるようになりたいです。今回の認知症患者対応力向上研修で講師をして下さった村上信行先生、永野利香先生、片桐清志先生、山﨑奈穂先生、貴重なご講演をありがとうございました。

スポーツファーマシスト向け Live on Seminar 研修

日　時：令和元年11月20日（水）
場　所：しまなみ交流館・広島県薬剤師会館

報告Ⅰ

福山市薬剤師会　**村上　範行**

国民体育大会に関する情報交換研修会
　講師　（公社）茨城県薬剤師会　職能対策委員会
小沼　祐之
　　（公財）日本アンチ・ドーピング機構
鈴木　智弓

2020年の東京オリンピックに向けてのメキシコ代表チームの広島県東部での活動、宮島等でのトライアスロン大会、あるいは昨今は国民体育大会でもアンチ・ドーピングについての意識が高まっている中、スポーツファーマシストや各医療機関でも選手・部活動顧問・チーム・選手の家族などから問い合わせ等で関連する機会が増えてきています。

そこで今回は今年開催された「いきいき茨城ゆめ国体」でのアンチ・ドーピング活動について活動報告・アドバイス等をいただきました。

まず国体開催が決まると茨城県薬剤師会内でアンチ・ドーピングに係る機関が設置されたが、その啓発活動を期間内に各団体・個人に広める為、あるいは国際基準等の規則再説明、問い合わせ対応を統一する為にも組織的に伝達していく事が大切だった様です。

- 県薬剤師会→地域薬剤師会、日本薬剤師会アンチ・ドーピング委員会等
  →競技団体、運動部活動指導者、競技運営担当者→競技者等
  →薬剤師（保健所の管轄地域単位での講習会）、医師、看護師、登録販売者、チェーンドラッグストア協会、休日夜間緊急診療所
- 地域薬剤師会、県国体実行委員会→市町国体実行委員会

また、啓発方法として講習会のみでなく、県内での各種競技会の競技会場へのブース出展、その際にもクイズ形式やケーススタディ等を利用する事によって意識を上げていかれた様でした。

（例）休日夜間緊急診療所→鎮咳剤・β２刺激剤にも禁止薬が含まれているものがある。
漢方薬、栄養ドリンク、禁止薬リストの定期改訂等のポイントをクイズ形式にする。

その他の啓発資料としてポスター、リーフレットの他に駅構内でのデジタルサイネージ広告、ウエットティッシュに「うっかりドーピング」ホットラインの番号を載せる、お薬手帳や健康保険証に貼付できるラベルを作成された様です。

実際の大会期間中には医師会へのアプローチ不足が原因かクリニックで100mL 以上の点滴が行われたが、関係者へのアプローチが良かったのか早期にホットラインへ相談があり、TUE 申請と JADA への相談についてアドバイスができ、JADA でも緊急性が伝わり早く対応ができた様でした。

各種医薬品についても問い合わせがありましたが、中には麻黄湯、ディレグラ配合錠®、ユンケル等禁止物質を含む医薬品もあった様でした。

もちろん上記の事例においてもスポーツファーマシストとしては競技の継続の判断等はせず、情報の伝達が大切な事に変わりはないです。

また各地域薬剤師会でスポーツファーマシストの数、運営側の関心度等で活動に差がでていた様なので、今後の活動での課題の１つと思われます。

報告Ⅱ

呉市薬剤師会　**野崎　秀人**

我々広島県民にとって「ドーピング」に関する話題と言えば、広島東洋カープのバティスタ選手のドーピング疑惑が記憶に新しいのではないでしょうか。

このように、ドーピングはプロスポーツ選手やオリンピックを目指すようなごく一部のトップアスリートだけが関わる問題と捉えられがちですが、アマチュアスポーツ界でも「どうしても勝ちたい」「もっといい記録を出したい」という思いから、ドーピングやドーピングとは言えないまでも、（鉄剤注射など）健康を損なう恐れのある行為が行われているという事実を、スポーツファー

マシストの資格を取得する過程で知りました。

スポーツファーマシストの活動例としては①国民体育大会（国体）に向けての都道府県選手団への情報提供・啓発活動（国体ではドーピング検査がおこなわれています）②学校教育の現場におけるアンチ・ドーピング情報を介した医薬品の使用に関する情報提供・啓発活動、などがあります。

国民体育大会は、わが国最大の国民スポーツの祭典と言われており、都道府県対抗、各都道府県持ち回り方式で昭和21年（1946年）から毎年開催されています。2019年は本大会が茨城県、冬季大会が北海道で、2020年は本大会が鹿児島県、冬季大会が青森県と富山県でおこなわれます。

広島県では過去に昭和26年（1951年）と平成８年（1996年）の２度開催されており、当面開催の予定はありませんが、お隣の島根県で令和11年（2029年）に本大会開催が予定されています。

広島県薬剤師会の立場としては、当面は選手を送り出す立場となる訳ですが、それを踏まえた上で、今回全国から選手を迎え入れる立場となった茨城県薬剤師会のアンチ・ドーピング活動報告から様々なことを学びました。

国体でのアンチ・ドーピング活動は①競技者等に向けた啓発活動②薬剤師等に向けた啓発活動、の二つに分けられます。

①競技者等に向けた啓発活動では、

1．競技団体向けの講習会
2．運動部活動指導者への講習会
3．競技運営担当者会議
4．競技会会場でのブース出展による啓発

が主におこなわれました。

②薬剤師等に向けた啓発活動では、

1．スポーツファーマシストを対象としたスキルアップ講習の開催
2．登録販売者を対象としたアンチ・ドーピング啓発講習の実施
3．ドーピング防止ガイドブックを関係団体に配布
4．薬剤師を対象としたガイドブック使い方講習会の開催
5．その他地域薬剤師会等への情報発信

が主におこなわれました。

茨城県薬剤師会が挙げた全体を通しての考察として、

- JADAや医師会などの関係諸団体とのネットワーク構築、早期相談の重要性
- 競技者の知識に地域差が見られたことから、地域活動に関する薬剤師会の考え方や取り組み次第で結果は大いに変わってくること
- 常に最新情報を収集し、定期的な啓発活動に結び付ける必要がある

ことなどが挙げられました。

第104回薬剤師国家試験問題（平成31年2月23日～2月24日実施）

問30　主に電位依存性 Na^+ チャネルを遮断することで抗てんかん作用を示すのはどれか。**1つ**選べ。

1　エトスクシミド
2　ジアゼパム
3　ラモトリギン
4　ガバペンチン
5　フェノバルビタール

正答は116ページ

令和元年度 第１回 中国・四国ブロック エイズ治療拠点病院等連絡協議会

副会長　谷川　正之

日　時：令和元年11月21日（木）14：35～16：50
場　所：メルパルク広島

この連絡協議会には、中国・四国ブロック拠点病院、広島県臨床心理士会、中国・四国各県エイズ治療中核拠点病院、中国・四国各県エイズ治療拠点病院、中国・四国各県・市などに所属するメンバーが参加して開催された。

中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会事務局である広島県健康福祉局健康対策課の河端邦夫氏の司会により開会され、開会のあいさつを、田中剛広島県健康福祉局長により行われた。

まず報告として、県立広島病院総合診療科・感染症科部長の宮本真樹先生が座長を務められた。「中国・四国ブロックのエイズ対策について：広島大学病院で行っていること」について、広島大学病院エイズ医療対策室長の藤井輝久先生から、エイズ診療の基本的な考え方は、どこの医療機関でもその機能に応じてエイズ患者等を受け入れること（厚生省通知県医発第815号、平成５年）であること、Non-occupational Post-Exposure Prophylaxis（nPEP※）についてなどの報告があった。続いて、「中国・四国ブロックのエイズ対策について：歯科領域での研究成果」について、広島大学病院口腔検査センター の新谷智章先生から、HIV 陽性患者の口腔乾燥・味覚障害、口腔機能・環境についてや、口腔ケア（細菌数を減少）、咬合力検査・舌圧検査・咀嚼機能検査などについて報告があった。

患者からの提言では、地域原告団の大阪 HIV 薬害訴訟原告団の方から、「薬害エイズがもたらす HIV」について、エイズパニック（神戸・松本・高知事件）、薬被連、きみの歩いた道、HIV 感染医療体制の確保・整備、1990年で1,738名中1,423名が血友病患者であり82％であること、国からのブロック拠点病院への支援について、これまでのまとめとして原告団の協議の方針、血友病の遺伝、今後の課題として福祉と医療との連携や HIV をとりまく環境の変化が大きいことなどについて、お話があった。

休憩を挟んで、広島大学病院エイズ医療対策室長の藤井輝久先生を座長として、厚生労働省健康局結核感染症課エイズ対策推進室室長補佐の中山美恵先生より、「血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症患者に対する医療費の取扱いについて」の講演があり、厚生労働省健康局結核感染症課が作成した、症例を持ち時間５分程度で考えるなどの体験を２症例行った。

続いて行われた特別講演では、広島市立広島市民病院副院長の岡本良一先生を座長に、国立研究開発法人国立国際医療研究センター エイズ治療・研究開発センター医療情報室長の田沼順子先生より「今年度の話題」と題して、2019年度のトピックスとして、ACC 受診者について、薬害 HIV 感染血友病患者における虚血性心疾患スクリーニングー中間報告ー、ACC 救済医療室の活動報告、救済医療におけるチーム医療・実践例の紹介などがあり、最後に、恒久的対策のひとつとして長崎大学で行われた、脳死肝移植についての講演があり、閉会となった。

※PEP（ペップ）とは、暴露後予防（Post-Exposure Prophylaxis）の略で、HIV 感染予防策です。HIV に感染したかもしれない行為の後（暴露後）72時間以内に、HIV 感染症の治療に使われる薬を内服します。薬の服用は、１日１回もしくは２回、30日間続けます。

令和元年度 第１回 広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会

専務理事　村上　信行

日　時：令和元年11月22日（金）
場　所：ホテルメルパルク広島

標記審議会が11月22日に「ホテルメルパルク広島」にて開催され出席いたしました。

基本的には市町に設置されている、国民健康保険運営協議会と同様な位置づけですが、「後期高齢者医療」は県の広域連合にて運営されているところから、この審議会が設置されています。各市町の国保運営協議会は、その市町の首長から運営に関する重要事項を諮問されるところですが、この会には広域連合長からの諮問がなされます。現広域連合長は尾道の平谷祐宏市長であり、審議会員は「学識経験者」「医療機関等関係者」「医療保険の保険者及び被保険者の意見を代表する者」から15名が委嘱されています。前回までは特段気にならなかったのですが、医療機関等関係者としての四師会で、この度より歯科医師会も会長が委嘱されて出席となりましたので医師会、看護協会三師が会長職となりました。任期２年の初年度ですが、次期審議委員には会長にお願いした方がいいと思いました。

広域連合長平谷氏の挨拶、委員の紹介、事務局の紹介と会の概要説明の後、下記の議事４題を審議しての閉会となりました。

議事
（１）会長選任について
（２）副会長の選任について
（３）会議の公開等について
（４）諮問事項について
　　ア　諮問書交付
　　イ　諮問事項の説明
　　（ア）広島県後期高齢者医療広域連合第４次広域計画の策定について
　　（イ）令和２年度及び令和３年度の後期高齢者医療保険料率の設定について

会長・副会長はそれぞれ広島大学の老年・地域作業機能制御科学の花岡秀明教授と県医師会の平松恵一会長が選任され、基本的に会議は公開されることが決定され、本題の諮問事項の審議になりました。３次広域計画においては計画の期間及び改訂について「大きな制度改定が行われるまで」とされていましたが、高齢者のフレイルへの対応を、国保の疾病予防の観点からの保健事業と、介護保険の介護予防の観点からの地域支援事業等を一体的、効果的に展開、実施することによる、きめ細やかな支援を実施するものとして改定に取り組んでいるところから、その４次広域計画案に対する諮問が重要議題となっています。一部財政的に未定の部分があり、保険料率においても後期高齢者負担割合を約0.2%増の見込みとなっているが、給付増や保険料未納等による財源不足に対して「財政安定化基金」の充当についてはまだ県との協議中であり、年度内にもう一度（令和２年１月予定）本会議が開催される旨の提案がありました。３次と４次案での大まかな改定部分をお示しします。

計画は５部構成で「趣旨」「制度を取り巻く状況と課題」「基本方針」「基本計画」「計画の期間及び改定」ですが「基本計画」の改定部分の審議が主な課題でした。

「広域連合と市町の事業分担」においては３次では「保健事業」とのみ記載されていましたが「国保と介護保険の地域支援事業」を加えての一体的な実施を目途にPDCAサイクルに沿って進捗するとの案となっています。

「施策の方向性」での医療費の適正化では、レセプト点検、受診情報解析等の文言がKDBの有効活用で括られ、薬剤師・薬局の関りは３次と変わらず、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用の促進、重複・頻回受診者対応となっていました。詳細は割愛されていましたが、主眼としては「後期高齢者のフレイル」に着目しポピュレーションアプローチを一体的に実施となっていました。審議会としては令和２年１月開催予定の第２回目で（ア）（イ）の諮問への答申の取りまとめを行うようになります。

令和元年度 広島県学校薬剤師研修会及び 広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会

福山市薬剤師会　村上　範行

日　時：令和元年11月24日（日）
場　所：まなびの館ローズコム

講師　（公社）広島県薬剤師会
会長　豊見　雅文
（株）フマキラー　開発研究部　基礎科学研究室
室長　佐々木智基

「学校環境衛生基準の改訂のポイント　－プール検査を中心に－」

- 学校薬剤師の薬務として年数回の環境衛生検査、保健委員会への参加・助言、薬物乱用・たばこ・アルコール等の保健指導だけでなく、学校保健計画・学校安全計画の立案に参与する事、職務に従事した時は概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出する事も「学校保健安全法施行規則（学校薬剤師の職務執行の準則）」に定められている。
- 教室の温度の基準が10度～30度→17度～28度が望ましいとなったが、生徒や先生の状況の応じて臨機応変な対応が求められる。
- コンピューターもデスクトップ型→タブレット型になっているので照度の基準も変わってきている。
- 自然災害等での非常時においてもプールの水は原則飲料水にも用いられる様に高めの遊離残留塩素濃度が定められている。また、１日の始めに基準がクリアできていても時間の経過・生徒の使用によって低下していくので、十分な濃度が必要である。水がきれいであれば１mg/L を越えても目への刺激は少ない。
- トイレ事情の変化で腰洗い層・足洗い層は無くなってきているが、排泄の自立していない乳幼児には個別のタライ等特別な配慮が必要である。
- pH 値についても注意が必要で、次亜塩素酸ナトリウム剤を使用するとアルカリ性に傾いて消毒効果が低下しやすく、クロロイソシアヌル酸剤では酸性に傾いて消毒効果は強くなるがコンクリートの劣化や配管の腐食が問題となる。
- プール授業においても気温・水温が30度以上等異常値になると中止・水分補給が必要となる。

「害虫対策　生態とその対策方法」

- 衛生害虫（人の疾病を媒介）
  →蚊・ゴキブリ・ムカデ・シラミ・屋内塵性ダニ等
  農業害虫（農作物・園芸植物・街路樹等を食害）
  →カメムシ・ケムシ・アブラムシ等
  家屋害虫（家屋等を食害）
  →シロアリ・キクイムシ・シミ等
  不快昆虫（見た目の不快感・人に疾病以外の損傷を与える）
  →ハチ・ユスリカ・ダンゴムシ・ナメクジ等
  外来昆虫（在来生物の駆逐→生態系の破壊）
  →ヒアリ・アルゼンチンアリ・セアカゴケグモ等

監督官庁・関連法規は害虫区分によって異なる。

- 屋内塵性ダニ（ヒョウヒダニ・コナダニ・ツメダニ等）は近年の住宅・生活事情（共稼ぎ・防犯等で部屋を閉め切る等密閉度が高い、カーペットの利用）で高温・多湿条件下になりやすく、大発生しやすい。
- クモは人工物の低い所・雨が直接当たらない所・アリやダンゴムシ等徘徊昆虫がいる場所によく見らえる（学校ではベンチの裏・鉄棒等）。
- マダニによる咬傷で発症する SFTS はワクチン等特異的な予防・治療法は無く、虫よけ剤の利用等咬まれないようにするが大切になる。
- 殺虫剤としてはピレスロイド系、人体用忌避剤としてはイカリジン・ディートが良く用いられるが、害虫の発生源への対策も重要になる。

第36回 広島県薬事衛生大会を開催

第36回広島県薬事衛生大会が、去る11月28日（木）広島県医師会館において、田邉昌彦広島県副知事出席のもと、薬業関係者132名参加の中開催され、豊見雅文広島県薬事衛生大会会長の挨拶に始まり、次に令和元年度薬事功労者広島県知事表彰が行われ、本会から金好康隆氏（東広島薬剤師会）、畠山厚氏（安芸薬剤師会）が受賞。次いで、叙位・叙勲、大臣表彰受賞者の披露があり、広島県知事、広島県議会議長、広島県医師会長からの祝辞、来賓紹介、祝電披露の後、受賞者代表の謝辞があり、大会宣言が採択され第１部を終了した。

次に、第２部特別講演に移り、広島大学病院小児科梶梅あい子先生による『医療機関における発達障害児者への合理的配慮』と題した講演があった。

大会は16時30分に閉会した。

令和元年度 薬祖神大祭を執行

去る11月28日（木）広島県薬剤師会館２階ホールにおいて、令和元年度薬祖神大祭が、薬業関係者等出席のもと、厳粛に執行された。

また祭典の後、叙位・叙勲、大臣表彰及び広島県知事表彰受賞者の披露が行われ、会長挨拶、来賓祝辞があり、続いて祝宴が盛大に開催された。

令和元年度 各賞表彰

・叙　位　（正六位）	広島市薬剤師会	故 岡田　政
・叙位・叙勲（従五位旭日双光章）	東広島薬剤師会	故 有村健二
・叙　勲　（旭日双光章）	福山市薬剤師会	村上信行
・厚生労働大臣表彰	三原薬剤師会	玉浦　巖
・文部科学大臣表彰	安佐薬剤師会	吉田　康
〃	廿日市市薬剤師会	渡邊英晶
・広島県知事表彰	東広島薬剤師会	金好康隆
〃	安芸薬剤師会	畠山　厚

厚生労働大臣表彰

三原薬剤師会　**玉浦　巖** 氏

大臣賞を受賞でき、皆様のお陰であると感謝申し上げます。当日、受賞者の代表者の挨拶をさせて頂きました。その謝辞の一部を報告し、お礼の挨拶とさせて頂きます。以下、謝辞の一部です。

近年、厚生労働省のご指導のもと、平成26年に検体測定室推進事業を実施いたしました。薬局で検体測定室設置が出来る事に驚き、また、ゆびさきセルフ測定でHbA１cチェックが出来るようになりました。糖尿病を数値化することができ、理解が深まり、糖尿病予防に役立っております。糖尿病が透析患者に移行する割合が高いことから、この事業の必要性、重要性を感じています。薬剤師一人一人が「国民に姿の見える職能の発揮、国民の意識を高める啓発活動」を継続することが必要であると考えています。また、厚生労働省は2021年３月からマイナンバーが健康保険証とし、22年度中に全国の医療機関が対応するようシステムの整備を進められています。医療情報が医療機関で共有でき、質の高い医療が期待できます。薬事関係事業に携わる者としては、重大な社会的使命を果たし、次の世代に引き継ぐべく、質の高い業務の成果を供与し、国民の健康な生活に寄与して参る所存でございます。

本日の栄誉を契機といたしまして、一層の精進を重ね、努力をして参る所存です。ご指導とご鞭撻を賜りますよう衷心よりお願い申し上げまして、謝辞といたします。

文部科学大臣表彰

安佐薬剤師会　**吉田　康** 氏

この度、文部科学大臣表彰をいただきありがとうございました。

私が最初に学校薬剤師を拝命いたしました当時の事を思い出す時、今昔の感を禁じ得ません。その頃山本には薬剤師は私しかいませんでした。又開局薬剤師も私一人でした。山本は田んぼも多く、くみ取り便所がほとんどでした。ほとんどの家庭は井戸水を使っていました。学校薬剤師の仕事については当時、安佐学校薬剤師会会長の太田先生より教育を受けました。当時、検便は校医の先生と私で顕微鏡で回虫の卵をみつけることでした。当時、祇園町立でしたから、祇園町からの依頼で井戸水の水質検査を大先輩の林先生を中心に学校薬剤師会が行いました。その当時より祇園地区学校保健大会が毎年２月に行われて研究発表が行われています。過去には広大寄生虫学教授　辻守康先生を中心に安佐医師会、安佐薬剤師会と共同研究をして、“寄生虫・害虫マニュアル”という本を出版いたしました。

広　島　県　知　事　表　彰

東広島薬剤師会　**金好　康隆** 氏

この度は、第36回広島県薬事衛生大会におきまして、薬事功労者として、名誉ある県知事表彰を受賞できましたことは、身に余る光栄であり心より感謝申し上げます。長年にわたって県民の健康管理や薬事衛生に功労のある先輩の方々が多くおられるにもかかわらず、私が今回受賞させていただき、大変恐縮しております。

私自身、40年近くにわたり、薬局薬剤師として患者様の健康や衛生面に関し、いつもお役に立てれるようにと一人一人を大切に接して参りました、そして地区薬剤師会の会長としましても、地域住民の皆様の健康、薬事衛生に関わる事にいつも頭を悩まして参ってきたつもりでもあります。学校薬剤師としては、子どもたちのなんとも言えない真剣な表情や笑顔を忘れる事はできません。その笑顔こそが、今回の受賞につながった証であると思っています。ずっと皆様の笑顔に支えられて参りました。今後も健康で元気である限り継続して県民の皆様の健康増進、薬事衛生に貢献致します事、改めてお約束致します。

最後に、皆様の益々の御協力とご支援をお願い致しまして、お礼の挨拶とさせて頂きます。

第104回薬剤師国家試験問題（平成31年2月23日～ 2月24日実施）

問 34　カモスタットの急性膵炎治療効果に関わる作用機序はどれか。**1 つ**選べ。

1　H^+, K^+−ATPase 阻害
2　セロトニン 5-HT_3 受容体遮断
3　ヒスタミン H_2 受容体遮断
4　タンパク質分解酵素阻害
5　シクロオキシゲナーゼ阻害

正答は 116 ページ

令和元年度 都道府県薬剤師会 アンチ・ドーピング活動担当者研修会

常務理事　竹本　貴明

日　時：令和元年11月29日（金）13：30～17：00
場　所：日本薬剤師会　会議室（四谷安田ビル８階）

次　第　（敬称略）

司　会：日本薬剤師会　常務理事　亀井　美和子

1．開会挨拶　日本薬剤師会　会長　山本　信夫
2．最新のアンチ・ドーピングに関する情報提供
（公財）日本アンチ・ドーピング機構
専務理事　浅川　伸
3．2020年禁止表国際基準と治療使用特例に関する注意点
（公財）日本アンチ・ドーピング機構
教育・国際部　教育・情報グループ
鈴木　智弓
4．公認スポーツファーマシスト認定制度について（2019-2020年度）
（公財）日本アンチ・ドーピング機構
教育・国際部　教育・情報グループ
伊藤　かなえ
5．いきいき茨城ゆめ国体における茨城県薬剤師会のアンチ・ドーピング活動について
茨城県薬剤師会　職能対策委員会
委員　小沼　祐之
6．アスリートにおけるドーピング指導のポイント
日本薬剤師会　アンチ・ドーピング委員会
委員　山本　将之
7．質疑応答
8．閉会挨拶　日本薬剤師会　副会長　森　昌平

上記の次第の「２．最新のアンチ・ドーピングに関する情報提供」では、今までの経緯を交えながら、ここ数週間で動きのあったロシアのオリンピック・パラリンピックの参加がどうなるのかという話題を中心とした講演内容でした。

2016年時点では、WADA（世界アンチ・ドーピング機構）は世界アンチ・ドーピング規定に定める規則に従いIOC（国際オリンピック委員会）、IPC（世界パラリンピック委員会）に勧告をすることまでしか権限がなかった。そのため、３年前のリオデジャネイロで開催されたオリンピック・パラリンピックでは対応が分かれた。また、アスリートの違反は想定されていたものの、組織の違反に対する対応ができていなかった。その後、2018年４月に改定された規定では権限が強化された。

一方で、データの改ざんがあったのは2011年～2015年で多くは過去の選手たちであり、今の選手の人権はどうなのかという問題もあるが、ロシアに対しては、今後国際大会への参加を４年間禁止し、東京大会には厳しい条件を満たした選手のみ個人資格で参加できることとなる予定であること等をお話していただきました。

「３．2020年禁止表国際基準と治療使用特例に関する注意点」では、特に大きな変更点はないが、【禁止物質】ではS1.蛋白同化薬、S2.ペプチドホルモン、成長因子、関連物質および模倣物質、S4.ホルモン調節薬および代謝調整薬、S5.利尿薬および隠蔽薬、S6.興奮薬、S7.麻薬、S8.カンナビノイド　【禁止方法】ではM2.化学的および物理的操作、M3.遺伝子および細胞ドーピングの項において細かい変更について説明がされました。

また、TUE申請については、アスリート自身が何でも申請しなければならないと思っている為か、申請されたものの内、20%は申請不要なものである。残りの80%の内、75%の申請は受理され、５％は却下となる。JADAのホームページに「医療関係の方への情報提供」があり、TUE申請手続きについて記載されているので確認をしていただきたい。また、年明けには「患者さんがもし…アスリートだったら？」のポスターのダウンロードが可能になる予定であることが説明されました。

「６．アスリートにおけるドーピング指導のポイント」では、講師の先生自身が大学まで体操の選手として活躍されており、現在では薬局と体操教室の運営をしている先生が、スポーツ選手の特徴や考えていること、試合直前に選手が起こしやすい症状など実例を交えながらお話をされました。

また、アスリートは若い選手が多く、あまり病院に受診する機会も少ないことから、薄い・競技歴の記載・一般用医薬品で購入しても問題のない薬の一覧を掲載するなど工夫し、またデザインも赤い下地に金文字でアスリートが持ちたくなるような「アスリートお薬手帳」を作成し、三重県の国体選手には全員配布するなど日々の取り組みについてもお話しいただきました。

県民が安心して暮らせるための四師会協議会「県民フォーラム」

理事　秋本　伸

日　時：令和元年12月1日（日）
場　所：広島県薬剤師会館

13：00　開会挨拶
広島県看護協会会長　川本ひとみ
広島県医師会会長　平松　恵一
広島県歯科医師会会長　甲野　峰基
広島県薬剤師会会長　豊見　雅文

13：20～14：00　特別講演
（株）AGRI　黒田　千晴

14：15～15：15　情報提供
広島県医師会　加世田俊一
広島県看護協会　松井　善子
広島県歯科医師会　福井　康人
広島県薬剤師会　有村　典謙

15：15～15：30　質疑応答

特別講演　「魔女の100年レシピ」

（株）AGRI　黒田　千晴

「去年より元気」を日々心掛けている。今日は減塩について紹介する。

1．いきなり減塩しない
　みそ汁の場合、毎日耳かき一杯くらいの量で徐々に減らす
2．調理を工夫する
　酢を代用する（レモンなどの柑橘でも）
　だしを濃くする
　食べる前にドレッシングをかけない
　スパイスを使う（特にシナモンはオススメ）
　ゼリーにする（ポン酢など直接かけるとしみこむ）
　素材の味で食べる
　サラダなどはオイルでコーティングする（塩がしみこまない）
　味を重ねない（一つのプレートに味付けは一つ）
　香りで食べる
　塩は最後にふる
3．食卓での工夫
　マイナスなことを言わない（プラスの言葉がけ）
　食べる量を決める
　使える量を出しておく

情報提供①「高血圧予防で健康長寿」

広島県医師会　加世田　俊一

高血圧は基本的には無症状だが、長年放置すると全身の動脈と心臓の筋肉に負担を生じるため脳出血や脳梗塞、心不全など重大疾患の原因となる。高血圧の予防・治療として以下を心がけてほしい。

1．減塩：1日6g未満
2．適正体重の維持（減量）：高血圧の危険因子
3．運動：有酸素運動による降圧
4．禁煙：動脈硬化の危険因子
5．節酒：過剰な飲酒を避ける

情報提供②「自分で行う血圧管理～いつまでも健康ですごすために～」

広島県看護協会　松井　善子

自分の健康は自分で守ることが大切であり、その中でも自身の血圧を把握することは重要である。病院で測る血圧は普段の値と異なる場合があるため、自宅で測る血圧測定が適切な治療につながる。同じ条件（同じ時間・同じ姿勢・同じ血圧計）で正しい血圧測定をしてもらいたい。また、減塩は高血圧予防の基本である。「減塩生活は元気の源」であることを意識してほしい。

情報提供③「高血圧と歯科治療」

広島県歯科医師会　福井　康人

歯科治療の場合、痛みや不安、恐怖心が精神的ストレスとなり循環器系に負担を与え血圧が上昇することがある。そのため脳卒中、狭心症、心筋梗塞などの既往がある場合、抜歯などの外科処置には注意が必要である。

自己判断で抗凝固薬、抗血小板薬の内服を中止する方がおられるが、ワーファリンの休薬で約1％が血栓塞栓症を再発し、バイアスピリンの休薬で脳梗塞発症リスクは3倍にもなるため自己判断での休薬は避けていただきたい。

降圧薬の種類によっては歯肉増殖を起こし歯周病のリスク要因となる（薬剤性歯肉増殖症）。歯肉増殖は歯垢が溜まった状態で生じやすく、発症には歯肉の炎症反応などが関係していることが示唆されている。薬剤性歯肉増殖症は、ブラッシング指導、歯垢や歯石の除去を行うことにより改善が期待できる。

情報提供④「高血圧予防における薬局の活用」

広島県薬剤師会　有村　典謙

高血圧薬には様々な作用の薬があるが、いずれの薬についても「毎日決められた時間に服用する」「血圧が高くなくても勝手に服用を止めない」「薬を飲み忘れたとしても、まとめて服用しない」ことを周知してもらいたい。高血圧の方は併用薬にも注意が必要となる。例えば胃腸薬によっては炭酸水素ナトリウムが含まれているものがある。血圧を上げる原因はナトリウムであり、炭酸水素ナトリウムも血圧を上昇させるため胃腸薬でも注意が必要となる。また、喫煙も血圧を上昇させ動脈硬化を促進させる要因となるため禁煙は重要である。タバコを吸いたくなったら歯を磨く、顔を洗うなど代わりの行動をする。喫煙欲が強い場合は禁煙補助薬を使用する方法がある。

薬局は町の健康相談室であり「最近血圧が気になるんだけど病院までは…」「高血圧で気をつけることは何だろう？」などと考えられている方は、薬局を活用し気軽に薬剤師に相談していただきたい。

質疑応答

演者４名が壇上に上がり質疑応答を行った。「高血圧症の人はサウナに入っていいのか？」「血圧の薬を内服している時、中止しないといけない果物をおしえてほしい」など活発な質疑応答となった。

第104回薬剤師国家試験問題（平成31年2月23日～ 2月24日実施）

問 38　プロスタノイド TP 受容体を遮断することで、抗アレルギー作用を示すのはどれか。1 つ選べ。

1　プランルカスト
2　オザグレル
3　セラトロダスト
4　クロモグリク酸
5　メキタジン

正答は 116 ページ

2019年度 安田女子大学OSCE直前講習会および本試験

安田女子大学薬学部教授　**新井　茂昭**

日　時：令和元年12月１日（日）
場　所：安田女子大学安東キャンパス９号館

2019年度安田女子大学薬学共用試験 OSCE は、2019年12月１日（日）に実施し無事終了しました。ご協力いただきました広島県薬剤師会、広島県病院薬剤師会、および学外評価者の先生方にこの場を借りて厚くお礼申し上げます。

本年度の OSCE では、受験者数78名に対して、評価者54名（薬局薬剤師21名、病院薬剤師18名、他大学教員３名、本学教員12名）、模擬患者・模擬医師18名、および運営スタッフ52名があたりました。９月初旬に薬学共用試験センターから試験課題が通知されて以降、実施計画書やマニュアルの作成、評価者や模擬患者への依頼とその養成、直前講習会開催など、忙しく準備を進めてまいりました。本試験実施の前々日には、教職員が総動員でパーティション約100枚と大量の遮光布や模造紙を使って試験会場の設営を行い、試験当日を迎えました。その結果、本年度も全般的に OSCE は適正に且つスムーズに実施できたと感じております。

評価に関しましては、評価者養成講習会ならびに直前評価者講習会を開催し、評価者間の意見交換を充分にしていたことから、全般的に見て評価マニュアルに従った適正な評価が行われたと考えております。まだ２名の評価者間で評価の不一致が散見されることから、評価の標準化が十分でなかったことが推定される課題も一部残っています。評価者間のバラツキは OSCE 評価の客観性と正当性を否定するものとなりますので、今後も評価者間の評価不一致を極力抑える努力が必要と認識しています。

一方、受験生は、課題の閲覧開始まで課題内容を知らされず、しかも２名の評価者の前で、５分以内に終了しなければならないことから、精神的な負担はかなり大きかったようです。６課題終了後、顔を真っ赤に紅潮させたり、涙ぐんだりしていた学生もいました。

薬学教育６年制の一つの柱である薬学共用試験（CBT、OSCE）は、大学の責任のもとで行うものとなっておりますが、OSCE 評価者としてあるいは臨床のエキスパートとしてのご助言など薬剤師会の先生方の協力無くしては実施することは不可能です。さらに薬学教育の基本となる薬学教育モデル・コアカリキュラムが改定され、それを基盤とした新しいカリキュラムを平成26年度から適用していますが、それは早い段階での臨床現場での体験と患者コミュニケーション教育が重視されるとともに、地域医療をはじめとした医療薬学のより充実した内容となっています。今回の受験生はまさにその第一期生です。共用試験合格者が受ける実務実習も薬局実習と病院実習とが連続して行われる形式となり、主要８疾患についての学習など、内容の濃いものとなります。新コアカリキュラムで謳われている「薬剤師として求められる基本的な10の資質」を持つ薬剤師を育てるには、今までにも増して医療現場と大学間のより緊密な連携が必要であると考えます。本学は医療を担う人間性豊かな薬のスペシャリストとして活躍できる薬剤師の養成に力を注いでいきますので、今後とも皆様のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

令和元年度 福山大学OSCE本試験

福山大学薬学部OSCE実施委員長　**江藤　精二**

日　時：令和元年12月１日（日）
場　所：福山大学

福山大学では、令和元年12月１日（日）にOSCEを実施し、４年生143名が受験しました。今回も評価者として多数の広島県薬剤師会の皆様にご参加いただき、円滑にOSCEを実施することができました。紙面をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

さて、薬学共用試験OSCE（Objective Structured Clinical Examination）は、受験生の臨床能力としての技能・態度を客観的に評価する実技試験です。したがって、評価者は客観的に受験生を評価できるように定期的に実地訓練を行う必要があります。このため福山大学では、三原薬剤師会、尾道薬剤師会及び福山市薬剤師会を中心に、広島県薬剤師会の皆様に協力をお願いし、平成18年度より毎年新規のOSCE評価者養成講習会を開催しています。今年度も７月７日（日）に新規のOSCE評価者養成講習会を開催し、薬局あるいは病院の薬剤師25名が参加されました。これまでに、福山大学の評価者養成講習会に大学近郊地区の病院勤務薬剤師の方々を含めて約400名が受講し、福山大学OSCE評価者として登録させていただきました。また、患者対応のOSCE課題には模擬患者が必要です。そこで、大学近郊（主に福山市と尾道市）に在住の一般市民からの応募者を対象に、平成18年度から毎年OSCE模擬患者養成講習会を開催しており、これまでに約70名の一般市民の方が福山大学OSCE模擬患者として登録されました。今回の福山大学OSCEでは、これらの登録者の中から薬局薬剤師68名、病院薬剤師48名及び模擬患者23名が参加し、薬学部の全教職員、大学院生及び薬学部５、６年生のSA（Student Assistant）75名とともにOSCEを実施しました。前日まで不安と緊張の表情を浮かべながら実技の練習に励んでいた学生も試験当日は一人の遅刻者もなく元気に受験しました。担任が心配していた学生が本番では落ち着いて受験し、笑みを浮かべながら患者対応の課題に取り組むなど、OSCEにより評価を高めた学生もいました。今は年明け早々に実施されるCBTに向けて勉学に励んでいます。OSCE運営全般についても問題もなく終了し、これも広島県薬剤師会、広島県病院薬剤師会及び一般市民の方々のご協力の賜と教職員一同感謝しております。ところで、来年度以降のOSCEにおいて、医師に対する情報提供の課題が新規に追加されます。現在、医師に対する情報提供の課題としては疑義照会がありますが、本課題の模擬医師は本学教員が務めています。一方、新規課題の模擬医師としては、薬学共用試験センターは薬の専門的知識を有する学外の医師あるいは薬剤師が望ましいとしています。そこで、福山大学では、来年度から現在評価者として登録された薬剤師の方を対象に、OSCE模擬医師講習会を開催する予定です。この件につきましては、来年度、改めまして広島県薬剤師会の皆様にご協力をお願いしたいと考えております。

さて、今回のOSCE及び年明け早々に行われるCBTに合格した学生は、令和２年度の実務実習を受けることになります。令和２年度の実務実習は２月25日（火）から始まりますので、よろしくご指導をお願いいたします。

最後になりましたが、広島県薬剤師会のますますのご発展をお祈りいたします。

2019年度 依存症治療拠点機関事業
広島県アルコール健康障害医養成研修会

副会長　谷川　正之

日　時：令和元年12月３日（火）19：00～21：00
場　所：広島県医師会館２階　201会議室

医療法人せのがわ KONUMA 記念依存こころの研究所所長の加賀谷有行先生の司会進行のもと、主催者である広島県健康福祉局健康対策課海嶋照美課長による開会の挨拶では、広島県アルコール健康障害対策推進計画の概要についてなどの説明があり、オリエンテーション（資料説明）と続いた。

講義は、

（１）「アルコール依存症の概説」
医療法人せのがわ
KONUMA 記念依存こころの研究所
所長　加賀谷　有行先生

（２）「アルコール依存症の通院による減酒療法」
医療法人せのがわ
KONUMA 記念依存こころの研究所
所長　加賀谷　有行先生

（３）「アルコール依存症の入院と断酒療法」
呉みどりヶ丘病院
院長　長尾　早江子先生

（４）「自助グループからのメッセージ」
全日本断酒連盟広島県断酒会連合会
広島断酒ふたば会
会長　中田　克宣様

加賀谷先生からは、アルコール関連障害群（アメリカ精神医学会の診断基準）として、

１．アルコール中毒
２．アルコール使用障害
３．アルコール離脱

についてや、アルコール依存症は生活習慣病で慢性の精神症状であること、アルコール依存症の治療薬についてなどの講演があった。

長尾先生からは、専門病院としての治療について、アルコール依存症の入院治療プログラムについて、退院後の支援についての講演があった。

最後に、断酒会の中田克宣氏の講演では、ご自分が断酒会に入ることになったことから始まり、アルコール依存の苦悩など実体験について話をされ、配布資料の広島断酒ふたば会12月行事予定表について触れられたが、予定がびっしり詰まっていることに驚いた。

研修会は、予定の時刻に閉会となった。

＜配布資料＞
①次第
②広島県アルコール健康障害対策推進計画　概要版
③広島県アルコール健康障害サポート医等設置要綱
④広島県アルコール健康障害サポート医等業務実施要綱
⑤広島県アルコール検挙障害サポート医名簿、広島県依存症（アルコール健康障害）専門医療機関一覧
⑥サポート医の養成研修の見直しについて
⑦広島県　ステッカー、ポスター
⑧講義資料
⑨アンケート
⑩同意書（黄緑色の用紙）＊医師のみ配布
⑪アルコール健康障害サポート医養成研修会参加申込書
⑫全日本断酒連盟　各種冊子

薬剤師認知症対応力向上研修

福山市薬剤師会　**原口　牧子**

日　時：令和元年12月８日（日）
場　所：福山市ものづくり交流館

令和元年度薬剤師認知症対応力向上研修に参加しました。

私は普段から認知症の高齢患者さんと接する機会が多いのですが、改めて薬剤師としての対応力を確認したいと思い研修会に参加しました。

この研修では、認知症施策（新オレンジプラン）や認知症の概要を理解し、薬剤師の役割について考えることを目的として、「基本編」「対応編」「制度編」のそれぞれの講義を聞きました。

まず、「基本編」「対応編（薬学的管理）」では、医療法人ふじえ松山内科の松山善次郎先生より認知症の分類や治療についてお話がありました。認知症の中でも約60％を占めるアルツハイマー型認知症については、MCI の段階での早期診断が可能となっているため、アルツハイマー病であっても認知症という状態が発現しているとは限らないと強調しておられました。アルツハイマーを加齢現象と考えず、病気として早期診断、早期治療に繋げる重要性が分かりました。今後期待されている早期アルツハイマー病治療の新薬にも言及がありました。

薬学的管理では、薬剤師による服薬支援の重要性についてお話がありました。認知症の薬物治療、BPSD に用いる薬剤、認知機能低下を誘発する薬剤を理解し、薬剤師の視点から処方薬の治療効果と副作用の評価をすること、服薬状況についてかかりつけ医と連携すること、他職種と共有することが、認知症の早期対応や服薬の継続支援に繋がると改めて実感しました。

次に、「対応編（気づき・連携）」では、広島県薬剤師会薬事情報センターの永野利香先生より、認知症の疑いのある人に気づき、関係する他の職種・機関と連携して対応する重要性についてお話がありました。薬局薬剤師は、地域資源の一員として認知症の早期発見・早期対応に係わることを期待されています。薬局に来られた患者さんの様子や行動変化、服薬状況から認知症の徴候に気づき、薬局からかかりつけ医や地域包括支援センターに繋げることで早期対応が可能となります。多職種連携することで客観的な情報を得られ服薬状況の確認もしやすくなります。また、DBC シートを用いて BPSD に対するモニタリングを行い医師にフィードバックすることなど参考になるお話も聞けました。

最後に「制度編」では、広島県健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課の大田庫寛先生より、介護保険制度、成年後見人制度についてのお話がありました。認知症を支えるための医療・介護と地域が連携するために、薬剤師も制度をよく理解して、適切な窓口に繋げられるように知識を持っておかなければならないと感じました。

昨年６月には「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策推進大綱が閣議決定されました。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指す中で私たち薬剤師ができることは、地域包括ケアシステムの中でかかりつけ薬局の機能を果たすことであると再認識した研修会となりました。

健康サポート薬局研修会

安芸薬剤師会　**栗栖　亜希子**

日　時：令和元年12月８日（日）
場　所：広島県薬剤師会館

12月８日に健康サポート薬局研修会に参加させていただきました。９時～17時35分の長時間、ほぼ休憩なしという、ハードな研修会でしたが、大変充実した研修会でした。

前半は、座学で講義を聴きながらレポートをまとめ、後半は、６人ずつに分かれてのグループワークで研修を進めていきました。グループワークは今までほぼ経験したことがなかったので、始めはとても戸惑いました。グループワークを進めていくにつれ、お互い意見交換もできるようになり、自分では知らない知識や気づかなかった視点を教えていただき、とても勉強になりました。包括ケアシステム・チーム医療に参加していくにあたり、私が思ったことは、今回のグループワークのような意見交換ができる環境を、薬剤師間や多職種の方々と築いていく必要があるということです。

今回の研修では、まず、健康サポート薬局の理念や現状、そして健康サポート薬局を推し進めていくにあたり、薬剤師としての考え方や行動について学びました。最近、在宅医療を通して、少しずつ多職種の方と接することが増えていますが、今以上に多くの職種の方と密に連携をとっていくことが大切になってくると思いました。患者様に対しても、今までは、疾病発症後の薬物治療が主だっていましたが、健康寿命の延長を目指すべく、今後の薬剤師の在り方として、疾病の予防・健康の維持や増進を支えていく大切さを学びました。地域に根差した健康サポート薬局になるために、まずは私自身が、地域住民の方々に治療だけでなく、疾病の予防・健康の維持・増進の相談をしていただけるような薬剤師を目指したいです。

後半のグループワークでは、薬局に訪れた患者様に対して、LQQTSFA を使って情報を集め、アルゴリズムを用いて患者様の疾患・重症度を鑑別し、トリアージしていくということを学びました。「LQQTSFA」「アルゴリズム」「トリアージ」「症候学」など、初めて聞く言葉も多く、戸惑いも多かったです。LQQTSFA を使ってロールプレイングをやってみたり、グループワークで鑑別アルゴリズムやトリアージを作ってみたり…。来局された患者様から情報を聞き出して、患者様の疾患名や重症度を特定して、患者様に適切な対応をとってもらうことを、私は、今までの薬剤師業務で行ったことがなく、難しかったです。特に難しかったのは、患者様の症状から疾患名を特定していく「症候学」です。しかし、健康サポート薬局に従事する薬剤師には不可欠なことなので、今までとは違う視点で地域住民の健康をサポートできるよう力をつけていきたいと思いました。

今回の研修会にあたり、運営していただいた薬剤師会の先生方をはじめ、講義をしていただいた先生方、グループワークでご一緒になった薬剤師の先生方に心より感謝申し上げます。

指　定　店　一　覧

令和元年12月１日現在

部門	指定店	会員価格	営業日時	定休日	所在地	電話番号
ゴム印・印鑑	㈱入江明正堂	現金25％引、クレジット20％引	9:30 ～19:00	日曜、祝日、（８月の土曜）	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	㈱呉阪急ホテル	宿泊20％引、宴会５％引、婚礼５％引、料飲10％引 外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23％引、料飲５％引、婚礼５％引、宴会５％引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10％引、レストラン５％引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17％引、レストラン５％引、宴会料理５％引、婚礼、料飲５％引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル㈱	オートローン3.6％、リフォームローン3.9％ 外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島ＴＹビル6Ｆ	(082)249-8011
家具	㈱河野家具店	店頭表示価格から５～20％引	9:00 ～19:00	毎週火曜（火曜日が祝日の時は営業）	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工　西部	25～60％引き　赤札より10～15％	平日 8:30 ～18:00 年中無休	8/13～15、12/29～1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	㈱サインサービス	見積額の10％割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ケ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト㈱	機械警備10,000円／月～、ホームセキュリティ4,000円／月～、保証金免除	平日 9:00 ～18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	㈱全日警広島支店	月額警備料金10,000～15,000円（別途相談）、機器取付工事代20,000～30,000円、保証金免除	（土・日曜及び祝祭日を除く）	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5Ｆ	(082)222-7780
建物	㈱北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45 ～17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石・メガネ・カメラ	㈱ナカオカ	15～20％引（企画品、相場価格商品は除く）	10:00 ～19:00	毎週水曜日、夏期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	㈱下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10～20％引（一部除外品あり）	9:00 ～19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット㈱	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車買取	㈱JCM	優遇買取価格に加え、さらに「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。ただし、買取価格5万円未満の車両は除く。	（平日）9:30 ～19:00（土）9:30 ～17:30	日曜日・祝日・年末年始	広島市中区中町8-12 広島グリーンビル4F	（査定受付）0120-322-755（代表）(082)534-8011
書籍	㈱紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の５％引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6Ｆ 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3Ｆ	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品５％引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	㈱平安堂梅坪 対象店舗（デパートを除く直営店）	５％引	対象店舗（デパートを除く直営店）年中無休9:30 ～19:00	日・お盆・年末年始休業	広島市西区商工センター7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富㈱広島営業所	Ｃカード取得コース45,000円、商品購入：店頭価格より５％off、器材オーバーホール：通常価格より５％off	8:30 ～20:00	なし	広島市中区江波沖町4-6	(082)293-4125
建築	大和ハウス工業㈱ 広島支社	工業化住宅商品…本体価格３％割引、分譲住宅…建物価格３％割引	9:00 ～18:00	毎週火・水曜日	広島市西区草津新町2-21-69-11号	(082)208-5525

部門	指定店	会員価格	営業日時	定休日	所在地	電話番号
進物	㈱進物の大信	５～20％割引（但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く）（個別配送費 広島県内無料（2,000以上の商品））	６～９月 10:00 ～18:30 10～５月 ９:30 ～18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	㈲中山南天堂	５～25％（但し一部ブランド品食品を除く）	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価２割引、葬具（柩外）１割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	㈱玉屋	葬儀・花輪20％引、生花５％引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10％引（一部除外品有）	平日 ９:00 ～17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ファックス	ミノルタ販売㈱	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25（ショールーム）	(082)248-4361
仏壇・仏具	㈱三村松本社	仏壇平常店頭価格より30～40％引、仏具平常店頭価格より10～20％引（但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。）			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
墓石	大日堂㈱	特別価格	10:00 ～17:00	水曜日	広島市東区温品5-10-48	0120-04-1234
旅行	ひろでん中国新聞旅行㈱	募集型企画旅行（パッケージ旅行）本人のみ３％割引	平日 10:00～18:30 土・日・祝 11:00～18:00	年末年始 休業	広島市中区基町11-10	(082)512-1000
	㈱日本旅行 広島八丁堀支店（県内各支店）	赤い風船３％引、マッハ５％引、ベスト３％引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1Ｆ	(082)247-1050
装飾	青山装飾㈱	特別価格	８:30 ～17:30	日・祝日、第２・４土曜日	広島市西区商工センター5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所㈱ 介護事業部 福山営業所	車いす（アルミ製55％・スチール製60％）、歩行補助ステッキ40％引き	９:30 ～18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	㈱エディオン法人営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製品10％引、パソコン関連５％引	９:30 ～18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	メットライフ生命 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中 国家資格を持ったファイナンシャル・プランニング技能士が対応	９:00 ～18:00（平日）	土・日・祝日	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング7F	(082)247-3473 担当：小原（オハラ）丸本（マルモト）
引越	㈱サカイ引越センター	通常価格より15％割引	年中無休（但し1/1～1/3は休み）		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス（中小企業向け）	㈱福利厚生倶楽部中国（中国電力グループ会社）	入会金（一法人）31,500円→無料、月会費1,050円／人 サービス内容（一例）全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設：約4,000ヶ所　2,000円～、◆公共の宿：1泊2,500円／人補助◆パックツアー：10％OFF、◆フィットネス：１回500円～、◆映画：1,300円 等	９:00 ～18:00（平日）		広島市中区国泰寺町1-3-22 ＥＲＥ国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタコーポレーション	特別価格	サービスについては24時間365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 ㈹ 担当：桑田昭正

広島県薬剤師会会員証（会員カード）について

・新規受付は平成21年８月末をもって終了しました。
・継続の方は引き続きご利用いただけます。
・ご利用の際は、広島県薬剤師会**会員証**をご提示ください。

広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。

是非ご利用ください。

【割引の対象となる展覧会】

第66回 日本伝統工芸展

会　　期：2020年２月13日（木）～
　　2020年３月１日（日）
休 館 日：会期中無休
開館時間：９：00～17：00
　　※金曜日は19：00まで
　　※入場は閉館の30分前まで
　　※２月13日（木）は10：00開場
入 場 料：一般　　700円 → 500円
　　高・大学生　400円 → 200円
　　中学生以下無料
会　　場：３階企画展示室

※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

〈問合わせ先〉
広島県立美術館
〒730-0014　広島市中区上幟町２－22
TEL：(082) 221－6246
FAX：(082) 223－1444
ホームページ　http://www.hpam.jp/

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

広島県立美術館　団体割引会員登録

団体番号：**１１００６８**

団 体 名：**社団法人 広島県薬剤師会**

◈ 県薬だより ◈

県薬より
各地域・職域薬剤師会への発簡

10月11日　令和元年度「薬と健康の週間」にかかる啓発資材の送付について（ご案内）

10月17日　令和元年度「薬と健康の週間」における取組内容の報告および健康フェア等に関するイベントレポートのご提出について（依頼）

10月18日　会員及び保険薬局部会員の調査について（依頼）

10月24日　医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.155」の提供について（通知）

10月25日　薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業第21回報告書及び薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業　2018年報について（通知）

10月28日　令和元年度新型インフルエンザ等対策総合訓練の実施について（通知）

10月31日　第36回広島県薬事衛生大会への参加について（通知）

11月１日　令和元年度 薬事衛生指導員講習会及び学校薬剤師部会研修会の開催について

11月１日　広島県薬剤師会認定「基準薬局」の更新認定について（通知）

11月７日　令和元年度薬祖神大祭について（通知）

11月19日　令和２年６年制薬学部学生の保険薬局実習の受入について（追加依頼）

11月21日　2020年版管理記録簿の送付について（依頼）

11月22日　応需薬局の年末年始休業期間調査について（依頼）

11月26日　医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.156」の提供について（通知）

11月27日　「広島県薬剤師会」からの意見・質問・要望等について

12月３日　令和元年度「くすりと健康に関する啓発事業」実施結果報告について（依頼）

12月５日　地域薬剤師会で開催している研修会の実施状況について（依頼）

◈ 9月19日定例常務理事会議事要旨

日　時：令和元年９月19日（木）午後７時～８時35分
場　所：広島県薬剤師会館
議事要旨作製責任者：中川潤子
出席予定者：豊見会長、野村・青野・谷川・松尾各副会長、村上専務理事、有村・小林・竹本・中川・二川・松村・宮本・柚木・吉田各常務理事
欠席者：豊見・平本各常務理事

【会長挨拶】

９月５日に、二葉の里薬局の新規個別指導がありました。三浦管理薬剤師と開設者として私が指導を受けて参りました。結果はしっかりと業務を行っているというありがたい評価をいただきました。薬歴を見ても、しっかり書かれていて、内容も患者さんの情報を把握して記載してありました。非の打ち所が無い仕事であるというふうに評価され、薬剤師会として非常に誇らしい、結果でありました。

それから、昨日日本薬剤師連盟臨時評議員会が開催され、今回の参議院選挙で本田顕子さんを当選させたが、３年後をどうするかという話がありました。藤井基之さんにもう１回やっていただくことを検討してきたが、最終的に藤井参議院議員は次回は出馬しないということになりました。このため各ブロックや県薬連等に新しい候補者を推薦してもらうことになりますが、今年中に候補を決めたいと考えているということです。今から何カ月かの間に決まると思うので、そのときには新たに新人候補を２年間頑張って推すことになります。引き続きよろしくお願いしたいと思います。

１．審議事項

（１）令和元年度「成分から導き出す、適切なOTC医薬品の選択方法」研修会の開催について（資料１）（野村副会長）
日　時：11月７日（木）13：00～16：20（若干の変動の可能性あり）
場　所：日本薬剤師会　８階会議室
プログラム：OTC医薬品の取り扱いの基本的な考え方、添付文書の読み方、成分から導き出す、適切なOTC医薬品の選択方法等（※座学＋ワーク形式を予定）
出席者：各都道府県薬１名まで（会務・業務の指導的立場、意志決定に関わる方）
吉田常務理事が出席することとした。

（２）第58回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会の薬学生対象企画展示について（資料２）（谷川副会長）

期　間：11月９日（土）・10日（日）
場　所：サンポートホール高松・かがわ国際会議場
スペース：横180cm ×縦210cm ×奥行60cm
出展しないこととした。次年度開催の島根県も薬学部がないので出展しないこととした。

（３）用紙の販売価格について（資料３）（谷川副会長）
10月から国保・後期高齢者の請求書のみ４円から５円に値上げすることとした。

（４）令和元年８月の前線に伴う大雨による災害並びに令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害へのお見舞いについて（豊見会長）
平成26年８月広島市土砂災害　佐賀県薬剤師会　見舞金５万円振込（平成26年９月24日）
佐賀県薬剤師会に５万円、千葉県薬剤師会に10万円を見舞金とした。

（５）二葉の里薬局薬剤師の PhDLS プロバイダーコースの参加について（野村副会長）
日　時：９月15日（日）９：00～
場　所：広島大学病院
薬局の三浦先生が参加した。事前に相談があり、今回は会からの参加とし、参加費を負担することとした。インストラクターコースに参加する場合は個人参加とし、会から負担はしないこととした。

（６）研修会会場の利用について（野村副会長）
前日準備で確保している会場について、翌日の準備を使用者がするという前提で身内の外部団体（地域の薬剤師会・漢方・青薬・女子薬）に貸し出すことが決定した。

（７）陸上競技の大会（18歳以下／20歳以下 日本選手権）開催時のアンチドーピング啓発教育活動への協力依頼について（竹本常務理事）
期　間：10月18日（金）～20日（日）
場　所：エディオンスタジアム広島（広島広域公園陸上競技場）
依頼者：日本陸上競技連盟　医事委員会
19日・20日の12時～16時で２名ずつの体制で両日とも竹本常務理事が協力することとし、残り１～２名をメルマガに登録しているスポーツファーマシストから募集する。また、メルマガの登録をもっと増やしていくための広報をすることとした。

（８）福祉・介護職に係る啓発冊子「Gentle」の薬局への配付及び送付先データの提供について（資料４・冊子）（横山事務局長）
１薬局10冊・全薬局1,574件
承認した。

（９）令和２年４月常務理事会の開催日の確認について（資料５）（野村副会長）
４月１日（水）・16日（木）とした。

（10）後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）
ア．令和元年度老人保健福祉月間フォーラムの後援について（資料６）
日　時：11月２日（土）13：40～16：00
場　所：広島県医師会館
主　催：広島県地域包括ケアネットワーク会議
（平成28年度：後援承諾）
承諾することを承認した。
イ．令和元年度広島県臨床研究・CRC 研修会の共催について（資料７）
日　時：２月14日（土）13：00～17：30
場　所：広島 YMCA 国際文化センター
実施機関：広島県
（毎年：共催承諾）
承諾することを承認した。

その他
○「がん検診」を学ぶ研修会の開催について
講師を二葉の里薬局の三浦先生にお願いすることとした。
○県民公開講座の講師料について
講師料を３万円とすることを承認した。

２．報告事項
（１）８月21日定例常務理事会議事要旨（別紙１）
（２）諸通知
ア．来・発簡報告（別紙２）
イ．会務報告（〃３）
ウ．会員異動報告（〃４）
（３）委員会等報告

（豊見会長）
９/５　平成31年度広島県四師会役員連絡協議会［ANA クラウンプラザホテル広島］
９/８　広島県女性薬剤師会総会［広島県薬剤師会］
９/９　広島県医療審議会保健医療計画部会［県庁本館］
９/13　第851回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会・懇談会　［支払基金広島支部］
９/17　広島県健康福祉局薬務課来会　［広島県薬剤師会館］
薬事審議会を今年度開催する。いろいろな団体から出席いただいて、薬剤師の職能に関する宣伝や、薬剤師の職務に関する広報をし、また、何か他職種からもアドバイスをいただいたりということで開催したいという話があったと報告された。

（野村副会長）
９/19　第36回広島県薬事衛生大会実行委員会［広島県薬剤師会館］
登録販売者協会が今年度で解散の予定であるため脱退をしたいという申し出があった。通常は１回だけの実行委員会で終わっているところだが、今後の大会運営方針について各団体へ持ち帰っていただいて、いろんな案を出していただき、今年度中にまた実行委員会を開き、進めていきたい。今年度は、これまでどおりで行うと報告された。また、今年度から広島県病院薬剤師会が加入することとなった。

（青野副会長）
９/５　平成31年度広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会［ANA クラウンプラザホテル広島］
９/６　令和元年度「薬と健康の週間」における全国統一事業に関する説明会［広島県薬剤師会館］
９/12　令和元年度第６回 HM ネット運営会議［広島県医師会館］
８月の常務理事会で、今後、ドコモの新お薬手帳へ移行するということで、いろいろな手続等が必要になるという話があり、今

後のスケジュールについて説明があった。来年10月で現行のサービスは終了し、それ以降はドコモに移ることになる。今、ドコモのｄアカウントが必要ということでもめてるいる。ドコモユーザー以外は別個にアカウントをとらないといけないのではないかということになっていると報告された。

（青野副会長、平本常務理事）

9/17　医療保険委員会（保険薬局部会）担当者会議［広島県薬剤師会館］

（谷川副会長）

9/5　第39回広島県薬剤師会学術大会出展打合会［広島県薬剤師会館］

（村上専務理事）

9/9　第59回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議（支部総会）［サンポート高松シンボルタワー］

通常の会議プラス、今回は１期、２期でのトラブル事例というのが少し課題になった。メンタル面で実施中止になった学生等も多く、その取り扱いについて、例えば４年・５年になってドロップさせるのが苦しいから無理やり引き上げるというのもおかしいので、２年ぐらいから引導を渡してくれないかという意見も少しあったが、大学側としては、そういう学生も教育していく義務があるということで、その辺の結論は出ませんでした。ただ、20数例のトラブル事例の中で、メンタル部分で指導薬剤師ともめたという事例が挙がっていたが、全般的には大学側としてはそれも教育する義務があるというところで終わってるようだと報告された。

（村上専務理事）

9/19　学校薬剤師部会理事会［広島県薬剤師会館］

学校薬剤師部会の規約の改訂の相談をしたと報告があった。

（竹本常務理事）

9/14　第525回薬事情報センター定例研修会［広島県薬剤師会館］

（平本常務理事）

9/9　知事と各種団体関係者等との昼食懇談会のための打合せ［県庁本館］

9/11　知事と各種団体関係者等との昼食懇談会のための打合せ［広島県薬剤師会館］

9/18　次世代指導薬剤師特別委員会［広島県薬剤師会館］

（中川常務理事）

9/7　健康寿命延伸研修会［広島県薬剤師会館］

参加者72名

医師会の先生から高血圧に関する薬剤師のかかわり方、看護協会の方から血圧のはかり方ということを指導していただいた。

9/8　未成年者の飲酒・喫煙防止啓発キャンペーン［広島県総合グラウンド］

（吉田常務理事）

9/7　復職支援研修会［広島県薬剤師会館］参加者３名

9/9　会誌11月号巻頭特集用対談［広島県薬剤師会館］

9/12　復職支援研修会［広島県薬剤師会館］参加者６名

（指導）

9/5　中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導［広島合同庁舎］（中川・平本各常務理事）

9/11　中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導［広島合同庁舎］（竹本・柚木各常務理事）

9/12　中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導［広島合同庁舎］（村上専務理事、中川常務理事）

３．その他

（１）常務理事会の開催について（野村副会長）

10月９日（水）午後７時～（議事要旨作製責任者【予定】豊見敦）

10月24日（木）午後７時～

11月７日（木）午後７時～

11月20日（水）午後７時～

12月４日（水）午後７時～

（２）正六位旭日双光章受章について（野村副会長）

受章者　有村健二　氏

（３）令和元度厚生労働大臣表彰受賞者について（野村副会長）

受賞者　玉浦　巖　氏（三原）

（４）第58回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会について（資料８）（野村副会長）

期　間：11月９日（土）・10日（日）

場　所：サンポートホール高松・かがわ国際会議場

（５）会営二葉の里薬局の収支状況及び処方箋応需状況報告について（資料９）（野村副会長）

（６）医療用医薬品卸売業公正取引協議会「公正取引協議会の案内」の送付について（資料10）

各地域薬剤師会に送付することが了承された。

（７）令和２年度広島県四師会役員連絡協議会の日程（予定）について（横山事務局長）

日　時：令和２年９月３日（木）18：30～

場　所：ANA クラウンプラザホテル広島　３階アカシア

（８）麻薬・覚醒剤乱用防止運動啓発資料について（パンフレット・ポスター）（野村副会長）

（９）広島県立美術館からの案内について（チラシ）（野村副会長）

◆ 10月9日定例常務理事会議事要旨

日　時：令和元年10月９日（水）
　　午後７時４分～午後９時13分
場　所：広島県薬剤師会館
議事要旨作製責任者：豊見　敦
出席者：豊見会長、野村・谷川各副会長、村上専務理事、
　　有村・竹本・豊見・中川・平本・二川・宮本・
　　柚木・吉田各常務理事
欠席者：青野・松尾各副会長、小林・松村各常務理事

【会長挨拶】

台風が来てますが、日本薬剤師会学術大会は予定どおり今週末に開催されます。東京から来られる方がかなり大変な状況になるかなと思います。最近は新幹線も計画運休で止まるので、実際どうなるか台風が接近して来るまではわかりませんが、広島からのアクセスは大丈夫だろうと思います。私は土曜日に出ます。参加される皆さんは、事故がないように参加していただけたらと思います。よろしくお願いします。

今日は、審議事項はそれほど多くはないので、スムーズに進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

１．審議事項

（１）令和２年度地域医療介護総合確保事業に係る事業提案について（資料１）（薬務課）
広島県健康福祉局薬務課の上田健太主任より、地域医療介護総合確保事業について、令和２年度は継続して行いたいこと、令和３年度はこれまでの実績・課題を踏まえた新規事業を予定していること、今後、在宅医療の質的評価に対応できる研修を進めていきたいこと、在宅医療は法改正後の「地域連携薬局（仮）」の要件を重要と考え、実績の底上げも図りたいと説明があった。ジェネリック医薬品使用促進に係るネット広告については、医療機関位置情報を活用したスマートフォン端末への広告掲載を企画しており、県で実施するにあたり、広告の効果を検証する必要があるため、モニターを依頼する可能性があると情報提供があった
さらに、発医薬品推進に取り組みやすい地域に絞って、県薬４カ所で研修会を開催する予定であると説明があった。また、地域医療介護総合確保事業についても、今までの成果に加え、課題を明確にし、事業に取り組めるように進めていきたいと説明があった。

（２）令和元年度新型インフルエンザ等対策総合訓練の実施等について（資料２）（豊見会長）
実施予定日：11月８日（金）
昨年度までは広島県からの通知を受ける訓練だったが、本年度は、広島県から通知があり次第、組織内の地域・職域薬剤師会役員並びに本会役員への連絡訓練を実施すると説明があり、承認された。

（３）広島県公益認定等審議会立入検査について（資料３）（横山事務局長）
日　時：12月10日（火）10：00～16：00
場　所：広島県薬剤師会館
立　会：事業内容、財務状況に係る具体的な内容について説明できる者
今回は、事業実施状況説明等が求められているため、谷川副会長が同席し説明することが決定した。

（４）「広島県テロ対策パートナーシップ推進会議」第２回定例会への出席について（資料４）（野村副会長）
日　時：10月21日（月）13：30～15：00
場　所：広島県警察本部　17階大会議室
（昨年度設立総会：横山事務局長出席）
横山事務局長が出席することが決定した。

（５）リワークセンター大手町への講師派遣について（資料５）（野村副会長）
日　時：11月30日（土）　10：00～12：00
場　所：リワークセンター大手町　訓練室（広島市中区大手町２－５-11-401）
講演時間：10：00～（90分程度）
（初めて）
吉田常務理事を講師として派遣することが決定した。

（６）令和元年度広島県エイズ対策推進会議への出席について（資料６）（野村副会長）
日　時：12月19日（木）　18：00～19：00
場　所：広島県感染症・疾病管理センター（広島市南区皆実町１－６-29）
（昨年度：谷川副会長出席）
谷川副会長が出席することが決定した。

（７）中国新聞の広告掲載について（資料７）（谷川副会長）
10月17日（木）
B案とすることが決定した。

（８）朝日新聞の広告について（資料８）（谷川副会長）
広告掲載に至るまでの状況説明があり、10月17日（木）の掲載を承認した。

（９）第39回広島県薬剤師会学術大会について（資料９・要旨集）（谷川副会長）
日　時：10月27日（日）　10：00～
場　所：広島県薬剤師会館
大会当日の分担等について説明があり、一部修正し承認した。

（10）令和２年秋の叙勲候補者の推薦について（資料10）（豊見会長）
提出期限：10月31日（木）
本年は推薦者なしとした。

（11）後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）

ア．第36回広島県薬事衛生大会開催に伴う協賛広告の掲載について（資料11）
日　時：11月28日（木）14：00～
場　所：広島県医師会館
広　告：昨年度Ａ４版縦サイズ　￥40,000－
（別途、分担金￥300,000－）
昨年度と同様に広告協賛することが決定した。

イ．第65回日本身体障害者福祉大会ひろしま大会に係る協賛並びに広告掲載について（資料12）
期　日：令和２年６月３日（水）・４日（木）
場　所：リーガロイヤルホテル広島、広島県立総合体育館大アリーナ
主　催：社会福祉法人日本身体障害者団体連合会、一般社団法人広島県身体障害者団体連合会、公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会
（初めて）
Ａ４横長１/６頁20,000円の広告掲載をすることが決定した。

ウ．福山大学薬学部卒後教育研修会の共催について（資料13）
日　時：11月16日（土）　14：55～17：00
場　所：福山大学薬学部34号館
（毎年・承諾）
※広島県薬剤師研修協議会への共催及び助成について（資料14）
（毎年・承諾、助成金10万円）
共催について承認した。
広島県薬剤師研修協議会の共催及び助成についても承諾することを確認した。

エ．第８回ホームホスピス全国合同研修会 in 広島の名義後援について（資料15）
期　日：11月30日（土）・12月１日（日）
会　場：広島国際会議場
主　催：一般社団法人全国ホームホスピス協会
（初めて）
後援について承認した。

２．報告事項
（１）９月４日定例常務理事会議事要旨（別紙１）
（２）委員会等報告

（豊見会長）
9/25　第132回中国地方社会保険医療協議会広島部会　［中国四国厚生局］
9/27　県知事への外国人医療対策に関する要望書の提出（健康福祉局長へ提出）［県庁］（資料16）
広島県も外国人旅行者や在留外国人が増加し、医療機関を受診する外国人患者が増えているが、言葉が通じない等問題が発生している。特に通訳の問題が大きいため、県医師会長、県歯科医師会長と、広島県の田中健康福祉局長へ、行政の対応を求めたい旨を説明し、要望書を手渡した。田中局長からは、電話通訳事業体制の整備に向け、広島県が新たに設置する「広島県外国人医療対策協議会」の場も活用し、モデル事業や資金調達方法も検討しつつ対応していきたいとのコメントがあったと報告があった。
10/6　令和元年度圏域地対協研修会（16：45～18：00懇親会）［グランセーレ三次］
10/9　第852回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会［支払基金広島支部］

（野村副会長）
9/25　「薬草に親しむ会」運営委員会［広島県薬剤師会館］
10月22日（火）に廿日市市の魅惑の里で開催する薬草に親しむ会の当日の分担等の打合せを行ったと報告があった。
10/3　薬局運営 WG［広島県薬剤師会館］
薬局の経営状況等の説明があり、薬局長不在時の対応について協議したと報告があった。

（村上専務理事）
9/20　地対協 災害医療体制検討特別委員会［広島県医師会館］
広島が津波に襲われた場合の支援病院に広島共立病院が追加されたこと、来年度はそこで訓練等が行わる予定であると報告があった。
9/22・23　第53回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ（薬学教育者ワークショップ）中国・四国 in 福山［福山大学］
9/26　在宅支援薬剤師専門研修検討委員会［広島県薬剤師会館］
10月20日（日）に福山で開催する在宅支援薬剤師専門研修会㈱の打合せを行ったと報告があった。
10/1　復職支援研修会［まなびの館ローズコム］
参加者０名

（竹本・柚木各常務理事）
9/20　広島県病院薬剤師会令和元年度第３回医療連携支援検討委員会［広島県薬剤師会館］（資料17）
残薬等に対応した服薬状況提供書（トレーシングレポート）《広島県版》の作成について、現在内容について確認中であり、年内に完成する予定であること、13病院が参加していると報告があった。

（竹本常務理事）
9/25　薬事情報センター業務紹介及びモバイルファーマシー見学［広島県薬剤師会館］
10/2　薬事情報センター業務紹介及びモバイルファーマシー見学［広島県薬剤師会館］
10/6　2019年度緩和ケア薬剤師研修（２日目）［広島県薬剤師会館］　参加者44名
①アンチ・ドーピングメールマガジン登録推進について
10月４日現在で31名の登録があると報告があった。
②U20／U18日本陸上競技選手権大会におけるアウトリーチ活動への薬剤師派遣について
10月19日（土）は高田泰範先生（東広島）と竹本常務理事、20日（日）は岩本義浩先生（広島）と竹本常務理事と、両日二人体制で対応すると説明があった。（資料18）

（豊見日薬常務理事）
9/10　第５回理事会［日本薬剤師会］
9/11　NDB を活用した全国医療機能情報提供制度・全国薬局機能情報提供制度に関する調査研究第一回検討員会［TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター］
現在行っている薬局機能情報提供制度について、2022年ぐらいを目途に全国で統一したシステムにする予定であり、検討している会議であると説明があった。
9/17　常務理事会［日本薬剤師会］
9/22～26　FIP 国際会議［アラブ首長国連邦アブダビ］
国際薬剤師・薬学連合が開催され、各国の薬剤師の業務形態は様々であったと報告があった。来年はスペインで開催されると補足があった。
9/30　第21回保健医療情報標準化会議［厚生労働省］
10/1　常務理事会［日本薬剤師会］
10/4　秋田県社会保険医療担当者特定共同指導立会い［秋田県］
10/8　常務理事会［日本薬剤師会］

（平本常務理事）

9/20 日本薬剤師会健康サポート薬局研修担当者全国会議［TKP 新橋カンファレンスセンター］
研修会で使用している研修Ｂが古くなっているため、アップデートしつつ、更新期限が切れる人が出始めるためそれを踏まえて、研修会を開催すること報告があった。

9/22 薬剤師のかかりつけ機能強化に向けた研修会［広島県薬剤師会館］（資料19）
薬局ビジョンを達成していくための薬剤師に必要なスキルのために、「薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス」を研修会等で活用したいと説明があった。

9/27 県知事と各種団体関係者等との昼食懇談会［県庁］（資料20）
本会として、地域包括ケアシステムについて努力しますと話をしたと報告があった。

9/27 第１回地域包括ケア強化推進検討委員会［広島県医師会館］（資料21）

9/29 2019年度緩和ケア薬剤師研修（１日目）［広島県薬剤師会館］　参加者44名

10/2 薬局後発医薬品使用促進事業 WG［広島県薬剤師会館］（資料22）
後発医薬品使用促進を目的とした研修会を、広島市・福山市・三次・安佐の各地域薬剤師会の協力を得て、県内４カ所で開催することになったと報告があった。

（吉田常務理事）

9/30 広島県外国人医療対策協議会［県庁］
今までは医療関係団体で会合を持っていたが、今回は県行政が開催した会議であったこと、ひろしま国際センターのボランティア通訳の話が上がったと報告があった。

10/3 復職支援研修会［広島県薬剤師会館］参加者５名

（指導）

9/25 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導［広島合同庁舎］（宮本理事、吉田常務理事）

9/29 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の集団的個別指導［広島合同庁舎］（村上専務理事）

10/2 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導　［広島合同庁舎］（二川・有村各常務理事）

10/3 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導　［広島合同庁舎］（中川常務理事、中野理事）

（その他）

10/6 無菌製剤処理研修①［広島県薬剤師会館］参加者６名

３．その他

（１）常務理事会の開催について（野村副会長）
10月24日（木）　午後７時～（議事要旨作製責任者【予定】平本敦大）
11月７日（木）　午後７時～
11月20日（水）　午後７時～
12月４日（水）　午後７時～
12月19日（木）　午後７時～

（２）令和元年度薬事功労者県知事表彰受賞者について（野村副会長）
受賞者　金好康隆　氏（東広島）
　　畠山　厚　氏（安芸）

（３）高齢者施策総合推進会議の委員の推薦について（資料23）（豊見会長）
豊見雅文　会長（広島県医療審議会委員と同じ）
（推薦済み）

（４）「広島県緩和ケア推進会議」に係る委員の就任について（資料24）（豊見会長）
現在　青野拓郎　副会長
（推薦済み）

（５）10月12日薬事情報センター定例研修会　催行のための講師前泊について（野村副会長）

（６）広島県アルコール健康障害サポート医養成研修会について（資料25）（竹本常務理事）
第１回・東部（三原会場）
日　時：11月13日（水）19：00～21：00
場　所：三原医師会館　２階　講堂
第２回・西部（広島会場）
日　時：12月３日（火）19：00～21：00
場　所：広島県医師会館　２階　201会議室

（７）第７回地域女性の妊娠とくすりの悩みの支援と情報提供ができるかかりつけ薬剤師になる!! 保険薬局薬剤師向け「妊娠と薬情報センター」研修会について（資料26）（野村副会長）
日　時：令和２年２月23日（日）10：00～16：00
場　所：TKP ガーデンシティ岡山カンファレンスルーム４
主　催：NPO 法人 Healthy Ageing Projects for Women 理事長

（８）第４回日本老年薬学会学術大会について（資料27）（野村副会長）
期　日：2020年５月23日（土）・24日（日）
場　所：神戸国際展示場２号館

（９）その他
宮本常務理事から、昨日開催された社会保険診療報酬支払基金の会合の席で、今回クラスⅠの回収となったザンタック錠について、広島県薬としてはどう対応するか質問があった。協議の結果、県外の動向を確認した上で対応を考えることになった。

◆ 10月24日定例常務理事会議事要旨

日　時：令和元年10月24日（木）
　　午後７時00分～午後９時10分
場　所：広島県薬剤師会館
議事要旨作製責任者：二川　勝
出席者：豊見会長、野村・青野・谷川各副会長、村上専務理事、有村・小林・竹本・豊見・中川・平本・二川・松村・柚木・吉田各常務理事
欠席者：松尾各副会長、宮本常務理事

【会長挨拶】

今日は10月２回目の常務理事会ですが、前回からの間に、日本薬剤師会の学術大会や、佐賀で学校環境衛生・薬事衛生研究協議会という全国的な催しがありました。この学校環境衛生・薬事衛生研究協議会が来年は、10月15日（木）・16日（金）に広島で開催されます。この協議会に参加し、佐賀県の教育委員会、佐賀県薬剤師会等々と引き継ぎを行ってまいりましたが、かなりの準備が必要な会でありました。実は十数年前に東京で、日学薬主催で私が担当し、この会を開催しました。その頃はまだ、大変な準備を要することもなかったのですが、今回行ってみると、かなりの準備が必要な会になっておりましたので、驚きました。来年、広島で開催する時もかなりの準備が必要と思われます。その時には、皆さんのご協力が必要ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、今日の常務理事会、よろしくお願いします。

１．審議事項

（１）地域薬剤師会で開催している研修会の実施状況について（資料１）（平本常務理事）
日本薬剤師会でシラバスが作成されたが、かかりつけ薬剤師、薬局ビジョンに向けた薬剤師の資質向上という意味を持って、参考書程度に使えればよいと考えていたが、全てを網羅しようと思った時、抜けてる部分があると感じる。このため、各地域薬剤師会で開催してる研修会等の１年間の研修内容を調査することとし、調査項目についての追加・修正をワーキンググループを作り、検討することとした。

（２）令和元年台風第15、19号被災会員への義援金募集について（資料２）（豊見会長）
県薬からは50万円を日薬に送金し、会員には会誌に振込取扱票と案内文書を掲載する。そのため、会誌発送が遅れることについては、FAX 一斉同報で会員にお知らせすることとした。

（３）食物アレルギー講習会の広報について（資料３）（野村副会長）
【広島会場】
日　時：11月９日（土）14：00～16：00
場　所：広島県医師会館
【福山会場】
日　時：11月30日（土）14：30～16：30
場　所：県民文化センターふくやま
講習会の対象者の箇所に、学校薬剤師を追加し（医師会担当者に確認する）、学校薬剤師会会員宛にFAX 一斉同報で広報することとした。

（４）年末年始・GW・夏期休業における薬局開局情報の開示について（野村副会長）
応需薬局の休業表については、県民への公開情報ではない。医療機関から公開依頼があった際には、各地域薬剤師会の判断により、ユーザー名・パスワードを開示することは承認することとした。
この件については、次回の地域・職域薬剤師会会長協議会で説明することとした。

（５）県民が安心して暮らせるための四師会協議会「県民フォーラム」について（資料４）（青野副会長）
日　時：12月１日（日）13：00～15：30
場　所：広島県薬剤師会館
柚木常務理事が協力することとした。

（６）アルコール健康障害対策事業についてアンケート実施について（竹本常務理事）
名刺型サイズのアルコールチェックカードを各薬局に20枚ずつ配布しているが、実際にどれだけ薬局で活用できているのか、その取り組みを把握するためWeb 形式のアンケートを実施することとした。

（７）トレーシングレポートの様式、運用マニュアル、Q&A、参加病院のホームページ掲載について（竹本常務理事）
先日の最終会議で、運用について確定した。マニュアルが最終確定していないが、10月26日に確定すれば、11月１日からのスタートとなる。この場合、県薬ホームページの会員向け情報のページに、運用のマニュアル、Q&A、参加の病院を掲載し、会誌11月号にも掲載することとした。

（８）可搬式調剤棚のチラシ校正について（資料５）（豊見常務理事）
チラシについては、一部修正のうえ、決定した。なお、特許の取得については、弁理士会に野村副会長が確認を取ることとなった。

（９）第１回広島 FM42.195km リレーマラソン（仮）～オフィシャルサポーター協賛企画の案内につて（資料６）（野村副会長）
日程候補：2020年２月２日（日）or　８日（土）or　９　日（日）or　15 日（土）or　22 日（土）or　23日（日）or　29日（土）　雨天決行
場　　所：広島みなと公園
協賛料金：特別協賛メリット　3,000,000円（税別）
　　一般協賛メリット　　500,000円（税別）
承認しないこととした。

(10) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）

ア．令和元年度鶴羽根神社秋季大祭への寄付について（資料７）（野村副会長）
日　時：10月27日（日）
場　所：鶴羽根神社境内
（昨年度：１万円）
本年度も１万円を寄付することとした。

イ．「がん検診研修会」の共催について（資料８）
日　時：12月４日（水）14：00～15：30
場　所：広島県薬剤師会館
主　催：広島県、「がん検診へ行こうよ」推進会議（初めて）
共催することとした。

ウ．広島大学霞管弦楽団2020 Spring Consert 後援名義使用について（資料９）
開催日：2020年４月12日（日）14：00～
場　所：広島市南区民文化センター
（毎回・承諾）
本年度も承諾することとした。

2．報告事項

（1） 9月19日定例常務理事会議事要旨（別紙1）

（2）諸通知

ア．来・発簡報告（別紙2）

イ．会務報告（〃3）

ウ．会員異動報告（〃4）

（3）委員会等報告

（豊見会長）

10/10 LC生涯学習教養講座定期講演会［メルパルク広島］

10/12 日本薬剤師会第3回都道府県会長協議会（会長会）［山口県下関市・シーモールパレス］

10/12 第52回日本薬剤師会学術大会ウエルカムレセプション［山口県・春帆楼下関本店］

10/13・14 第52回日本薬剤師会学術大会［山口県下関市］

10/16 タイ病院薬剤師会薬剤師会訪問モバイルファーマシー等見学［広島県薬剤師会館］

10/17・18 令和元年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会［佐賀市文化会館］

学校でワクチンの教育をするための資料やパンフレットの作成を広島県薬剤師会学薬部会で行い、HPVのワクチンの推奨につながるような指導をしたい。子供の頃から、子宮頸がんのHPVワクチンは高校1年までに受けなければならないことを、少しでも植えつけることができたらと考えていると報告された。

（野村副会長）

10/16 第1回広島県アレルギー疾患医療連絡会議［広島県庁］（資料10）

広島県のアレルギー疾患連絡協議会が開催され、国がアレルギーの疾患拠点病院を設置しなさいというところから始まり、今年の2月から、広島大学病院に選定されている。2月2日にアレルギー疾患の医療従事者向けへの研修会が開催され、今後の取り組みとしては、引き続き情報提供を広島大学病院、拠点病院を中心に行い、人材育成もしていきたいということであった。来年の2月14日には講演会が開催される予定であると報告された。

10/19 県民公開講座［広島県薬剤師会館］参加者54名

講師に広島ドラゴンフライズの元選手で、現在はアンバサダーであり、薬剤師でもある岡崎修司さんをお迎えした。「薬剤師×アスリート×競技指導者の立場からのアンチ・ドーピング」という題名からか、本年度は参加者が少な目であったと報告された。

10/22 令和元年度「薬草に親しむ会」［魅惑の里・廿日市市吉和］参加者95名

本年度の薬草に親しむ会は、廿日市吉和の魅惑の里で開催し、参加者95名であった。また、新しい講師の育成も行っていることを報告された。

（青野副会長）

10/10 退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会［広島県薬剤師会館］

10/12 第526回薬事情報センター定例研修会［広島県薬剤師会館］参加者114名

10/15 認定基準薬局運営協議会［広島県薬剤師会］

約20件くらいを審査し、3件が記載漏れ等あり、再提出となったと報告された。

10/19 「建国を祝う会」運営委員会［RCC文化センター］

10/21 薬局後発医薬品使用促進事業WG［広島県薬剤師会館］

（谷川副会長）

10/10 医療用医薬品製造販売業公正取引協議会来会［広島県薬剤師会館］

製造販売業公正取引協議会のメンバー3名が来られ、今年の1月から製造販売業者が開催する講演会等の景品類提供について、ルールが改定したと説明があり、実際には、来年の1月から変わるという話であった。県薬としては、メーカーと共催という形で勉強会を開催していないため、特に関係はないが、全国で統一した、チラシのようなものができれば、会誌に掲載することは可能という話はしていると報告された。

10/23 結核予防技術者研修会［広島県医師会館］

結核予防技術者研修会があり、健康対策課から広島県の結核の現状についての説明があった。広島県は以前から全国よりも結核患者が少なくなっており、それを維持していきたいという話があった。しかしその中で、高齢者や若い外国人の結核患者が増えているという話があったと報告された。

（村上専務理事）

10/12 広島禁煙支援ネットワーク研修会運営委員会［広島県医師会館］

10/12 広島禁煙支援ネットワーク研修会［広島県医師会館］参加者87名（薬剤師32名）

アンケートでは、10軒の薬局が煙草を販売しており、15軒の薬局内に灰皿の設置があった。185軒の薬局が敷地内での喫煙ができるという状況であるため、警鐘も含めた原稿を11月号の会誌に掲載すると報告された。

10/20 在宅支援薬剤師専門研修会Ⅰ［宮地茂記念館］参加者56名

10/24 全国健康保険協会広島支部第3回広島県医療関係者意見交換会［広島県歯科医師会］（資料16）

医療関係者の意見交換会で、今回は歯科医師会が歯科保険や口腔ケア、歯周病について。県の福祉局からは、医薬品の使用促進に向けた県の取り組みについて。協会けんぽからは、ジェネリック医薬品の使用促進事業でについての話があった。他には、地域フォーミュラリーや、糖尿病の重症化予防についての話があった。今後は、6カ月に1回程度の開催とし、来年7月あたりに、テーマを検診として開催する予定であると報告された。

（有村常務理事）

10/11 県民が安心して暮らせるための四師会協議会医療・介護の人材育成・確保対策WG第

１回研修カリキュラム検討部会［広島県医師会館］
在宅ノウハウ連携研修会ということで、在宅に行かれてる方がつまずいたときに、どのようなことを学んでいけばよいかを考える研修であり、講義とワークショップの構成で、講義の部分と質疑応答の部分をビデオに撮り、各会のホームページにアップするという形式である。第１回は、１月25日の予定で、内容は疼痛緩和であり、薬剤師会としても、関わりやすい内容になっていると報告された。

（竹本常務理事）

10/16　第７回広島県災害時医薬品供給訓練（呉地区）［災害対策本部（薬務課）］
訓練の内容は、５カ所の避難所から、欲しい医薬品のリストが送られてきており、１カ所からは酸素ガスが欲しいという要望がある。卸からは直近３カ月の、急性期に用いられるであろう医薬品がピックアップされており、GS１コード、規格等がついている。その発注方法、対応等というものであったと報告された。

10/19・20　U18・U20日本選手権陸上競技大会［エディオンスタジアム広島］
薬剤師会では、うっかりドーピングを防ぎましょうという、お薬手帳、保険証に張っていただくシールを配布した。この活動は、来年、再来年も継続されると報告された。

（豊見常務理事）

10/17　令和元年度第７回 HM ネット運営会議［広島県医師会館］
HM ネットへの電子証明書の導入についての議論が行われている。病院での運用方法なども含め、引き続き検討を重ねることになったと報告された。

（豊見日薬常務理事）

10/12　日本薬剤師会第３回都道府県会長協議会（会長会）［山口県下関市・シーモールパレス］

10/13・14　第52回日本薬剤師会学術大会［山口県下関市］

10/14　調剤と情報座談会［小倉ステーションホテル］

10/16　医療薬学会専門薬剤師育成委員会［日本医療薬学会］

10/23　常務理事会［日本薬剤師会］

10/23　薬局ビジョン事業実施委員会［日本薬剤師会］

（吉田常務理事）

10/16　健康サポート薬局委員会［広島県薬剤師会館］
健康サポート薬局の研修会を新しい内容でやることになり、まずは福山での開催に向け、平本常務理事を中心に、今月末にシミュレーションを行う予定であると報告された。

10/18　広報委員会［広島県薬剤師会］

（横山事務局長）

10/21　「広島県テロ対策パートナーシップ推進会議」第２回定例会［広島県警察本部］
テロ対策として、薬剤師については、薬品、爆弾製造に使える薬品、毒ガス製造に使える薬品等を不自然に購入されるようなことがある場合は、すぐに通報することをお願いしたいということであったと報告された。

（指導）

10/16　中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導［広島合同庁舎］（下田代理事）

10/23　中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導［広島合同庁舎］（平本常務理事、青野副会長）

10/24　中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導［広島合同庁舎］（中川・吉田各常務理事）

（その他）

10/10　公認会計士会計処理確認指導［広島県薬剤師会館］

10/17　第７回広島県災害時医薬品供給訓練（呉地区）［海上自衛隊呉教育隊へリポート・会議室］（佐々木・串田・中岡各災害対策委員会委員）

10/21　令和元年度薬事功労者厚生労働大臣表彰表彰式［厚生労働省講堂］（玉浦巌）

３．その他

（１）常務理事会の開催について（野村副会長）
11月７日（木）午後７時～（議事要旨作製責任者【予定】平本敦大）
11月20日（水）午後７時～
12月４日（水）午後７時～
12月19日（木）午後７時～
１月16日（木）午後７時～

（２）令和元年度学校保健及び学校安全表彰受賞者について（野村副会長）
受賞者　渡邊英晶　氏（廿日市）
　　吉田　康　氏（安佐）

（３）広島県がん対策推進委員会に係る委員の推薦について（野村副会長）
現在　豊見雅文　会長
（推薦済み）

（４）令和元年度老人保健福祉月間フォーラム「住民の自立支援のための地域包括ケア」について（野村副会長）（資料11）
日　時：11月２日（土）13：40～16：00
場　所：広島県医師会館　ホール
締　切：10月25日（金）

（５）令和元年度薬物専門講師講習会について（資料12）（野村副会長）
日　時：11月12日（火）13：30～16：30
場　所：県立広島大学サテライトキャンパス（広島県民文化センター）
対　象：学校医、学校薬剤師、広島県薬物乱用防止指導員、精神科医等
締　切：10月25日（金）
村上専務理事、吉田常務理事が出席されると報告された。

（６）医療安全教育セミナー（技術編）2019について（資料13）（野村副会長）

期　日：12月７日（土）～８日（日）
場　所：東京大学法文１号館２階25番大講堂（定数600名）
締　切：11月25日（月）

（７）令和元年度広島県臨床研究・CRC 研修会について（資料14）（野村副会長）
日　時：12月14日（土）13：00～17：30
場　所：広島 YMCA 国際文化センター
締　切：12月６日（金）
座長は松尾副会長がされることが報告された。

（８）会営二葉の里薬局の収支状況及び処方箋応需状況報告について（資料15）（野村副会長）

（９）年末・年始の休業について（野村副会長）
12月27日（金）仕事納め
12月29日（日）～１月３日（金）休業
１月６日（月）仕事始め

◆ 11月7日定例常務理事会議事要旨

日　時：令和元年11月７日（木）午後７時～午後９時27分
場　所：広島県薬剤師会館
議事要旨作製責任者：松村智子
出席予定者：豊見会長、野村・青野・谷川各副会長、村上専務理事、小林・竹本・豊見・中川・二川・松村・柚木各常務理事
欠席者：松尾副会長、有村・平本・宮本・吉田各常務理事

【会長挨拶】

11月３日に村上専務理事が旭日双光章を授賞されました。おめでとうございます。

さて、現在、調剤報酬診療報酬・薬機法にかかわる議論が始まっており、衆議院の厚生労働委員会で、院内調剤と院外調剤で調剤報酬が10倍違うという極端な話をされていました。院内調剤における病院薬剤師の調剤料・技術料というのは昔から上げずにきています。

病院の診療報酬として病院薬剤師の報酬は入っています。わざと調剤料を上げず医薬分業を進めるためにこうしてきました。同じように技術料をあげてしまうと、病院内で薬をたくさん出した方がもうかる体制を作ってしまうことになるので、それを避けるためにそういう政策を今までやってきました。それを今更比べるのは根本的に全く的外れなやり方です。それに惑わされず、日薬にはちゃんとした主張をしてほしいと思っています。ただ、限られた診療報酬、医療費の中で、どのように国民皆保険を維持していくかと言うことは、各医療関係団体も考える必要があります。高齢化などにより必要な医療費は自然に増加していきます。下げるとしたら、給料を減らす、人を減らすなど負のスパイラルに入ってしまいます。根本的に変えるとしたら、合併させて合理化するなど自由経済でない手段をとっていくしかない。病院はベッド数等の制限等ありますが、薬局は自由に開局できます。しかし、現実的に若い薬剤師が薬局を開局できるかといえばそうではありません。どこかの団体から薬剤師の偏在をどうにかしようという意見まででてきています。薬局が多すぎるといってみたり、無薬局町村を無くせといってみたり、赤字の薬局をつくれというのか、補助でも出して公営の薬局を作れといっているのかどうしたらいいのかわかりません。なんとか正当な理屈の通った反論をして、不当な非難を避けていくような議論をしていただきたいと思っています。OTC の濫用という話もでますが、薬剤師がきちんと指導をしているのかということにもなっています。薬局・薬剤師の販売姿勢も考えながらやっていく必要があると思います。よろしくお願いいたします。

１．審議事項

（１）薬剤師に対する行政処分に関する意見について（資料１）（薬務課）
薬剤師の行政処分について薬剤師会の意見を求められているが、内容が不明な点が多いため、処分の根拠になった判決文を提示してもらうこととした。
回答については、違反行為が軽微なことから、ほかの事例に添った軽い処分が適当として、具体的内容は会長に一任した。

（２）医薬品販売制度の遵守について（資料２）（豊見常務理事）
対象医薬品を箇条書きにして、会員へ FAX 一斉同報することとした。

（３）令和２年度事業計画（案）及び収支予算（案）の編成スケジュールについて（資料３）（野村・谷川各副会長）
【日程】
・地域・職域会長協議会
２月22日（土）15：00～　於　広島県薬剤師会館
・理事会
２月22日（土）16：30～　於　広島県薬剤師会館
・第56回広島県薬剤師会臨時総会
３月20日（祝・金）13：00 ～（予定）　於　広島県薬剤師会館
２月13日（木）の常務理事会までに、今年度の未執行事業確認、見直し、来年度の新規事業、名称変更など、予算等について各委員会で検討することとし、保険薬局部会費については、全国薬剤師会の状況をまとめているので、これを参考にすることとした。学薬の会費については、来年度は、１人当たり2,500円を徴収する予定であることが報告された。学校薬剤師会が業務として必要とする検査器具・消耗品は学校の予算で整備するのが原則なので、行政に要求をする必要がある。消費税増税に伴い、学薬だけではなく、県薬会費の値上げの可能性があるということの説明も必要という意見もあった。

（４）21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラムの負担金について（資料４）（松村常務理事）
日　時：１月18日（土）14：00～
場　所：広島県医師会館
負担金：１口：10,000円
（毎回：１万円）
チラシ：3,200枚　会誌令和２年１月号同封予定

負担金10,000円について承認された。
豊見会長が参加することとした。

（５）公明党広島県本部「政策要望懇談会」への参加について（資料５）（横山事務局長）
日　時：11月16日（土）・11月30日（土）午前・午後
場　所：ホテル広島ガーデンパレス
豊見会長と青野副会長が11月30日（土）の午後参加することとした。

（６）後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）
ア．第11回日本プライマリ・ケア連合学会学術大会の後援名義依頼について（資料６）
期　日：2020年５月29日（金）～31日（日）
場　所：広島国際会議場、
リーガロイヤルホテル広島
主　催：日本プライマリ・ケア連合学会
対　象：医師、歯科医師、薬剤師ほか
（平成26年度：日本プライマリ・ケア連合学会プライマリ・ケア認定薬剤師研修会共催承諾）
後援名義の使用について承認した。
イ．安田女子大学薬学部卒後教育研修会の共催依頼について（資料７）
日　時：12月８日（日）　13：00～
場　所：安田女子大学
（毎回：承諾）
※広島県薬剤師研修協議会への共催・助成依頼について（資料８）
（毎年・承諾、助成金10万円）
共催について承認した。
ウ．第15回広島胃瘻と経腸栄養療法研究会の後援について（資料９）（野村副会長）
日　時：２月29日（土）　13：30～
場　所：広島コンベンションホール　２階メインホール２A
主　催：広島胃瘻と経腸栄養療法研究会（広島ページェント）
（毎年・承諾）
後援について承認した。

２．報告事項
（１）10月９日定例常務理事会議事要旨（別紙１）
（２）委員会等報告

（豊見会長）
10/31　広島県社会保険診療報酬請求書審査委員会内科系審査委員懇談会　［広島アンデルセン］
内科医会、内科医の審査委員の多くの方が参加され、情報交換会を行った。その中で頓服に関しての認識の差があったことが報告された。

（野村副会長）
10/30　広島県発明協会へ可搬式調剤棚についての相談［広島県発明協会］（資料10）
費用対効果が悪いので何もしないこととした。

（青野副会長）
10/25　第133回中国地方社会保険医療協議会広島部会［中国四国厚生局］
10/30　健康サポート研修会Ｂ開催に伴う模擬研修［広島県薬剤師会館］
11/１　健康寿命延伸検討WG第３回会議［広島県薬剤師会館］
11/５　四師会協議会医療・介護の人材育成・確保対策WGカリキュラム検討部会のための打合会［広島県薬剤師会館］
①　緩和ケア薬剤師研修業務委託の額の確定について（資料11）
緩和ケア研修会開催の県委託金が78万円で決定したことが報告された。
薬務課より新任の薬事監視員研修として在宅をやってる薬局を訪問したいとのことで、薬局の紹介を依頼されている。廿日市・福山・府中・安芸郡・安芸太田・北広島地区の薬局の紹介をお願いしたいと報告があった。

（松尾副会長）
10/４　広島県医療事故調査等支援団体協議会［広島県医師会館］
10/27　第39回広島県薬剤師会学術大会［広島県薬剤師会館］　参加者195名

（村上専務理事）
11/５　薬剤師認知症対応力向上研修広島市との打合せ［広島県薬剤師会館］
11/５　叙勲伝達式［県庁・北館］

（竹本常務理事）
10/26　広島県病院薬剤師会医療連携支援検討委員会［広島県薬剤師会館］

（豊見日薬常務理事）
10/25　日本病院薬剤師会学術委員会第３小委員会［日本病院薬剤師会］
10/29　株式会社三菱総合研究所来会［日本薬剤師会］
10/29　常務理事会［日本薬剤師会］
10/31「令和元年度NDBを活用した全国医療機能情報提供制度・全国薬局機能情報提供制度に関する調査研究等一式」公表項目検討WG［㈱三菱総合研究所４F大会議室D］
11/５　第６回理事会［日本薬剤師会］（資料12）
11/６　臨床腫瘍薬学会・加藤理事長来会［日本薬剤師会］
11/６　日薬アワー（ラジオ日経）FIP報告について（収録）

（中川常務理事）
10/29　広報委員会［広島県薬剤師会］
11/７　子育て応援団すこやか2019実行委員会［広島テレビ］（資料14）
来年５月30日、31日に広テレ及びエキキターレで開催が決定、来年度も参加することが報告された。

（指導）
10/31　中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導［福山］（村上専務理事、吉田常務理事）
11/６　中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導［広島合同庁舎］（柚木・有村各常務理事）
毎回指導を受ける薬局があるので、薬局の指導について薬剤師会として対応を検討する必要がある。テキストの伝達だけではなく、薬局としての禁忌等はっきりと説明すべきである。薬局に薬がなく、ほかの薬局

へ行くように指示されたとの苦情もあり、そういうケースも含めて、調剤報酬改定研修会で注意喚起を徹底することとなった。

（その他）

10/25 広島県病院薬剤師会 DI 委員会［広島市民病院］（水島情報センター長）

11/ 5 令和元年度広島県『みんなで減災』一斉地震防災訓練

3．その他

（1）常務理事会の開催について（野村副会長）

11月20日（水）午後７時～（議事要旨作製責任者【予定】平本敦大）

12月４日（水）午後７時～

12月19日（木）午後７時～

１月16日（木）午後７時～

１月29日（水）午後７時～

（2）広島県環境審議会委員の継続について（野村副会長）

中川潤子　常務理事（継続）

（承諾済み）

（3）令和元年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について（資料13）（野村副会長）

広島県アルハラ防止ステッカー

（4）広島県アルコール健康障害サポート医養成研修会について（資料15）（野村副会長）

西部（広島会場）

日　時：12月３日（火）19：00～21：00

場　所：広島県医師会館

東部（福山会場）

日　時：１月16日（木）19：00～21：00

場　所：福山市医師会館

（5）その他

HPV ワクチンの啓発の声明を出して厚労省にお願いの文書を出している。今の法律では16歳まで、ワクチンを無料で打てない。それを知らせる必要がある。しかし薬剤師の中に意識が低いので、リスクの多い業種である薬局で、弱者である患者に病気をうつしてしまう可能性を考えて、そういう責任感からも必ずワクチンを打つような指導をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◆ 第55回公益社団法人広島県薬剤師会定時総会議事録

1．日時：令和元年６月16日（日）
　　午後１時～午後３時55分

2．場所：広島市東区二葉の里３－２－１
　　広島県薬剤師会館

3．次第

（1）開会の辞

（2）薬剤師綱領唱和

（3）会長挨拶

（4）表彰

ア．日本薬剤師会有功賞伝達

イ．広島県薬剤師会賞

ウ．広島県薬剤師会功労賞

エ．広島県薬剤師会有功賞

（5）謝辞

（6）物故会員に対して黙祷

（7）来賓祝辞

（8）祝電披露

（9）出席代議員数の確認

（10）議事録署名人の選出

（11）報告事項

ア．報告第１号　平成30年度会務及び事業報告（公衆衛生）

イ．報告第２号　平成30年度事業報告（会館）

ウ．報告第３号　平成30年度事業報告（薬局）

エ．報告第４号　平成30年度事業報告（共益）

（12）議　事

ア．議案第１号　平成30年度決算の承認について（案）

（13）その他

（14）閉会の辞

4．出席者

（1）代議員

岩本義浩	大谷純一	形部宏文	河内一仁
合原憲太	坂本　徹	佐々木薫英	新谷洋通
髙村豊至	田中宏明	出張景子	長坂晋次
野村伸昭	日浦昌洋	平田智加子	水谷　浩
森川悦子	山内純子	吉川勇人	秋本浩志
加藤頼孝	清原一樹	貞永昌夫	峠　文子
藤本瑞枝	皮間壽美子	末次達也	原田靖子
畠山　厚	池田和彦	宗　文彦	呑田敬三
長谷川項一	竹下武伸	石本晃一郎	森川淳一郎
渡邊理恵子	小埜真理子	中島啓介	藤政智栄
井上映子	中嶋都義	花岡宏之	濵﨑匡史
中山陽治	井上　真	橘高道則	作田利一
高橋富夫	田口直子	萩原謙二	美野博則
村上寛子	山口恵徳	肥後克彦	宗廣秋路
麻生祐司	友滝恵子	横田いつ子	津国美香
清原厚子	杉田善信	西田ルリコ	山口まみ

（2）役員

（会　　長）	豊見雅文		
（副 会 長）	野村祐仁	青野拓郎	谷川正之
（専務理事）	村上信行		
（常務理事）	有村典謙	竹本貴明	豊見　敦
	中川潤子	平本敦大	二川　勝
	松村智子	宮本一彦	柚木りさ
	吉田亜賀子		
（理　　事）	三宅勝志	新井茂昭	秋本　伸
	安保圭介	下田代幹太	中野真豪
	宮地　理	森広亜紀	
（監　　事）	岡田　甫	菊一瓔子	

（3）地域・職域会長

野村祐仁	下田代幹太	二川　勝	宗　文彦

竹下武伸　　渡邉英晶　　村上信行　　安保圭介
宮地　理　　杉田善信　　松岡俊彦

（４）顧問弁護士
久笠法律事務所　長谷川栄治 弁護士

５．会議の状況

定時総会は、６月16日（日）午後１時から、松村智子常務理事の司会のもと開会された。

まず、谷川正之副会長の開会の辞があり、薬剤師綱領唱和の後、会長挨拶に移り、豊見雅文会長が挨拶した。

［会長挨拶　－　別添］

次に、表彰式に移り、はじめに、日本薬剤師会有功賞受賞者、多比良枝美子氏（広島支部）、小松博氏（呉市薬剤師会）に、豊見雅文会長から賞状及び記念品が授与された。欠席した受賞者の世良賀陽子氏（広島支部）、鬼武英生氏（広島支部）、河本繁満氏（大竹支部）、髙橋美那子氏（広島支部）、中元卓郎氏（三次支部）の名前が披露された。

次に、広島県薬剤師会賞受賞者、坂本徹氏（広島支部）、宗文彦氏（広島佐伯支部）、柚木りさ氏（廿日市支部）、吉田亜賀子氏（広島支部）に豊見雅文会長から賞状及び記念品が授与された。なお、欠席した受賞者の土居典子氏（安芸支部）、前田修一氏（広島支部）松尾裕彰氏（広島支部）の名前の披露がされた。

次に、広島県薬剤師会功労賞受賞者、池田和彦氏（広島佐伯支部）、下田代幹太氏（安佐支部）、中曽貴章氏（大竹支部）、萩原謙二氏（福山支部）に豊見雅文会長から賞状及び記念品が授与された。なお、欠席した受賞者の松井聡政氏（東広島支部）の名前の披露がされた。

広島県薬剤師会有功賞受賞者、斎藤泉氏（広島支部）、澤田チヅコ氏（福山支部）、鍋加和子氏（尾道支部）、西本司氏（広島佐伯支部）に豊見雅文会長から賞状及び記念品が授与された。なお、欠席した受賞者の井上昌之氏（呉支部）、上野正司氏（安佐支部）、折田和恵氏（広島支部）、加島直氏（広島支部）、加藤由美氏（安佐支部）、神原務氏（呉支部）、木村純子氏（三次支部）、窪田信明氏（広島支部）、皿田好子氏（福山支部）、堀美智子氏（尾道支部）、盛岡敬二氏（福山支部）の名前の披露がされた。

次に、受賞者を代表して、宗文彦氏が謝辞を述べられた。

次に、広島県健康福祉局の田中剛局長から祝辞をいただき、引き続き、日本薬剤師会山本信夫会長、参議院議員藤井基之先生、日本薬剤師連盟副会長本田あきこ先生からの祝電披露があった。

次に、田中剛局長、應和卓治薬務課長、受賞者が退席され、表彰式は終了した。

次に、野村伸昭議長、池田和彦副議長が議長・副議長席に着き、議事を開始した。

初めに、出席代議員数の確認が行われ、代議員総数81中、出席者数64名で、定款第20条に規定する２分の１以上の定足数40名を超えており、会議の成立を確認した。

次に、本会の顧問弁護士である久笠法律事務所の長谷川栄治弁護士を紹介された。

次に、議事録署名人の選出に移り、定款第24条第２項の規定により議長から、大谷純一代議員（広島支部）、麻生裕司代議員（尾道支部）を指名した。

野村伸昭議長（広島）

「本日、定時総会に提出されました報告事項は、報告第１号　平成30年度会務及び事業報告（公衆衛生）より、報告第４号　平成30年度会務及び事業報告（共益）の４件、また、議案としましては、議案第１号　平成30年度決算の承認について（案）の１件であります。

この場合、お諮りいたします。これらの各報告事項及び各議案は、それぞれ関連性がありますので、一括上程議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

野村伸昭議長（広島）

「ご異議なしと認めます。よって、各報告事項及び各議案は、一括上程議題といたし ます。

お諮りいたします。

これより各報告事項及び各議案に対する、理事者からの報告及び提案理由の説明に入りますが、この場合、審議の効率化を図るため、各報告事項説明の終了後、暫時休憩とし、再開後に、議案第１号の提案理由の説明、質疑及び討議、採決を行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

野村伸昭議長（広島）

「ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

ここで進行を副議長と交代します。」

池田和彦副議長（広島佐伯）

「それでは、先ず、報告第１号から第４号までを一括して、報告説明を求めます。

はじめに、報告第１号　平成30年度会務及び事業報告（公衆衛生）、野村祐仁副会長から順にお願いいたします。」

（理事者側より提出資料により次のとおり説明等があった。）

（報告事項の説明）

報告第１号　平成30年度会務及び事業報告（公衆衛生）
野村 祐仁 副会長
青野 拓郎 副会長

報告第２号　平成30年度事業報告（会館）
野村 祐仁 副会長

報告第３号　平成30年度事業報告（薬局）
野村 祐仁 副会長

報告第４号　平成30年度事業報告（共益）
野村 祐仁 副会長

池田和彦副議長（広島佐伯）

「以上で報告事項に対する説明は終わりました。

ただいまより休憩いたします。

会議は、午後２時35分から再開いたします。」

休　憩（午後２時25分）

【休憩】

再　開（午後２時35分）

池田和彦副議長（広島佐伯）

「休憩前に引き続いて会議を行います。ここで進行を議長と交代いたします。」

野村伸昭議長（広島）

「これより各議案の提案理由の説明を求めます。

議案第１号　平成30年度決算の承認について（案）の提案理由の説明を求めます。谷川副会長。」

谷川副会長

「平成30年度決算の承認の件についてご説明させていただきます。

定款第15条により、平成30年度の貸借対照表及び損益計算書並びにこれら附属明細書について総会の承認を求めるものでございます。

個別の内容については、担当の竹本常務理事よりご説明いたします。」

議案第１号　平成30年度決算の承認について（案）
資料１　平成30年度貸借対照表
竹本貴明常務理事
資料２　平成30年度正味財産増減計算書
竹本貴明常務理事
資料３　財務諸表に対する注記
竹本貴明常務理事
資料４　附属明細書
竹本貴明常務理事
参考１　平成30年度貸借対照表内訳表
竹本貴明常務理事
参考２－１　平成30年度正味財産増減計算書内訳表
竹本貴明常務理事
参考２－２　平成30年度公益目的事業会計内訳表
竹本貴明常務理事
参考３　財産目録
竹本貴明常務理事

野村伸昭議長（広島）
「ありがとうございます。それでは監査報告を岡田監事からお願いします。」

岡田甫監事
「監事の岡田です。令和元年５月16日、当会館において、谷川副会長ほか県薬担当役員同席の下、菊一監事ともに平成30年度の理事の職務執行について監査いたしました。その方法内容について報告いたします。
監査の方法及びその内容についてですが、各理事及び事務局との意思疎通を図り、情報収集及び、監査環境の整備に務めるべく理事会その他重要会議に出席し職務執行状況について、ご承知のように会館の建設がございました。また、先の豪雨災害の対応等、会長はじめ担当理事賢明に対応されたと聞いております。県薬事業多岐にわたっておりますけれども事業について必要に応じて説明を求め重要な決算書類を閲覧し、業務及び財産の状況への調査をしました。以上の方法に基づき、当該事業年度における事業報告の内容これについて検討、さらに会計帳簿それらに関する資料、現金、預金通帳などの調査を行い、当該事業年度における計算書類、いわゆる貸借対照表、正味財産増減計算書及び附属明細書について検討しました。その結果、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しており、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
業務について一件、会営ふたばの里薬局についてですが、これは１千万円以上の赤字が出ている。これは予測されたことであるけれど、今後ワーキンググループで、徹底的に対策を講じる必要があると、理事の方から報告があったとことを付け加えておきます。決算書類及びその附属明細書は、法人の一般正味財産、指定財産、損益の状況、財産は２億円ほど増加しております。損益については２千万、対前年度比は３千万、減額となっております。２億円増は、会館の売買益ですので、前回の総会でも声が出ていましたが、会館横の道路の売買についても慎重に対応いただきたいと一言申し上げておきます。」

野村伸昭議長（広島）
「先ほど説明がありました議案第１号について、質疑及び討論を行いたいと思います。
質問及び討論のある方は挙手をしていただき、私の許可により、発言者は、議席番号、氏名を述べ、御発言ください。何かございますか。」

【質疑応答１－別添】

野村伸昭議長（広島）
「ありがとうございます。ほかに何かございませんか。
では、質疑、討論、ないようでありますので、時間の都合もありますので、質疑、討論を終了したいと思いますが、御異議ございませんか。」

【異議なし】

野村伸昭議長（広島）
「それでは、これより採決に入りたいと思います。
現在の出席代議員数は64人、委任状３人、書面表決７人でございます。
お諮りいたします。先ほど説明のありました議案第１号について、御承認をいただける方は挙手をお願いいたします。」

【挙手多数】

野村伸昭議長（広島）
「ありがとうございます。挙手多数で、議案第１号は、承認されました。
これで本総会に付託された議案の審議は全て終了いたしました。
なお、ここで事務局より、昨年６月の定時総会において呉支部の大塚代議員から質問のありました、負担金が課税対象になるかどうかという質問について、御本人には回答済ですが、総会での質問ということで、代議員の方々に御報告されたいという要望が出ておりますので、発言を許可したいと思います。
横山事務局長、お願いします。」

横山事務局長
「ありがとうございます。事務局長の横山でございます。
大塚代議員の質問、保険薬局部会の負担金が消費税の対象になるかどうかということでございます。これにつきまして、当会の顧問公認会計士に確認をいたしました。
消費税の対象になるかならないかというのは、対価性があるかどうか。対価性というのは、物との交換とか、サービスとの交換とか、そういうことがあるかどうかということで、例えば同じ負担金でも、テキスト代として負担金をいただきますよということですと、テキストの対価ということですので、対価性があるということで消費税の対象になる。ただ、保険薬局部会の会費のように、特定の物に対するというよりも活動に対する、全般に対する負担金でございますので、保険薬局部会の負担金については、これは消費税の対象にならないということでございました。大塚代議員にもそのように御回答しておりますので、皆様にもお伝えをさせていただきます。」

野村伸昭議長（広島）
「ありがとうございます。
「以上で本日予定の案件は全て終了いたしました。
せっかくの機会ですので、この際、何か御意見とかございませんか。
中嶋代議員」

【質疑応答２－別添】

野村伸昭議長（広島）
「ほかにありませんか。ないようですので、これで質疑を終結いたします。
長時間にわたり熱心なるご審議及び議事の運営につきまして、格別のご協力を賜りましたことを衷心から厚くお礼申し上げ、議長の職務を終わらせていただきます。

ご協力、どうもありがとうございました。」

閉会にあたり、谷川常務理事が閉会の辞を述べ閉会した。

閉　会　午後３時55分

定款第30条第２項の規定により、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

第55回公益社団法人広島県薬剤師会定時総会

議　　長　　㊞

副　議　長　　㊞

議事録署名人　　㊞

議事録署名人　　㊞

［会長挨拶］

第55回広島県薬剤師会定時総会開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。お忙しい中、ご臨席いただきました、田中剛健康福祉局長、應和卓治薬務課長には心より御礼申し上げます。また、長年に亘る医療福祉、薬剤師会への貢献により本日表彰を受けられる皆様、おめでとうございます。

さて、近年、薬剤師は今までに無い逆風にさらされています。2016年の調剤報酬改定の際、外枠という考え方が導入され、１：１：0.3と言う比率が実質的に崩されました。「門前からかかりつけへ、そして地域へ」と言う言葉がむなしく聞こえるような規制緩和が実施されて、敷地内薬局が許可され、調剤報酬が合法的に医療機関に還流する道筋が開かれました。昨年来の薬機法改定の論議の中で、医薬分業制度自体に疑問符が付けられているのは存じの通りです。マスコミで薬局はコンビニより多いと攻撃されましたが、歯科診療所は薬局より多く、病院と一般診療所を併せると、薬局の倍近くの数が有ります。なぜ薬局だけ取り上げられるのでしょうか。

調剤報酬改定の時期になると、決まって大手チェーン薬局の保険不正行為が報道されます。ごく一部の薬局、一社の不正行為が大きく報道され、それが、全体の調剤報酬に影響するような事があるとすれば、これは異常だと言わざるを得ません。しかし現実には医療費全体の圧縮を調剤報酬だけの圧縮に集中させようという動きは大きく加速されているように感じます。

今後、私たち薬剤師は、経済性を考えた医薬分業ではなく、あくまで患者のための医薬分業を目指し、薬剤師の職能を患者さんに見えるように行動し、評価してもらわなくてはならないのです。

しかし、薬剤師の職能を法律にするのは国会です。その意義を国政の場で伝えていく事も大事にしなくてはなりません。本年七月にはぜひ薬業界の代表である　本田あきこ　さんを一族郎党そろって応援していただきたい。

本日は昨年度の決算を承認していただく総会です。今後の薬剤師会の方向を定めるための反省会とも言える定時総会です。代議員の皆様には、十分な討議を尽くしていただくようお願いして、私の挨拶と致します。

どうか、よろしくお願い致します。

【質疑応答１】

中嶋代議員。

○53番・中嶋都義代議員（呉）「53番、中嶋です。

ただいまの会計報告を見ますと、今回も保険薬局部会及び学校薬剤師部会の部会としての独立した決算報告がなされてませんが、そういった資料を提出するという予定はないんでしょうか。」

○野村伸昭議長（広島）「谷川副会長。」

○谷川正之副会長（広島）「保険薬局部会も学校薬剤師部会も、形としては部会という表現をしてますが、公益事業の中に全部含まれてますから、公益事業としての収支会計を出すということになります。今回は、公益事業の中の保険薬局部会と学校薬剤師部会の内訳表という形で、参考資料２の２、37ページからという形で提示をしております。」

○野村伸昭議長（広島）「中嶋代議員。」

○53番・中嶋都義代議員（呉）「ありがとうございます。つまり、公益目的事業会計については、37ページの参考の２の２で保険薬局部会と学校薬剤師部会というのは示されてはいるんですけども、本来、保険薬局部会とか学校薬剤師部会というのは、組織として薬剤師会会費とは別に会費負担金を集めて運営されている部会だろうと思います。それならば、会費とか負担の金額の根拠を示されるためにも、また、会計の透明性を示していただくためにも、保険薬局部会とか学校薬剤師部会の収支のわかる独立した会計資料を提示されるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。」

○野村伸昭議長（広島）「谷川副会長。」

○谷川正之副会長（広島）「同じような言い方にしかならないですけど、保険薬局部会、学校薬剤師部会を含めて公益事業というふうにしてますから、本来は公衆衛生の１が公益事業の収支になりますから、その中で見てもらって、その中の部分会計としての保険薬局部会と学校薬剤師部会をこのような形で提示しています。」

○野村伸昭議長（広島）「37番の代議員の方。」

○37番・畠山厚代議員（安芸）「37番、安芸支部の畠山です。監事の先生は、監査をされて、各事業に幾らかかったというのはわかると思うんですけども、我々にはそういうのは全然わからない。できたら、事業報告の大まかな内容でもいいので、それに対して幾らかかったかっというのをつけ加えてもらえたらと思います。

というのも、去年、生涯教育で次世代の指導薬剤師特別委員会というのがあって、幾ら予算がついてたか知らないんですけども、支部のほうから手出しがあったんで、去年幾ら予算がついていて幾らかかったのか。今年度はどれぐらいの予算がついてるのかというのをぜひ教えてもらいたいです。」

○野村伸昭議長（広島）「少々お待ちください。

村上専務理事。」

○村上信行専務理事（福山）「今のところ、本会計のほうで事業別会計で予算立てしてございません。従来どおりの公衆衛生全般での予算立てにしてございます。

それから、一つ、次世代に関する御質問でありますけども、次世代の取り組みは２通りございまして、県薬としての取り組みのかかった費用と、各地域での取り組みの費用になります。次世代の取り組みを地域におろしていただいて、将来的な研修体系を組んでいただきたいのが本来の次世代の取り組みですので、各支部、各担当のところで一部負担金を出していただいてると思います。ただ、県薬のほうから参加人員に対しての補助金をつけての運営にさせていただいてますけれども、今後の次世代というものは各地域地域で、病薬も含めた研修体系等を組んでいただきたいというところで、県薬で開催する費用等は県薬等で負担いたしまして、あるいは地域での開催で県薬等の講師の派遣依頼があった場合には、その講師の費用は県薬で負担するという形で、昨年度始まった事業ではありますけれども、本年度もそのような形でやらせていただきたいと思います。」

○野村伸昭議長（広島）「37番。」
○37番・畠山厚代議員（安芸）「37番、安芸支部の畠山です。48ページの監査報告の中には、事業年度の事業報告及びその附属明細書について検討したっていうふうに書いてあるから、出せるんじゃないんですか、数字を。
来年度の次世代、若い人に投資するのは当たり前だと思うんですけど、どれぐらい予算を立ててるのか、教えてほしいです。」
○野村伸昭議長（広島）「村上専務理事。」
○村上信行専務理事（福山）「今年度どのぐらいの事業を行うかは、昨年と同様でやられる予定なので、県レベルでの役員会議等々で、昨年度実績で約50万使ってございます。県薬の予算としては、その50万程度の会議費用を見込んでございます。あと、次世代を育成するということは、これ、県薬だけの仕事ではないんで、各地域にもその辺は御理解いただいての地域支部負担というのをお願いしてございますので、県が単独で育成するものだけではないし、地域の病院薬剤師会も含んだ複合的な事業にしていただきたい。それから、今年度のテーマ等についても、また日薬と相談しながら、新たなテーマで各地域に取り組んでいただきたいという形で進めてまいりたいと思います。その辺に関しまして、支部でのお世話いただく方々とか、それから、県薬の特別委員会等々の費用が昨年度実績で約50万になってございますので、今年度もその予定でおります。以上です。」
○野村伸昭議長（広島）「中嶋代議員。」
○53番・中嶋都義代議員（呉）「学校薬剤師部会にしても保険薬局部会にしても、規程上、独立した会計を報告する義務というのはないんですね。ちなみに、保険薬局部会規程を見ても、以前の保険薬局部会規程では、会計を総会で承認するということになってたわけなんですけども、この5月18日に規約の改定があったようでして、それを見ると、特に総会での承認、報告も必要ないということに改定はされているんですけども、この総会においては、それぞれの組織の会計が正しく執行されてることを確認するための会でもあると思うので保険薬局部会、学校薬剤師部会、独立した部会としてお金を集めてるわけですから、その会計をわかりやすいような、独立した報告をしていただければと思っております。
規程にないから報告しないではなくて、できれば、その会計がわかりやすい形での独立した部会の報告もしていただけるようにしていただければ、また、できれば、保険薬局部会規程のほうも再度改定していただいて、総会で承認、あるいは報告するという内容に変えていただければと思います。いかがでしょうか。」
○22番・山内純子代議員（広島）「22番の山内と申します。
広島市の総会では、今のように旧来の小遣い帳のような感じで、ファクス事業、それから保険薬局部会とか、いろいろ分けてるんですね。参考資料としてやっぱりあったほうがいいんじゃないかと思うんです。そのほうが質問もしやすいし、頭の中でいろいろ、予算がこういうふうなところに行ったいう導きにはなるんじゃないかと思うんですけれども。」
○野村伸昭議長（広島）「中嶋代議員。」
○53番・中嶋都義代議員（呉）「37ページから書かれてるのは公益目的事業会計の内訳になってるわけなんですよね。だから、保険薬局部会全体で何ぼ負担金が入ってきて、どういう収支があったかとか、学校薬剤師部会、今回は恐らく会費集められてないと思うんですけども、どういう収入があって、どういうふうな支出があって、差額がどれぐらいあったかとかいう細かい数字という意味ではなくて、全体の収支がわからないんで、そういった資料を出していただけたらありがたいなと思ってるわけです。ですから、保険薬局部会のあり方、学校薬剤師部会のあり方ということもいろいろ恐らく検討されてるんだろうと思うんですけども、そういった組織のあり方も含めて、そういった会計も独立したものを出していただけるのであれば、今後検討して、出していただくようにしていただければありがたいなと思います。」
○野村伸昭議長（広島）「畠山代議員。」
○37番・畠山厚代議員（安芸）「37番、畠山です。
第２号の事業関係、公衆衛生、１番、２番、３番、４番までだったっけ。それぞれの大まかなあれでもいいんじゃないかと思うんですけども、例えば、１の（１）に幾ら使った、（２）に幾らかかった、それぐらいのことは出てもいいんじゃないですか。」
○村上信行専務理事（福山）「わかりました。会計処理上、それができるかどうか、今、私の即答は難しいですけれども、多分、１、２ぐらいの形であれば、我々も事業を、例えば事務局のほうも担当が違いますので、それぞれの担当で集計していただければある程度の数字は出てくると思いますので、会計システム等の相談しながら、今でいう公衆衛生事業の（１）、あるいは医薬分業の推進及び社会保障制度への対応の報告というところであれば、（１）とかっていう意味合いであれば、この辺を至急検討してまいりたいと思います。」
○野村伸昭議長（広島）「豊見会長。」
○豊見雅文会長（広島佐伯）「少なくとも学薬部会の会計に関しては、先日、学薬部会の監事会に、出した会計簿いわゆる現金出納簿的なそのことを出すことができました。学薬からの寄附金、208万3,246円ありました。これが学薬としての収入です。支出はここに書いてある126万9,403円、余った寄附金の部分が96万幾らある。現金出納簿と全く同じような昔のやり方の会計ですから、学薬についてはここに全て書いてあって、寄附金の余った部分の出入りがほかの部分に書いてあるんですね。
それと同じことが保険薬局部会にできるかどうか、今ちょっと聞いて確かめているところなんですが、出そうと思えば、出せます、わかりやすいのが。私は出してほしいと思うから、要求は検討します。
もう一つ、保険薬局部会のお金は5,600万ほど本会計に回しています。これはもう大分前から何回も述べてますように、本会計での仕事自体のほとんどが保険薬局に関する仕事であるということなんですね。今でいうと、例えば健康サポート薬局、保険薬局でないとできませんよね、当然ですが。だったら、あれ、保険薬局部会でやってもいいじゃないかという話なんですが、今までの習慣といいますか、分け方としては本会計でやっている。もしも、それを、ちゃんと保険薬局だけの仕事を全部保険薬局でやりなさいと言われたら、今度は本会計から多分保険薬局部会のほうにお金を回さざるを得なくなるのかな。そういうふうに、保険薬局部会と本会計の区別というのが仕事の内容による区別になっていないということがあるんですね。仕事の内容であって、保険薬局が関係してる仕事は全て保険薬局部会のお金でやるとなったら、それじゃあ、その事務は誰がするの、入会、退会、誰が事務するの、それは本会計で

しょうということになって、非常にややこしいことになります。ということで、今みたいな、最終的に非常にわかりにくいことになってしまった。
保険薬局部会に関しては、どのぐらい手間がかかるか、もう一度考慮して検討いたします。よろしくお願いします。」
○野村伸昭議長（広島）「作田代議員。」
○61番・作田利一代議員（福山）「作田です。61番です。
先ほどから質問されてる方は、会計をぴしっと分けてくれっていうふうな意見じゃなかったんですかね、保険部会なら保険部会の別会計にしてくれと、学校薬剤師の部会なら学校薬剤師部会を別会計にしてもらえないかというふうな趣旨だったと思うんですが。
私は。そこまで厳密にぴちっと分けるのも難しいし、分ける必要性、そこまでぴしっと別会計にする必要性、公益社団法人としては、その必要性は余りないと思うんですけどね。
先ほど言われたのは、ちゃんと別会計にぴしっとしてくれという趣旨ではなくって、今までわかる範囲で、分けれるとこは分けてくれというふうに解釈できますが、そういうことじゃないんですかね。」
○野村伸昭議長（広島）「谷川副会長。」
○谷川正之副会長（広島）「今の定款上でいくこの決算総会において承認をいただくための資料として作成するように、ちょっと検討はしてみようと思いますが、できるかどうかというところと、文言をどうするかっていうのはちょっと考えさせていただきたいと思います。今回はそれを準備してませんから、公益法人の部門会計、内訳表をもって理解していただきたいと思います。」

【質疑応答２】

○53番・中嶋都義代議員（呉）「53番、中嶋です。
本日も話がありましたけども、西日本豪雨災害からもうすぐ１年が過ぎようとしておりますけども、また、３月12日には広島県と災害時の協定を結ばれたということですけども、今後、災害が起きたときに速やかに活動が開始できるように、薬剤師会の今回の災害に対する対応について検討、あるいは取りまとめ、報告書の作成等はされているんでしょうか。また、されているとしたら、それを会員の皆さんに役立つために公表されるという予定はあるのでしょうか。」
○野村伸昭議長（広島）「竹本常務理事。」
○竹本貴明常務理事（広島）「昨年の災害を受けまして、今、それにかかわった本部としての機能、そして各避難所での活動、それは安浦、天応、小屋浦だけではなくって、三原、安芸のほうにも声かけのほうをさせていただいて、原稿のほうを依頼をしていたりとか、あとは、事務局としても、どういった支援物資を受け取ったりというようなものをまとめている最中でございます。それができましたら、会誌のほうに載せさせていただく予定としておりますので、もうしばらくお待ちいただけたらと思います。作業が滞っておりまして、申しわけございません。」
○野村伸昭議長（広島）「豊見会長。」
○豊見雅文会長（広島佐伯）「先日、報道されましたように、広島県と災害薬事コーディネーターの覚書を交わしております。何かあった場合、今回の災害では、毎朝９時に県庁で、いろんな職種が集まって、どういう派遣をして、どういう物資を流すかという検討会、毎日、県庁で９時から開かれました。それには薬剤師会からは実は参加していなくって、薬務課の課長を初めとする薬務課に対応していただき、毎朝、毎晩、私と電話で個人的に連絡をしたり、指示を受けたり、こちらから要望を出したりしてやっていただいておりました。そういう役目は、本来、薬の専門家である我々が担わなくてはならないところで、実を言うと、災害薬事コーディネーターを30名養成をして、そういう場合に働いてもらうという約束を県としております。30人というのは各支部に２人ぐらい、できたらお願いをしたいというふうに思っているわけです。といいますのは、避難所ができたらその避難所に常駐をしていただくような、あるいはその地区に薬剤師の集まるところ、薬品とか物資が集まるところがあるとしたら、そういうセンターとして薬剤師が常駐する。そこでコーディネートを全て考えるというふうな作戦でございます。支部でそれを育てていただかなくてはなりません。全部県から乗り込んでいってやるんではなくて、各地、その地域に詳しい方がそこへ常駐していただくようなのが一番スムーズに救助ができる、援助ができるというふうに考えておりますので、ぜひとも各支部でそういうことを検討していただいて、学会等にも参加をしていただくようになればいいなと思っておりますので、ぜひともよろしく御協力をお願いいたします。」

県薬日誌

日付		行事内容
10月21日	月	・「広島県テロ対策パートナーシップ推進会議」第２回定例会（広島県警察本部） ・令和元年度薬事功労者厚生労働大臣表彰表彰式（厚生労働省講堂） ・薬局後発医薬品使用促進事業WG
22日	火	令和元年度「薬草に親しむ会」（魅惑の里･廿日市市吉和）
23日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・結核予防技術者研修会（広島県医師会館）
24日	木	・全国健康保険協会広島支部第３回広島県医療関係者意見交換会（広島県歯科医師会） ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導（広島合同庁舎） ・常務理事会 ・地対協　第１回在宅医療・介護連携推進専門委員会（広島県医師会館）
25日	金	・広島県病院薬剤師会DI委員会（広島市民病院） ・第58回（2019年度）広島県身体障害者福祉大会（熊野町民会館） ・第133回中国地方社会保険医療協議会広島部会（中国四国厚生局）
26日	土	・第23回広島県医療情報技師会研修会（県立広島病院） ・広島県病院薬剤師会医療連携支援検討委員会
27日	日	第39回広島県薬剤師会学術大会
29日	火	広報委員会
30日	水	・広島県発明協会へ可搬式調剤棚についての相談（広島県発明協会） ・健康サポート研修会B開催に伴う模擬研修
31日	木	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導（福山） ・広島県社会保険診療報酬請求書審査委員会 内科系審査委員懇談会（広島アンデルセン）

日付		行事内容
11月１日	金	健康寿命延伸検討WG第３回会議
２日	土	令和元年度老人保健福祉月間フォーラム（広島県医師会館）
５日	火	・令和元年度広島県『みんなで減災』一斉地震防災訓練 ・薬剤師認知症対応力向上研修広島市との打合せ ・広島リビング新聞社取材 ・叙勲伝達式（県庁・北館） ・リワークセンター大手町来会 ・四師会協議会医療・介護の人材育成・確保対策WGカリキュラム検討部会のための打合会
６日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・広島県介護支援専門員協会　令和元年度第３回研修・出版部会（広島県健康福祉センター）
７日	木	・日本薬剤師会令和元年度「成分から導き出す、適切なＯＴＣ医薬品の選択方法」研修会（東京・日薬） ・子育て応援団すこやか2019実行委員会（広島テレビ） ・常務理事会
８日	金	・令和元年度新型インフルエンザ等対策総合訓練 ・第853回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（支払基金広島支部）
９日	土	・薬局実務実習受入に関する中国・四国地区ブロック会議（香川県高松市） ・介護の日フェスタin広島講演会（グリーンアリーナ） ・第527回薬事情報センター定例研修会 ・令和元年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座（広島県民文化センターふくやま）
9日･10日		第58回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会（香川県高松市）
11日	月	薬事情報センター委員会
12日	火	・令和元年度薬物専門講師講習会（県立広島大学　サテライトキャンパス） ・第２回リハビリテーション専門職等人材育成調整会議（県庁本館）
13日	水	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎）

日付		行事内容
14日	木	・広島県介護支援専門員協会　令和元年度広島県認定調査員フォローアップ研修　（広島県民文化センターふくやま） ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・広島国際大学薬学部卒後教育研修会（広島国際大学呉キャンパス）
16日	土	・福山大学薬学部卒後教育研修会（福山大学薬学部） ・日本薬剤師会中国ブロック会議 ・令和元年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座（広島県民文化センターふくやま）
17日	日	薬剤師認知症対応力向上研修
18日	月	後発医薬品使用促進事業にかかる地域薬剤師会研修会（広島市薬剤師会）
19日	火	・一般社団法人広島市ろうあ協会来会 ・部会外会計チェック
20日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・スポーツファーマシスト向けLive on Seminar研修（広島県薬剤師会館・しまなみ交流館（尾道市）） ・常務理事会
21日	木	・第60回広島県公衆衛生大会～健やかな暮らしをつくる人々の集い～（府中市文化センター） ・令和元年度第１回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会（ホテルメルパルク広島） ・第69回全国学校薬剤師大会（ホテルブリランテ武蔵野） ・災害対策委員会
21日･22日		令和元年度全国学校保健・安全研究大会（ソニックシティ）
22日	金	・令和元年度第１回広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会（ホテルメルパルク広島） ・後発医薬品使用促進事業にかかる地域薬剤師会研修会（三次薬剤師会）（三次市福祉保健センター）
23日	土	・令和元年度広島県学校薬剤師研修会及び広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会（西部） ・広島市ジュニアアスリート向けアンチ・ドーピング講習会　（広島市内）

日付		行事内容
24日	日	・令和元年度広島県学校薬剤師研修会及び広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会（東部）　（まなびの館ローズコム） ・第72回広島医学会総会（広島県医師会館） ・安田女子大学薬学共用試験（OSCE）直前講習会　（安田女子大学） ・第72回広島医学会総会会頭招宴（ホテルグランヴィア広島）
26日	火	第134回中国地方社会保険医療協議会広島部会　（中国四国厚生局）
27日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・「薬草に親しむ会」開催運営委員会
28日	木	・第36回広島県薬事衛生大会（広島県医師会館） ・令和元年度薬祖神大祭 ・HMネット開示病院の意見交換会（広島県医師会館） ・一般社団法人広島市ろうあ協会広島市登録手話通訳者研修会（広島市東区地域福祉センター）
29日	金	・日本薬剤師会令和元年度都道府県薬剤師会アンチ・ドーピング活動担当者等研修会　（東京・日薬） ・新任薬事監視員研修の一環として行う薬局における在宅医療への参画及び取組に関するヒアリングについての打合せ ・かかりつけ薬剤師機能強化推進WG
30日	土	・リワークセンター大手町プログラム（リワークセンター大手町） ・鳥取県薬剤師会　災害対策講習会～西日本豪雨災害から学ぶ～（鳥取県薬剤師会）
11月30日 12月１日		第８回ホームホスピス全国合同研修会in広島　（広島国際会議場）
12月１日	日	・第24回広島県理学療法士学会（広島市南区民文化センター） ・高木秀彦氏（岡山市薬剤師会会長）叙勲受賞記念祝賀会（岡山プラザホテル） ・県民が安心して暮らせるための四師会協議会「県民フォーラム」 ・安田女子大学薬学共用試験（OSCE）本試験　（安田女子大学） ・福山大学薬学共用試験（OSCE）本試験　（福山大学）

日付		行事内容
2日	月	・オンライン資格確認システム説明会（広島合同庁舎） ・学術委員会（旧業務分担３）及び広島県薬剤師研修協議会合同会議
3日	火	・在宅支援薬剤師専門研修会打合会 ・広島県アルコール健康障害サポート医養成研修会（広島県医師会館）
4日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・常務理事会 ・がん検診研修会 ・令和元年度第１回広島県国民健康保険運営協議会（県庁）
5日	木	令和元年度広島県学校保健及び学校安全表彰選考専門委員会（県庁）
6日	金	・広島県アルコール健康障害対策連絡協議会（広島県医師会館） ・第１回地域における薬剤師・薬局機能強化検討会 ・安田女子大学佐々木先生訪問（安田女子大学）
8日	日	・広島大学薬学共用試験（OSCE）本試験（広島大学薬学部） ・広島国際大学薬学共用試験（OSCE）直前ＳＰ講習会（広島国際大学呉キャンパス） ・安田女子大学薬学部卒後教育研修会（安田女子大学） ・薬剤師認知症対応力向上研修（福山市ものづくり交流館） ・健康サポート薬局研修会
9日	月	・選挙管理委員会 ・薬局運営WG
10日	火	・広島県公益認定等審議会立入検査 ・後発医薬品使用促進事業にかかる地域薬剤師会研修会（福山市薬剤師会）（福山市ものづくり交流館）
11日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・スポーツファーマシスト向けLive on Seminar研修（広島県薬剤師会館・広島県民文化センターふくやま）

日付		行事内容
12日	木	後発医薬品使用促進事業にかかる地域薬剤師会研修会（安佐薬剤師会）（安佐南区総合福祉センター）
13日	金	・勲章受章者拝謁（皇居宮殿「豊明殿」） ・第854回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（支払基金広島支部） ・財務担当者会議
14日	土	・令和元年度広島県臨床研究・CRC研修会（広島YMCA国際文化センター） ・第528回薬事情報センター定例研修会
15日	日	・広島国際大学薬学共用試験（OSCE）本試験（広島国際大学） ・日本薬剤師会令和元年度オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する全国担当者会議（TKP市ヶ谷カンファレンスセンター） ・認定実務実習指導薬剤師のためのアドバンストワークショップ中国・四国 in 福山（福山大学薬学部）
16日	月	県民が安心して暮らせるための四師会協議会　医療･介護の人材育成･確保対策WG　第２回研修カリキュラム検討部会（広島県医師会館）
17日	火	広報委員会
18日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導（広島合同庁舎） ・第２回自立支援多職種ネットワーク推進会議（広島市総合福祉センター）
19日	木	・令和元年度広島県エイズ対策推進会議（広島県感染症・疾病管理センター） ・常務理事会

行事予定（令和２年１月）

１月７日（火）	第60回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議（支部総会）（サンポート高松シンボルタワー）
１月９日（木）	令和２年薬事関係者新年互礼会
１月10日（金）	第855回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（支払基金広島支部）
１月11日（土）	第529回薬事情報センター定例研修会
〃	広島県介護支援専門員協会　新年会（場所未定）
１月12日（日）	広島がんセミナー第８回先端的がん薬物療法研究会（グランドプリンスホテル広島）
〃 １月13日（月）	日本薬剤師会令和元年度薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業（令和元年度薬剤師生涯教育推進事業）次世代薬剤師指導者研修会（TKP 新橋カンファレンスセンター）
〃	第12回安佐薬剤師会学術大会（安田女子大学）
〃	令和二年広島県医師会新年互礼会（ANAクラウンプラザホテル広島）
１月15日（水）	日本薬剤師会第４回都道府県会長協議会（会長会）（日本薬剤師会）
〃	日本薬剤師会新年賀詞交歓会（場所未定）
１月16日（木）	日本薬剤師会総会議事運営委員会（日本薬剤師会）
〃	常務理事会
１月17日（金）	第２回広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会（ホテルメルパルク広島）
１月18日（土）	21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラム（広島県医師会館）
〃	令和元年度高度管理医療機器等に係る継続研修会（まなびの館ローズコム）
１月19日（日）	在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ
１月23日（木）	復職支援研修会
〃	第136回中国地方社会保険医療協議会広島部会（中国四国厚生局）
〃	第２回地域における薬剤師・薬局機能強化検討会
１月24日（金）	広島県病院薬剤師会DI委員会
１月25日（土）	令和元年度広島県合同輸血療法研修会（広島YMCA国際文化センター）
１月26日（日）	令和元年度抗HIV薬服薬指導研修会
１月29日（水）	常務理事会
１月31日（金）	広報委員会

行事予定（令和２年２月～３月）

２月２日（日）	在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ
２月３日（月）	令和元年度第２回広島県国民健康保険運営協議会（県庁）
２月７日（金）	令和元年度薬事情報センター実務担当者等研修会（日本薬剤師会）
２月８日（土） ２月９日（日）	日薬代議員中国ブロック協議会
〃	日本薬剤師会令和元年度くすり教育研修会（全国町村会館）
２月11日（火）	「建国記念の日」「天皇陛下御即位奉祝記念式典」（上野学園ホール）
２月12日（水）	第856回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（支払基金広島支部）
２月13日（木）	常務理事会
２月15日（土）	第530回薬事情報センター定例研修会
２月16日（日）	育成トレーナー向けアンチ・ドーピング講習会（広島市内）
２月21日（金）	令和元年度日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議（日本薬剤師会）
２月22日（土）	地域・職域会長協議会
〃	理事会
２月23日（日）	令和元年度日本病院薬剤師会医療情報システム講習会（大阪市）
２月26日（水）	第137回中国地方社会保険医療協議会広島部会（中国四国厚生局）
〃	常務理事会
３月４日（水）	常務理事会
３月７日（土）	中国・四国薬剤師会会長会議（ANAクラウンプラザホテル松山）
３月11日（水）	広島県介護支援専門員協会第２回理事会（広島県健康福祉センター）
３月13日（金）	第857回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（支払基金広島支部）
３月14日（土）	第531回薬事情報センター定例研修会
〃 ３月15日（日）	日本薬剤師会第94回臨時総会（ホテルイースト21東京）

令和元年11月14日

公益社団法人　広島県薬剤師会　御中

医療用医薬品製造販売業公正取引協議会
中四国支部　実務委員長　堀田　聡

公取協 中四国支部からのお願い

平素より医療用医薬品製造販売業公正取引協議会（以下、医薬品公取協）中四国支部の活動につきましてご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医薬品公取協は公正な競争秩序の確立および公的医療保険制度のもと、透明性の高い企業運営・高い倫理観を持った営業活動を行うために、公正取引委員会および消費者庁長官の認定を受けた公正競争規約（以下、規約）に基づき、取引を不当に誘引する手段としての景品類の提供を制限しており、会員会社は全国で224社となっています。

昨今、医薬業界に対する社会の目が厳しくなっていますが、令和元年度において当支部の会員会社には日頃より、下記２点について規約遵守の指導を行っています。

本来、規約はメーカーが守るべきルールですので、誠に勝手なお願いとなりますが事情をご賢察の上、引き続き当協議会の活動に対しまして医療機関及び医療担当者の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう、何卒、宜しくお願い申し上げます。

Ⅰ「製造販売業者が開催する講演会等の景品類提供」につきましては、本年１月よりルールが①②の通り変更となっております。

① 医療関連テーマのみの講演会等であっても共同で開催する事が可能となりました。

② 自社医薬品に関連しないテーマのみの講演会等を開催する場合は参加者に対する 茶菓・弁当を提供することはできません。

尚、講演会のテーマが、自社医薬品関連テーマ等に該当するかどうかにつきましては、共同で開催するメーカーと予め協議してご確認いただきますようお願いいたします。

Ⅱ「自社医薬品説明会時の適切な弁当提供」については下記ルールに基づき開催することとしています。

① 自社医薬品に関する説明会とは医薬情報担当者等が日常の医薬情報提供活動の一環として医局等の複数の医療担当者の皆様に昼休みやカンファレンスなどの機会にお集まり頂き開催するものとしています。

② 説明会に伴う茶菓・弁当については開催時間中にお集まり頂いた医療担当者の皆様に限り食事時間帯の場合はお弁当を提供できるとしています。

③ 開催場所は、説明会の趣旨が損なわれないよう、通常は院内会議室・医局等としています。

行政だより

令和元年10月24日

一般社団法人広島県医師会会長　様
一般社団法人広島県歯科医師会会長　様
一般社団法人広島県病院協会会長　様
一般社団法人広島県医療法人協会会長　様
広島県保険医協会会長　様
公益社団法人広島県薬剤師会会長　様
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長　様

広島県健康福祉局長
〒730-8511　広島市中区基町10-52
薬務課

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第21回報告書」及び「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業2018年 年報」の周知について（通知）

このことについて、令和元年10月７日付け薬生総発1007第６号及び薬生安発1007第１号により厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び同局医薬安全対策課長から別紙のとおり通知がありましたので、貴会会員への周知をお願いします。

なお、当該報告は公益財団法人日本医療機能評価機構のホームページに掲載されています。
（http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/）

担　当　薬事グループ
電　話　082-513-3222（ダイヤルイン）
（担当者　上田）

別　紙

薬生総発1007第６号
薬生安発1007第１号
令和元年10月７日

各 ｛都道府県／保健所設置市／特別区｝ 薬務主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
（公印省略）
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（公印省略）

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業第21回報告書」及び「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業2018年 年報」の周知について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）による厚生労働省補助事業であり、平成21年４月から、薬局におけるヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。本事業は、医療安全対策に有用な情報について、各薬局に広く共有するとともに、国民に対して情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

この度、機構が、平成31年１月から令和元年６月までに報告されたヒヤリ・ハット事例を収集し分析を行った「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業第21回報告書」及び平成30年１月から12月までに報告されたヒヤリ・ハット事例の収集・分析の内容をとりまとめた「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業2018年 年報」を公表しました。これらの報告書は、機構から各都道府県、各保健所設置市及び各特別区の長宛に送付されており、機構のホームページにも掲載されています（http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/）。

貴職におかれましては、下記留意事項とともに、薬局等におけるヒヤリ・ハットの発生防止のため、貴管下薬局の他、医療機関及び関係団体に対し、本報告書を周知いただくとともに、各薬局において本報告書を通じてヒヤリ・ハットの要因や傾向等を把握し、発生防止により一層取り組まれるよう御配慮願います。

記

１．現在、本事業への参加登録等の手続きや診療報酬における取扱いに関する薬局からの問合せが集中しているとの報告を機構から受けています。このため、本事業への参加登録等の手続きに際しては、機構ホームページに掲載されている「参加の手引き」を事前に確認いただくよう、周知をお願いいたします。また、診療報酬の取扱いに関しては機構では回答できないため、以下の URL の診療報酬に関する照会先へ問合せいただくよう、併せて周知方お願いいたします。

※診療報酬に関する照会先の URL：
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000196837.pdf

２．本事業で平成31年１月から令和元年６月までに報告された件数は67,744件となり、そのうち、「調剤」の事例は15,077件、「疑義照会」の事例は52,561件あり、医療安全に資する事例の報告が増えています。

本通知の内容については、貴管下薬局等の薬局の管理者、医薬品の安全使用のための責任者、医療機関の医療安全に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品の安全使用のための責任者等に対しても周知されるよう御配慮願います。

【参考】

本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発信された際に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス（PMDA メディナビ）」が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されています。以下の URL から登録できますので、御活用ください。

医薬品医療機器情報配信サービス（PMDA メディナビ）
https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medi-navi/0007.html

令和元年11月27日

広島市保健所長　様
（医療政策課）
呉市保健所長　様
（生活衛生課）
福山市保健所長　様
（総　務　課）

広島県健康福祉局長
（薬　務　課）

医療用医薬品の有効成分の要指導・一般用医薬品への転用について（通知）

このことについて、令和元年10月21日付け薬生薬審発1021第２号により厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長から別紙のとおり通知がありました。

業務の参考としてください。

担　当　薬事グループ
電　話　082-513-3222（ダイヤルイン）
（担当者　上田）

別　紙

薬生薬審発1021第２号
令和元年10月21日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（公　印　省　略）

医療用医薬品の有効成分の要指導・一般用医薬品への転用について

標記について、別添写しのとおり、日本製薬団体連合会会長宛て通知しましたので、その写しを送付します。

別　添

薬生薬審発1021第１号
令和元年10月21日

日本製薬団体連合会　会長　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

医療用医薬品の有効成分の要指導・一般用医薬品への転用について

厚生労働省では、セルフメディケーションの推進に向け、医療用から要指導・一般用医薬品への転用（スイッチ化）が望まれる成分について、要望を受け付け、「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」（以下「検討会議」という。）において、スイッチOTC医薬品とすることの妥当性を評価すること等により、国民のセルフメディ

ケーション実施における選択の幅が広がる取組を進めています。

スイッチOTC医薬品の候補となる成分の要望については、平成28年８月から要望を募集しているところです。この度、令和元年７月25日に開催された第８回の検討会議の議論を踏まえ、下記に示す成分のスイッチ OTC 化の妥当性に関する会議結果を厚生労働省のホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144557.html）に掲載しましたので、貴傘下製造販売業者等に対し周知方よろしくお願いいたします。

記

	成　　分　　名	投与経路等
1	ポリカルボフィルカルシウム	経口

令和元年12月６日

一般社団法人広島県医師会会長　様
公益社団法人広島県薬剤師会会長　様
広島県医薬品卸協同組合理事長　様
広島県医療機器販売業協会会長　様
広島県製薬協会会長　様

広島県健康福祉局薬務課長
（〒730-8511　広島市中区基町10-52）

「コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生への教育について」教育用資料の公表について（通知）

このことについて、令和元年11月11日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課及び同局医薬安全対策課から別紙のとおり事務連絡がありました。

ついては、貴会（組合）会員へ周知をお願いします。

担　当　薬事グループ
電　話　082-513-3222（ダイヤルイン）
（担当者　上田）

別　紙

事　務　連　絡
令和元年11月11日

各 ｛都道府県／保健所設置市／特別区｝ 衛生主管部（局）薬務主管課　御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

「コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生への教育について」教育用資料の公表について

今般、大阪府健康医療部長より、別添のとおり大阪府薬事審議会医療機器安全対策推進部会において、コンタクトレンズの適正使用に関する低年齢層向け教育用冊子、教育用冊子と対になる教育用スライド及び教育内容を整理した教育者向け資料が取りまとめられた旨の連絡がありましたので、情報提供いたします。

なお、本資料については、大阪府健康医療部薬務課のホームページから入手可能であることを申し添えます。

「コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生への教育について」
URL：http://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kiki_taisaku/contact_kyoiku.html

---

別　添

薬 第 2 3 1 4 号
令和元年11月11日

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課　御中
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課　御中

大阪府健康医療部長

「コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生への教育について」教育用資料作成のお知らせ

日頃から、大阪府健康医療行政の推進にご理解・ご協力いただきありがとうございます。
また、大阪府薬事審議会医療機器安全対策推進部会の活動にご協力いただき、心より御礼申し上げます。
このたび、当部会及び同ワーキンググループにおいて調査検討し、「コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生への教育について」を取りまとめ、別添のとおり、教育用資料を作成しましたのでお知らせします。
また、当該資料は本府ホームページにも掲載し、ダウンロードしてお使いいただける旨、申し添えます。

＜添付資料＞
①コンタクトレンズを「はじめて使う」をポイントにした低年齢層向け教育用冊子
②教育用冊子と対になる教育用スライド
③教育内容を整理した教育者向け資料

＜ホームページ＞コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生への教育について
URL：http://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/kiki_taisaku/contact_kyoiku.html
※当ホームページはリンクフリーです

大阪府健康医療部薬務課製造審査グループ
〒540-8570
大阪府大阪市中央区大手前二丁目１番22号
TEL：06-6941-6305（直通）
FAX：06-6944-6701
担当：井上、栗原、奥村、鶴村
E-mail：yakumu_kikibukai@gbox.pref.osaka.lg.jp

地域薬剤師会だより

東広島薬剤師会／広島佐伯薬剤師会／安佐薬剤師会／廿日市市薬剤師会

＜東広島薬剤師会＞

東広島市健康福祉まつり「くすり展」

オール薬局西条店　**樋口　真由美**

日時　令和元年11月３日（日・祝）
場所　東広島市総合福祉センター

東広島市総合福祉センターにおいて11月２日（土）、３日（日）の２日間にわたり、東広島市健康福祉まつりが行われました。東広島薬剤師会の「くすり展」は２日目の11月３日（日・祝）に行われ、私は薬局実務実習Ⅲ期の実習生とともにスタッフとして参加させていただきました。２日間で4,000名を超える市民の方の来場があり、東広島薬剤師会のブースには約350名の市民の方がお越しくださいました。

薬剤師会ブースでは「骨密度測定」「体組成測定」「健康相談・お薬相談」「かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師の啓発活動」が行われ、私は「かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師の啓発」を担当しました。150名ほどの方がお越しになったかと思いますが、お話をしてみると、薬は病院の近くの薬局でもらうものと思っておられる方が本当に多く、また、「かかりつけ薬局を決めた方がいい」と思っておられる方でも「他の薬局だと薬がないから病院の近くでもらっています」と言われる方もおられ、「かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師」についてはまだまだ啓発活動が必要なのだと改めて感じました。今回のくすり展での「かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師の啓発活動」は「かかりつけ薬局・薬剤師」を持つことのメリットを多くの市民の方に直接お伝えできる良い機会となりました。また、実習生も多くの市民の方に説明することで、「かかりつけ」の意義・必要性を認識することができたようで、実習生にとってもよい経験となりました。

骨密度測定や体組成測定は一般的な健康診断では実施されないこともあり、それを楽しみに来場された方も多くおられ、また、お薬相談をするためにわざわざ来られた方もおられるなど、毎年行われている「くすり展」が市民の皆さんの健康に貢献していることを改めて感じました。

＜広島佐伯薬剤師会＞

第34回 佐伯区民祭り「チャレンジ　イン佐伯2019」

副会長　**長谷川　項一**

令和元年11月10日（日）　佐伯区民文化センター、五日市中央公園

今年も広島佐伯薬剤師会として佐伯区民祭りに参加しました。

区民まつり今年の実施内容は、大ホールではカープOB選手の講演、五日市吹奏楽団の演奏、各団体の発表、フィナーレにお楽しみ抽選会などありました。

隣の中央公園では、地域のマスコットキャラクターとの写真撮影、公園中央に花の塔があり、周囲で太鼓クラブの演奏、バンド演奏など。また、チャレンジコーナーで、豆つまみ、輪投げ、グランドゴルフ、ストラックアウトなどやっていました。

飲食の屋台も多数出店し、私たちも昼には利用します。

薬剤師会は毎年、区民文化センター２階大会議室A、B、Cをぶち抜いて健康コーナーとして７団体共同で開催しています。他の団体は、医師会、歯科医師会、看護協会、区厚生部健康長寿課、地域包括支援センター、消防署です。

薬剤師会では、超音波による骨健康度測定と体脂肪測定を行い、BMI 指数と共に体格や薬の相談などを行いました。

健康コーナーでは、本会の骨健康度測定と健康長寿課の血管年齢測定がここ数年は人気です。

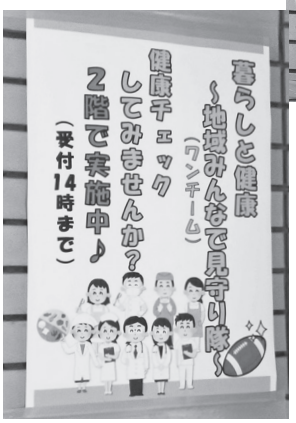

10月21日（月）には医歯薬看と健康長寿課、地域包括とともに打ち合わせ会議を持ち、 各団体の内容により、配置の変更もしました。また、今年の健康コーナーのテーマとして「暮らしと健康、ONE TEAM 地域みんなで見守り隊」とし、ポスターにはラグビーボールを入れるなどラグビー人気にあやかりました。

以前は各団体が単独で屋外で行っていましたが、健康コーナーとして四師会でまとまり、医師会が眼科の機械を持ち込むため室内で行うことを希望し、屋外から室内になりました。

薬剤師会が医療関係では初めて参加し始めた約30年前は、区民文化センター隣の造幣局グランド、五日市中学グランドを通して使い、消防車の放水や、まぐろのかぶと焼などスケールの大きな催しもありました。

区民祭りの初期は、紅葉は終わりごろでしたが、だんだん紅葉の真っ盛りになり、今では紅葉の初め、今年は掃除のときに落葉も少なく、温暖化を痛切に感じます。

＜安佐薬剤師会＞

「健康フェスタinフジグラン高陽」検体測定室

前田　祐作

日時　令和元年11月４日（月・祝）　12：00～16：00
場所　フジグラン高陽店２階　文化ホール

11月４日（月）に「フジグラン高陽」にて開催された「健康フェスタ in フジグラン高陽」に参加させて頂きました。健康フェスタとして３日間「100歳体操」「お口の健康教室」「包括支援センターの相談会」など地域住民に向けた様々なイベントを行っており、その中で安佐薬剤師会として検体測定を実施しました。

12時30分～16時までの３時間半の開催時間で、薬剤師14名、実習生４名並びに機器を提供して頂いた森川則文教授をはじめとする、広島大学の学生数名のメンバーで行い、① HbA１c ②血糖値③ヘモグロビン値の３項目を測定しました。また、検査をされない方への薬と健康の相談も行いました。来場者は当初の予想よりもはるかに多く合計107名来られましたが、測定ブースを10か所用意していたため待ち時間もそこまで多く発生する事なく測定出来たと思います。

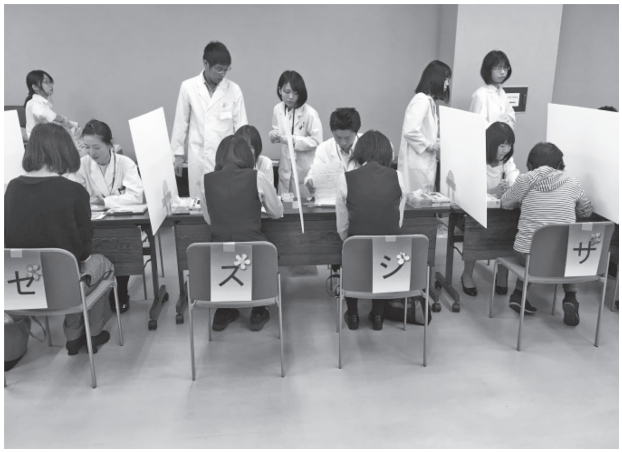

当日の流れとしては、まず受付をし、待合ブースにてアンケートを記入しながら順番を待つ間に、持ち運び可能な機械を用いて血中ヘモグロビンの測定を行いました。その後測定ブースにて指先自己穿刺によるHbA１ｃと血糖値の測定の結果をもとに薬剤師が解説・アドバイスをしました。

来場された方たちは、健康フェスタの体操の後に測定を受けに来られる方や、それぞれのイベントの間を狙って、検査を受けに来られた方など様々な方がいらっしゃいましたが、多くの方が簡易検査ではあるが、検査の結果がすぐに分かることが良かったと言って下さいました。また、健康診断で少しHbA１ｃが高めと指摘されていた方も数名来られて、次回の健康診断までの数値の経過を気にされている方も多かったのが印象に残っています。もし今後近くの「かかりつけ薬局」でこのような検査をする事が出来るようになり、数値を基に病院に受診したり、健康のために食生活や運動などに注意したりなど、薬剤師に相談をすることが出来るようになれば良いと話される方もいました。

参加させていただいて改めて感じたことは、薬局は健康をサポートしていく立場にあり、「健康サポート薬局」として地域住民の検体測定・健康相談を基に受診勧奨を行っていく必要があります。今回実施するにあたって初めて参加される薬剤師も多く、事前の実技演習にて手技を学んでから本番に入りましたが、最初は戸惑いながら対応しながらも、すぐに流れを掴むと後は普段から服薬指導の延長線上で測定中の待ち時間や測定後のアドバイスなどは問題なく行えていたと思います。そのため薬剤師は手技さえ身につければトーク技術や知識は元々持っているため積極的にこのような健康フェアに参加していただけたらと思いました。そうすることで薬剤師がその技術を習得し、様々な方にこのような検査があると知っていただくためにも継続して健康フェアなどの開催は重要であると実感しました。

＜廿日市市薬剤師会＞

「大野健康福祉フェスタ」
「廿日市市あいプラザまつり」
「廿日市市糖尿病予防教室」

副会長　**石本　晃一郎**

廿日市市薬剤師会では検体測定により、地域の方々の健康意識の向上を図る取り組みを行っています。今年度は９月９日（月）に広島大学臨床薬物治療学研究室教授　森川則文先生を講師とした研修会を行った後、10月６日（日）に大野健康福祉会館で開催された「大野健康福祉フェスタ」で検体測定を実施しました。測定項目は

HbA１ｃ、血糖値、脂質項目、ヘモグロビン値（貧血：非採血）とし、合わせて健康や薬に関する相談を受け付けました。

測定には10代から90代まで93名の方々が参加されましたが、27名（29％）は１年以上検診を受けておらず、測定を機会として生活習慣の見直しや、受診を行うという声も多く聞かれました。

続いて11月３日（日）には廿日市市総合健康福祉センターで行われた「廿日市市あいプラザまつり」において、検体測定を実施し、前回同様の測定項目で、150名の方々の測定を行いました。また、隣接して主に受動喫煙の影響を問題とした禁煙クイズを行うコーナーも設け、２時間で100名方が参加されて大変盛況でした。こちらでは１年以上検診を受けていない方は26名（22％）でしたが、やはり生活習慣の見直しや、受診を行うといった声が多くありました。測定においてHbA１ｃが6.0以上だった方のうち、半数は通院をされておらず、糖尿病について初めて意識された方も多い様でした。

さらに11月10日（日）には廿日市市の実施する「廿日市市糖尿病予防教室」において参加者約30名のHbA１ｃ、血糖値、脂質項目の測定を行いました。この予防教室では昨年度より初回と最終回での測定を依頼されており、次回は３月に実施する予定です。

イベント開催にあたり、今年度も多くの先生方にご協力を頂きました。この場をお借りして心より御礼申し上げます。

諸団体だより

広島県青年薬剤師会

会長　石本　新

10月17日（木）、知っピン月イチ勉強会を開催しました。「睡眠障害に対する薬物治療～最新のエビデンスを交えて～」との演題で、瀬野川病院　薬剤科　阪岡倫行さんにご講演いただきました。

近年、睡眠薬が原因とされる事故が多く報道されています。また、入眠障害や中途覚醒を訴えられる患者さんも多く見受けられることと思います。睡眠薬の必要性の有無、本当に適切な薬剤の選択の処方提案等、最新のエビデンスを交えて薬剤師のできることを見つけていくという内容でした。

11月21日（木）、知っピン月イチ勉強会を開催しました。「漢方薬の添付文書から読み解く漢方薬理２」という演題で、広島漢方研究会　理事　木原敦司さんにご講演頂きました。

何に使われる漢方薬かはわかっていても構成生薬の働きを理解することでより効果が発揮されますし、適切な漢方薬の選択につながります。

加味逍遙散と温経湯を例にいくつかの症例を挙げ、肝臓の働きを良くすることでどのような事が起きるのかという内容でした。毎回大変勉強になりますし、漢方薬の考え方についても再度見直すきっかけとなりました。

広島県青年薬剤師会では、今後も「あっ、これ気になる！」と思っていただけるような勉強会やイベントを企画します。青薬入会の有無や年齢は問わずどなたでも参加していただけますが、青薬会員になると勉強会費は無料！正会員（40歳未満の会員）のみではなく、準会員（40歳以上の会員）も無料となりますので断然お得に参加できます！会員募集は随時していますので、興味のある方はお気軽にホームページやFacebook分室等からお問い合わせください！

広島県青年薬剤師会　勉強会のおしらせ

○知っピン月イチ勉強会
日　時：１月開催　日にち未定
会　場：広島県薬剤師会館
テーマ：「気分障害の薬物治療について」
講　師：瀬野川病院　薬剤科
　　尾上　徹さん
参加費：青薬会員（準会員・学生会員を含む）：無料
　　非会員：1,000円
　　学生（社会人入学は除く）：無料

★★広島県青年薬剤師会　新年会★★

今年も新年会を開催することとなりました。

今回は薬剤師のみではなく「医療従事者」に枠を広げて医療業界全体の繋がりを深める交流の場にしようと考えております。医療に従事している方ならだれでも参加可能です。

身近にいらっしゃる医療従事者とご一緒に参加してみてはいかがでしょうか。

新年会ならではの貴重なお話しもあるかも！

どなたでも参加していただけます！お誘いあわせの上、是非ご参加ください。

日　時：１月25日（土）19：00予定
場　所：未定（広島市内）
参加費：4,000円～5,000円予定（学生は割引あり）

※詳細は再度ご案内いたします。

申し込み・お問い合わせは青薬理事、Facebook分室、またはinfo@hiroseiyaku.orgまで！

広島県女性薬剤師会

ご挨拶

会長　松村智子

会員の皆様

新年明けましておめでとうございます。ご無事に新しい年をお迎えになられましたでしょうか。昨年も大きな災害がありました。心からお見舞い申し上げます。毎年、自然の驚異に人間の力がこれ程微力であるかを考えさせられます。今年こそは平穏な時でありますよう願っています。女性薬剤師会は本年も様々な興味あることに挑戦しつつ、これからもエネルギッシュに展開できればと考えています。どうぞよろしくお願いします。

安井　友子

女性薬剤師会に入会して５年になります。入会した当初から会長がいつも気軽に声掛けして頂いたので、気後れすることなく会に馴染むことができました。一見敷居が高そうに思うのですが、みなさんが家族のように温かく迎え入れてくださるので、新参者の時からいつも甘えさせていただいております。

今年の親睦日帰りバス旅行は、11月10日秋晴れの日曜日に、私が行きたいと切望した大島（愛媛県）の喜多寿司もコースに入った『しまなみ街道』へ行ってきました。企画担当の高田さんが毎年産みの苦しみのごとく熟考して出来上がったプランはいつも素敵で、毎年この旅行を楽しみにしています。今年は私の母親も特別参加させていただきました。

午前は大三島の「多々羅しまなみ公園」で凛とした多々羅橋を背景に幸せの鐘をならし、「伯方塩業の工場見学」にて塩ソフトクリームで一休み。ランチはお待ちかねの「喜多寿司」人気の喜多御膳を堪能。今回お店を推薦した私としては、皆さんの舌とお腹が満足されている様子に一安心。

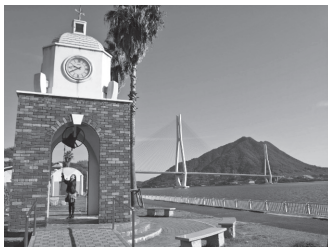

午後は全国の山祇神社の総本社「大山祇神社」へ参拝。樹齢2600年の大楠や、宝物館の源義経、頼朝の鎧や大太刀、弁慶の刃渡り180cmもある大薙刀など国宝級の展示物が並んだ様は圧巻でした。バスへの帰り道、母と二人で昼下がりの紅葉した神社の広い境内を昔話しながら散策し、親孝行も加味した思い出深い一日となりました。

さて来年はどこに連れて行ってもらえるのでしょうか？今から楽しみです。

女性薬剤師会では「知りたい、聞きたい、やりたい」ことを研修会や勉強会などで企画し、会では自由な質問やぴーちくぱーちく意見交換する参加型のスタンスを大切にしています。是非皆さんも参加してエネルギーを充電（発散？）してもらえると幸いです。心よりお待ちしております。

広島漢方研究会

日本漢方交流会京都大会報告
および新年シンポジウムのご案内

理事長　鉄村　努

新年明けましておめでとうございます。

毎月の月例会では、会員以外の先生方にも多数ご参加頂き、誠にありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。

広島漢方研究会の所属する（一社）日本漢方交流会が毎年開催しています全国学術総会が、令和元年11月23日（土・祝）から２日間「病は気から～気の異常を伴う病気と漢方～」をテーマに京都薬科大学において開催されました。大会には全国から薬剤師を中心に医師・鍼灸師・登録販売者など約350名の参加がありました。初日は、市民公開講座「人生を左右する腸内細菌」と題して、京都薬科大学教授　小田真隆先生が腸内細菌と食養について紹介されました。特別講演では「四季の気と五臓の気」と題して皇漢堂林薬局　林誠一先生が東洋医学の基礎知識を解説、ほか特別講演４演題・会員発表８演題の発表がありました。広島漢方研究会からは広島国際大学教授　中島正光先生が「３年半の間に８回肺炎を発症した症例」と題して、ストレスが起因したと考えられる肺炎に抑肝散加陳皮半夏と六君子湯が有効だった症例を発表しました。初日の夜はウェスティン都ホテル京都において、約100名が参加して大会懇親会が開催されました。余興では舞妓さんや芸妓さんの踊りを見ることが出来て参加者全員興奮状態でした！また、毎年恒例となりました広島漢方研究会の下本順子会員がプロ級の手品を披露して、全国の先生方を魅了しました。

12月月例会では、薬局製剤実習「香蘇散の処方解説と製剤実習」と題し、木原敦司先生を講師として“煎剤”及び“散剤”を製剤しました。

香蘇散は『和剤局方』（1078年刊行）に収載されている理気剤で、香附子・蘇葉・陳皮・甘草・生姜の５種類の生薬が配合されています。虚弱者の風邪や神経症、魚による食あたりなどに有効です。実習では６種類の生薬を台湾製の大型粉砕機に入れて粉砕後にふるいにかけて製剤しました。最後に製剤した香蘇散の煎剤を土瓶で煎じて参加者全員で試飲しました。みな興味津々、楽しみながら実習を行いました。広島漢方研究会では、毎月の勉強会のうち年５回薬局製剤実習を実施しています。４月月例会では「延年半夏湯・煎剤」、６月は「藿香正気散・煎剤」の実習を行う予定です。

令和２年１月12日（日）に新年シンポジウム（９時30分～12時30分）を開催します（初級講座はありません）。テーマは「こころと漢方」で、４名のシンポジストの発表のあとは、漢方討論会を行います。テーマに限らず、普段漢方で疑問に思うことがあれば、どしどし質問して下さい（オープン参加費2,000円・薬剤師研修シール２点・予約不要）。月例会同様、会員以外の方も参加できます。詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または事務局までお問い合わせ下さい。

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局
TEL：082－285－3395

【初級講座の講義予定】１時間目９：30～11：00
２月９日（第二日曜）
『症例から考察する漢方病理（肝虚編Ⅰ）』
３月８日（第二日曜）
『症例から考察する漢方病理（肝虚編Ⅱ）』

広島県医薬品卸協同組合
＜日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部＞

株式会社セイエル本社
薬事医薬情報部　**瀧奥　真歩**

今年の春から、新入社員として株式会社セイエルに入社し、広島での社会人生活がスタートしました。学生時代を岡山で過ごしたので、引っ越し距離はさほどでもないのですが、方言をはじめとして、様々な違いを実感しています。私が配属された薬事医薬情報部には34人の薬剤師が所属しており、本社と中国地方５県にある各営業所にそれぞれが在籍し、管理薬剤師業務を行っています。その中で私は本社に配属されました。本社には、各営業所からの問い合わせも多くあり、日々様々な質問を頂いております。この環境に感謝して、知識と経験を積んでいきたいと思います。まだまだ学ぶことの多い私ですが、卸の薬剤師について私自身の勉強の意味も込めて、まとめてみようと思います。

日々の業務は、①販売管理②品質管理③製造販売後安全管理④情報管理（DI）⑤教育研修に大別されます。①販売管理は、薬機法・麻薬及び向精神薬取締法をはじめとした様々な法律に沿って、販売先や販売品目が適正かどうかを確認しています。特に、薬剤使用時に特別な手技や注意が必要な品目、製造承認時に全例調査が必要とされた品目など、厳正な取り扱いが求められる「流通管理品目」の納品可否をメーカーに確認しています。先日、初めて広島県医薬品卸組合の研修会に参加させて頂きました。県内他卸の方々と「流通管理品目」についてディスカッションすることができ、大変刺激を受けた一日となりました。次に、②品質管理は、日々の業務では、主に温度管理を行っています。近年、自然災害が相次いで発生しており、その際にも「必要なものを必要な場所へ」安定供給を途切れさせない対策が求められています。約１年前から、物流センター「TBC 広島」が稼働しました。「ホストコンピューターの二重化」や「自家発電装置」等の対策や、定期的な災害対策訓練の実施を行うなど、災害時における安定供給の体制を構築し万全の対策を行っています。③製造販売後安全管理としては、回収をはじめとした PMS 業務を行っています。最近では各メーカーでラニチジンのクラスⅠの回収がありました。回収した大量のラニチジンの、箱と中に入っているシート１枚１枚のロットが一致しているかどうかを確認するのはとても大変でした。④情報管理は、医療機関や MS からの問い合わせへの対応となります。質問の内容は学生時代に学んだ医薬品のことだけではなく、医療機器、衛生材料、健康食品等の商品のことから、薬価、調剤・診療報酬の仕組みのことまで…多岐に渡るので、日々勉強だと痛感しています。⑤教育研修では、全社員に向けた研修や、MS に向けた新製品や病態について研修を行っています。

当グループのスローガンである「すべては健康を願う人々のために」を目指し、日々上記の業務に励んでいます。なかなか臨床現場の方々と直接接することが少ないですが、少しでもお役に立ちたく、質問等ありましたらどんどん投げかけて頂ければと思います。

この原稿は真冬の頃の掲載と伺っております。私事ですが、スノーボードが趣味なので、暖冬予想は毎年悩みの種です。最強寒波が到来し、新雪の中をボードで駆け抜けられたらいいなと期待しつつ原稿をまとめております。冬以外でも今夏はサーフィンとキャニオニングに挑戦しました。今後も季節を感じることの出来る新しいアクティビティに挑戦しようと思っています。

公私ともども、様々なことに挑戦して行き、皆様から頼られる薬剤師になるよう精進して参ります。よろしくお願い致します。

研 修 だ よ り

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。詳しくは研修会カレンダー（http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi）をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況
令和元年11月末日現在 2,679名（内更新1,143名）

開催日時　開催場所 研修内容・講　師	主催者 問い合わせ先	認定	その他 （参加費等）
1月11日（土）15:00～17:00 広島県薬剤師会館2階　ふたばホール 第529回薬事情報センター定例研修会 1）薬事情報センターだより 2）特別講演 「継続的な服薬支援につながるICTを活用した副作用管理」 株式会社マディア　代表取締役　古川綾先生	（公社） 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-567-6055	1	受講料：会員1,000円、非会員2,000円 ※氏名＆ふりがな、薬剤師名簿登録番号、勤務先、連絡先電話番号、会員（広島県薬剤師会又は広島県病院薬剤師会）か非会員をご記入の上、メール（di@hiroyaku.or.jp）または、FAX（082-567-6050）にてお申し込みください。
1月12日（日）9:30～12：30 広島県薬剤師会館2階　ホールB 広島漢方研究会　新年シンポジウム第652回 テーマ：『こころと漢方』 コーディネーター：勝谷英夫先生 シンポジスト：『患者の深層心理～薬じゃない、あなたの言葉が必要なんよ～』 木原敦司先生 『精神不安と漢方』 鉄村努先生 『気滞の精神と機能。救急に複数回受診し、ストレッチャーで漢方外来を受診』 中島正光先生 『起立性調節障害の漢方治療』 山崎正寿先生 シンポジストの発表のあとは討論会を行います。	主催 広島漢方研究会 問い合わせ先 テツムラ漢方薬局 082-232-7756	2	参加費：広島漢方研究会会員無料、会員外（オープン参加）2,000円（学生1.000円） ※事前の申し込みは不要です。お気軽にご参加ください。
2月9日（日）13:00～16:10 まなびの館ローズコム（福山市生涯学習プラザ） 2019年度　第4回ひろしま桔梗研修会（通算87回） 演題：『添付文書を活用しよう！～リフレッシュ薬物動態学～』 講師：元神戸薬科大学　臨床特命教授　韓秀妃先生	主催 神戸薬科大学 生涯研修支援事業 広島生涯研修 企画委員会 問い合わせ先 森川薬局青葉台店 0829-30-6778	2	参加費：1,000円 申込み：メール（d-hiro@kobepharma-u.ac.jp）へ、氏名（ヨミガナ）、出身大学、勤務先、連絡先を記載して下さい。 ※締切 2020年1月25日

開催日時　開催場所 研修内容・講　師	主催者 問い合わせ先	認定	その他 （参加費等）
２月９日（日）９:30～16:00 広島県薬剤師会館２階　在宅医療研修室 広島漢方研究会月例会　第653回 ９:30～11:00　漢方初級講座40『症例から考察する漢方病理（肝虚編Ⅰ）』 木原敦司 先生 11:00～12:30　『薬徴』 解説　吉益東洞著　大塚敬節、校注　吉本悟先生 13:30～15:00　『勿誤薬室方函口訣』講義　麻黄附子細辛湯より 山崎正寿先生 15:00～16:00　『紫雲膏（軟膏剤）の処方解説と製剤実習』 木原敦司先生	主催 広島漢方研究会 問い合わせ先 テツムラ漢方薬局 082-232-7756	3	参加費：広島漢方研究会会員無料、会員外（オープン参加）3,000円（学生1,500円） ※事前の申し込みは不要です。
２月15日（土）15:00～17:00 広島県薬剤師会館２階　ふたばホール 第530回薬事情報センター定例研修会 情報提供　薬事情報センターだより 薬事情報センター 講演１「労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業」 令和元年度厚生労働省委託事業労レセシステム普及促進センター　髙橋正樹氏 講演２「軽減税率制度における留意点」 広島西税務署　法人課税第一部門　戸田拓志氏 講演３「全薬剤師で臨む　医薬品医療機器法改正　～薬局も，病院も，行政も～」 広島県健康福祉局　薬務課薬事グループ　上田健太先生	（公社） 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-567-6055	1	受講料：会員1,000円、非会員2,000円 ※氏名＆ふりがな、薬剤師名簿登録番号、勤務先、連絡先電話番号、会員（広島県薬剤師会又は広島県病院薬剤師会）か非会員をご記入の上、メール（di@hiroyaku.or.jp）または、FAX（082-567-6050）にてお申し込みください。
３月14日（土）15:00～17:00 広島県薬剤師会館２階　ふたばホール 第531回薬事情報センター定例研修会 １）薬事情報センターだより 薬事情報センター ２）服薬コンプライアンスについて 株式会社ツムラ ３）特別講演「がん緩和支持療法と漢方医学」 がん研究会有明病院　緩和治療科部長　川原玲子先生	（公社） 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-567-6055	1	受講料：会員1,000円、非会員2,000円 ※氏名＆ふりがな、薬剤師名簿登録番号、勤務先、連絡先電話番号、会員（広島県薬剤師会又は広島県病院薬剤師会）か非会員をご記入の上、メール（di@hiroyaku.or.jp）または、FAX（082-567-6050）にてお申し込みください。

安佐薬剤師会
PHARMACEUTICAL ASSOCIATION

第12回 安佐薬剤師会学術大会

《メインテーマ》 これからの薬剤師がすすむ方向

平成の時代は、医薬分業率・薬局数の大幅な増加や6年制薬学教育の始動、薬局薬剤師が医療の担い手として認められるなど大きな飛躍と成果がありました。令和へと時代は変わり、改正薬機法も後押しして、薬剤師の存在や機能・役割はまた大きな変革を迎えることになります。

本学術大会では、会員発表をもって平成の活動を振り返りつつ、新時代の社会的ニーズに的確に応えられる薬剤師や薬局等について考える良い機会になればと思います。一方で、時代の波に不安や迷いを感じている方も少なくないかと思います。日々の業務や次の一歩を模索するきっかけにして頂けるよう、昨年に引き続き、中西内科院長 **中西重清** 先生をお招きし、事前に募った「薬剤師が困っている事」に対して、一医師、一医療人、一市民としての目線から共に解決を図るべく、対話のような形式でご講演をいただく予定です。多くの先生方のご参加をお待ちしております。

日　時：　**令和2年1月13日（月祝）**　12:00～17:00ごろ
受付11:30～ （認定3単位申請中）

場　所：　安田女子大学　9111教室（広島市安佐南区安東6-13-1）
082-878-8111（代）

参加費：　1,000円（学生無料）
FAXまたはE-mailによる事前申込みをお願いします。
締切 令和2年1月９日（木）

共　催：　安佐薬剤師会
安田女子大学薬学部

お問合せ：　安佐薬剤師会 事務局　奥村
お申込み　広島市安佐北区可部南2-2-2　岡田ビル301号
TEL：082-562-2973
E-mail：asajimu@asayaku.org

第12回安佐薬剤師会学術大会　参加申込書　FAX：082-562-2974

氏　名：　　薬剤師名簿登録番号：

所　属：

連絡先：

広島県薬剤師研修協議会からのお知らせ

～医薬品関連施設の見学者募集について～

広島県薬剤師研修協議会では、薬剤師生涯教育の一環として医薬品関連施設等の見学を事業としております。今年度は、平成24年に完成した日本赤十字社中四国ブロック血液センター（広島市中区千田町）を見学し、献血された血液がどのような過程を経て血液製剤として供給されているのかを教えていただく予定です。

つきましては、下記要領にて施設見学を行いますので、ご希望の方は事務局までお申し込みください。

1．日　　時：令和２年２月６日（木）午後５時30分～午後7時予定

2．場　　所：日本赤十字社　中四国ブロック血液センター

〒730-0052　広島市中区千田町２－５－５

TEL（082）241－1311（代表）

3．集合場所：現地（正面玄関）

4．定　　員：20名（先着順）

5．解　　散：午後7時30分頃（現地解散）

6．申 込 先：広島県薬剤師会事務局

TEL（082）262－8931（担当：木下）

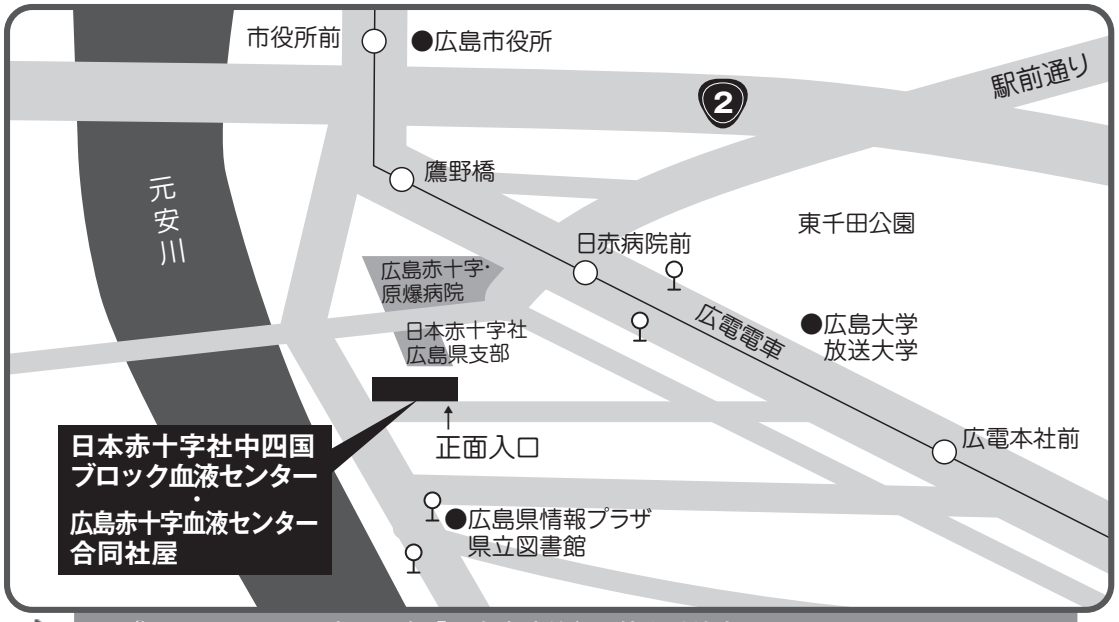

アクセス方法

広電電車「日赤病院前」電停より徒歩6分
広島バス21-2号宇品線「広島県情報プラザ前」バス停下車徒歩2分
広島バス21-1号宇品線「日赤前」バス停下車徒歩7分

令和元年度 広島県アレルギー疾患対策研修会

広島県では、すべての県民が、住居地域にかかわらず適正なアレルギー疾患医療を受けられ、適正なアレルギー疾患情報の入手ができる体制の構築を目指すこととしています。

この度、アレルギー疾患医療従事者等の知識や技能の向上に資する研修を開催いたしますので、ご参加いただきますようお願いいたします。

1 日　　時　令和２年２月14日（金）19：00～20：35
2 場　　所　広島大学医学部　広仁会館　２階　大会議室　（広島市南区霞1-2-3）
3 募集期間　令和２年１月６日（月）～令和２年２月７日（金）
4 対 象 者　アレルギー疾患医療従事者（医師、薬剤師、看護師等）
5 定　　員　200名（先着順。定員になり次第、締め切ります。）
6 参 加 費　無料（参加は、FAX、E メールによる事前申込みが必要です。）
7 主　　催　広島県
8 内　　容

時　間		内　容
18：30～	受 付	
19：00～19：05	挨 拶	広島大学大学院医系科学研究科　皮膚科学　教授　　秀 道広　先生
19：05～19：50	講 義	「気道アレルギー疾患の予防と治療」 座長　広島大学大学院医系科学研究科　耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学 教授　竹野 幸夫 先生 【耳鼻咽喉科領域講習（講演１・講演２の受講で１単位）】 講演１　耳鼻咽喉科医の立場から 「気道アレルギー疾患と上気道感染症について」 講師　耳鼻咽喉科くにもと医院　院長　國本 優 先生 【日本医師会生涯教育講座　カリキュラムコード 39 鼻漏・鼻閉　0.5単位】
19：50～20：35	講 義	講演２　呼吸器内科医の立場から 「気管支喘息－基本的知識と最新の話題－」 講師　広島大学大学院医系科学研究科　分子内科学　講師　岩本 博志 先生 【日本医師会生涯教育講座　カリキュラムコード 46 咳・痰　0.5単位】
	挨 拶	広島県　健康福祉局　健康対策課長　　海嶋 照美

広島県アレルギー疾患対策研修会参加申込書

申込期限：令和２年２月７日（金）

広島大学大学院　耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学　行

▶FAX：082-257-5254　▶メール：kumisan@hiroshima-u.ac.jp

施設名			
職　種		氏　名	
TEL		FAX	
メール			

【お問い合わせ先】TEL：082-257-5250

認定実務実習指導薬剤師養成講習会（新規・更新）
開　催　案　内

広島県薬剤師会では、薬学生実務実習受け入れのための認定実務実習指導薬剤師養成ビデオ講習会（新規・更新）を次のとおり開催いたします。

つきましては、参加ご希望の方は２月７日（金）までにFAXにてご連絡ください。

なお、本講習会は、実務経験が５年以上ある薬剤師を対象としています。（６年制卒のみ３年可）

また、認定実務実習指導薬剤師になるためには、ビデオ３講座の受講とワークショップの参加が必須です。受講資格（実務経験５年以上・継続勤務３年ほか）を満たさずにビデオ講座を受講した方は、再受講が必要です。平成30年３月31日までの終了証・受講証は令和２年４月１日以降は無効です。

ワークショップの参加は、実務実習受け入れ薬局に登録していただける薬局薬剤師を優先とします。ビデオ講座を受講された全ての方がワークショップに参加できるとは限りませんのでご了承ください。更新の方も、認定期間中に係る受講資格がありますので、必ず研修センターホームページでご確認ください。申し込み締め切り後、参加証を発送しますので、当日お持ち下さい。

【西 部】 日 時：令和２年３月１日（日）

10：00～12：30　講座①・②（新規）　11：00～12：00　講座④（更新）
13：30～15：30　講座③（新規）

場 所：広島県薬剤師会館　広島市東区二葉の里３－２－１

※広島県薬剤師会会員及び広島県病院薬剤師会会員以外の方は、当日、テキスト代として1,000円をいただきます。
※日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度の研修シールは、交付されません。

■ 問い合わせ先　広島県薬剤師会事務局（木下）：電話（０８２）２６２-８９３１
■ 申し込み先：FAX（０８２）５６７-６０６６

認定実務実習指導薬剤師養成講習会　西部 ３/１（日）

☐ 講座①・② のみに参加　　☐ 講座③ のみに参加
☐ 講座①・②・③ の３講座に参加　　☐ 講座④（更新）のみに参加

※ 希望講座　☑印を付けてください

勤務先：　　参加者名：

実務経験年数：　薬局　　年 ／ 病院　　年

○印をつけてください …… ６年制卒　・　４年制卒

受講しようとしている時点において３年以上継続勤務している …… は い　・　いいえ

※更新の方のみ要記入　認定番号　　認定期限

指導経験勤務先名

必ず受講資格を日本薬剤師研修センターホームページでご確認の上お申し込みください。
http://www.jpec.or.jp/download/ninteijitsumu_yoryo.pdf
更新期限についても研修センターホームページに掲載されていますのでご確認ください。

日薬研発 第261号
令和元年12月２日

各都道府県薬剤師研修協議会会長　様

公益財団法人日本薬剤師研修センター
理事長　豊　島　　聰
（捺印省略）

研修認定薬剤師制度実施要領及び同実施細則の一部改正について

研修認定薬剤師制度につきましては、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、標記実施要領及び実施細則を一部改正（別添：改正部下線表示）しました。その主な改正事項及び施行日は下記のとおりですので、ご了知のうえ、遺漏のないようご対応くださいますようお願いします。

記

1．研修認定薬剤師であって、薬剤師生涯学習達成度確認試験に合格した者に対し、生涯学習指導薬剤師の称号を付与することとしたこと（実施要領11-2）（施行：令和元年12月１日）。この称号は、研修認定薬剤師証に付加記載するものとし、作成準備が整い次第、この研修認定薬剤師証の交付を開始する。なお、薬剤師生涯学習達成度確認試験に合格した旨の表示のある研修認定薬剤師証を所持している者のうち、この研修認定薬剤師証への交換を希望する者に対する措置については、後日改めて連絡する。

2．認定申請料等の振込み時期を申請書の提出前３か月以内に限ることとし、それ以前のものは無効としたこと（実施要領16（２））（施行：令和２年４月１日）。なお、この実施要領でいう申請書の提出とは、申請書に記載した日付ではなく、申請書の差出し、投函等を行った日をいうので、ご留意いただきたい。

3．研修実施機関登録の取り消しに関し、迅速な対応のための手続き及び再登録条件の規定を設けたこと（実施細則1-2（４）ただし書き及び同（５）（施行：令和元年12月１日）。

日薬研発 第263号
令和元年12月２日

各都道府県薬剤師研修協議会会長　様

公益財団法人日本薬剤師研修センター
理事長　豊　島　　聰
（捺印省略）

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領の一部改正について

認定実務実習指導薬剤師認定制度につきましては、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、標記実施要領を一部改正（別添）し、認定申請料又は更新申請料の振込み時期を申請書の提出前３か月以内に限ることとし、それ以前のものは無効としました。適用は令和２年４月１日からとなりますので、ご了知のうえ、遺漏のないようご対応くださいますようお願いします。

なお、この実施要領でいう申請書の提出とは、申請書に記載した日付ではなく、申請書の差出し、投函等を行った日をいいますので、ご留意ください。

薬事情報センターのページ

永野　利香

薬事情報センター Web サイト　リニューアル

“新しく”、“正しい” 医薬品等情報の入手と提供（第３回）

お役立ち情報、アーカイブって？

http://hiroyaku.jp/di/

薬事情報センター Web サイトをリニューアルオープンして約半年になりました。みなさま、ご活用くださっていますか？

コンテンツの『お役立ち情報』、『アーカイブ [会員専用]』について、本稿ではパソコン版でご紹介します。スマートフォンでも簡単に見られますので、ぜひお試しください。

◆お役立ち情報（図１）

『お役立ち情報』には、以下の情報を掲載し、閲覧できます。

- 新薬／効能追加情報等・・・（１）
- 広島県薬剤師会　平成30年７月豪雨災害対応について・・・（３）
- 医療関係者向け お役立ちリンク集・・・（４）
- アーカイブ [会員専用]・・・（２）

図１　薬事情報センター Web サイト　お役立ち情報（2019.11.20現在）

それぞれのコンテンツの中身をご紹介します。

（1）新薬／効能追加情報等（図２）

- 内容：薬事情報センター定例研修会で提供した配布資料
  - ＞薬価基準収載医薬品一覧
  - ＞効能・効果等の追加一覧　　など
- 定例研修会終了後にも参照していただけるように、掲載しています。
- 会員でない方も閲覧できます。

図２　新薬／効能追加情報等（2019.11.20現在）

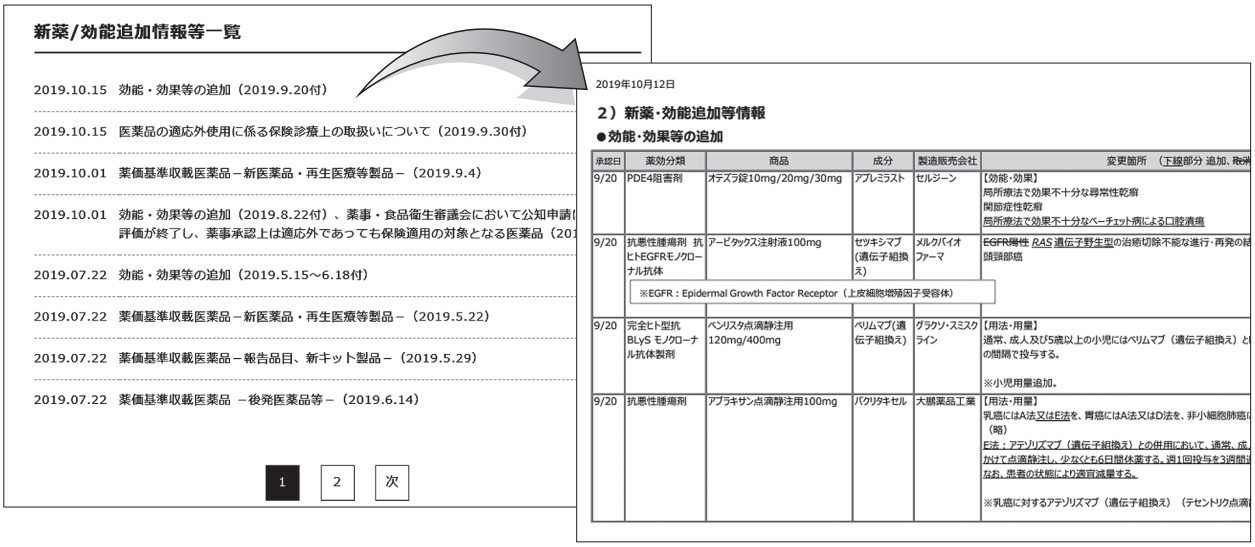

（2）アーカイブ［会員専用］（図３）

- 『お役立ち情報』からも、上記の通り、リンクしていますが、左側に固定のリンクがあります。（図３）
- 会員専用ページなので、ユーザー名、パスワードを入力する必要があります。（県薬会誌の裏表紙に記載されています。）
- 内容（図４）
  - ＞薬事情報センターのページ他
    会誌掲載の『薬事情報センターのページ』をはじめとする記事を pdf にて掲載。
  - ＞お薬相談電話事例集
    会誌掲載の『お薬相談電話事例集』を pdf にて掲載。
  - ＞プレアボイドのための情報
    広島県薬剤師会として取り組んでいる、薬局プレアボイドを含むヒヤリ・ハット事例を医薬品の適正使用及び医療安全に活かす『モバイル DI 室事業』の記事を pdf にて掲載。
    『薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業』、『医療事故情報収集等事業』へのリンク掲載。

図３　アーカイブ［会員専用］（2019.11.20現在）

図４　アーカイブ［会員専用］の内容　（2019.11.20現在）

（３）広島県薬剤師会　平成30年７月豪雨災害対応について

平成30年７月豪雨災害時に、広島県薬剤師会が行なった他機関との協働対応を経時的に確認できます。

再び起こらないことを望みますが、災害対応時にはご参照ください。

（４）医療関係者向け お役立ちリンク集

約60の Web サイトを利用場面別に分類したリンク集です。公的機関やオーソライズされたサイトですので、「正しい」「新しい」情報が入手できます。

今後も新情報を随時掲載していきますので、ぜひご活用ください。

お薬相談電話　事例集 No.121

薬事情報センター

予防接種について

Q 1. 破傷風の予防接種を10日前に受けたのですが、インフルエンザの予防接種を受けるのに何日あけたらよいのでしょうか？内科の先生に相談したら 1 か月くらいあけたほうがいいのではと言われ、整形外科の先生からは 1 週間でよいと言われました。また、破傷風は再度受けないといけない[*1]のですが、インフルエンザの予防接種のあと、どのくらいあけたらいいのでしょうか？（60代女性）

A. 日本では、不活化ワクチン接種後に別の種類の予防接種を行う場合は 1 週間（中 6 日）以上、生ワクチン接種後に別の種類の予防接種を行う場合は 4 週間（中27日）以上間隔をおくこと、となっています[*2]。この規則に則れば、現行の日本のインフルエンザワクチンと破傷風ワクチン（トキソイド）はいずれも不活化ワクチン[*3]ですので、間隔はともに 1 週間以上となります。

＊ 1：破傷風トキソイドは 3 回の接種を必要とする（通常、初回免疫に 3 – 8 週間の間隔で 2 回、追加免疫として初回免疫後 6 か月以上の間隔をおいて行われる）が、1969年以降生まれの人は基本的に定期接種で DPT（百日せきジフテリア破傷風混合）または DT（ジフテリア破傷風混合）ワクチンを接種しており、破傷風の基礎免疫は終了しているため、追加接種は 1 回で済む。一方、1968年生まれ以前では定期接種に破傷風が含まれていないため、基礎接種から始める必要がある。破傷風トキソイドは、海外（特に途上国）渡航前に、接種が望ましいとされるワクチンの一つ。

＊ 2：ただし、医師が必要と認めた場合には、 2 種類以上の異なる種類のワクチンを同時に行うこと（同時接種）ができる。同時接種とは、 1 回の来院時に数種類のワクチンを、別々のシリンジを用いて、（局所反応が区別できるように）別々の部位に接種すること。同時接種は、多くの VPD（ワクチンで防げる病気）に対する免疫をより早く付与でき、接種率も上がるため、海外においては広く用いられている。そもそも、「不活化ワクチン接種後に 1 週間以上あける」というのは、国内独特の規則であり、海外では、「生ワクチン同士の場合に 4 週間以上あける」以外に接種間隔の規定は存在しない。

＊ 3：生ワクチンと不活化ワクチン・トキソイドの分類は、「日本で接種可能なワクチンの種類」｜国立感染症研究所（NIID）で確認可。
https://www.niid.go.jp/niid/ja/vaccine-j/249-vaccine/589-atpcs003.html。

Q 2. 3 歳の息子がオロパタジンを飲んでいます。インフルエンザの予防接種を受けてもよいでしょうか？

A. オロパタジンを飲んでいることで予防接種が受けられないということはありませんし、その他の医薬品との併用でも問題となることは少ない[*4]ですが、そのときの健康状態がワクチン接種に適しているのかどうかを、接種前に検討する必要はあります。

＊ 4：予防接種の可否は、服用中の医薬品がワクチン接種による免疫獲得に影響するか否かが判断の基準となる。免疫抑制剤・抗がん剤使用中などの免疫抑制状態においては、抗体産生が不十分となり、ワクチン接種の効果を期待できない可能性があるため、厚生労働省インフルエンザ Q&A には、「著しく免疫が抑制されている状態にあると考えられる方等は、医師の判断で 2 回接種となる場合があります」と記載されている。なお、不活化ワクチンは、非接種者の免疫状態にかかわらず、ウイルスが活性化することはない。

インフルエザ について詳しくは、令和元年度 Q&A ｜厚生労働省 ｜厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html

生ワクチンと不活化ワクチンについて詳しくは
生ワクチンと不活化ワクチン｜ワクチン .net
https://www.wakuchin.net/about/type.html

【参考資料】 月診断と治療 Vol.103 No.11 (2015)，ファルマシア Vol.55 No.11 (2019)，Pharma Medica Vol.36 No.5 (2018)，調剤と情報 Vol.25 No.15 (2019.11)，各製品添付文書＆インタビューフォーム

医薬品・医療機器等安全性情報 No.367・368

Pharmaceuticals and Medical Devices Safety Information

厚生労働省医薬・生活衛生局

No.367　目次

1．独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページでの医薬品リスク管理計画（RMP）関連資材の掲載について…… 3

2．医薬品副作用被害救済制度の概要と制度への協力のお願いについて …… 8

3．重要な副作用等に関する情報……22

1 バリシチニブ …… 22

2 オシメルチニブメシル酸塩 …… 24

4．使用上の注意の改訂について（その307）

バリシチニブ　他（14件）……27

5．市販直後調査の対象品目一覧……32

No.368　目次

1．重篤副作用疾患別対応マニュアル改定事業について（その３）…… 3

2．重要な副作用等に関する情報…… 7

1 ボノプラザンフマルン酸塩 …… 7

3．使用上の注意の改訂について（その308）

ボノプラザンフマル酸塩　他（３件）……11

4．市販直後調査の対象品目一覧……13

この医薬品・医療機器等安全性情報は，厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に，医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために，医療関係者に対して情報提供されるものです。医薬品・医療機器等安全性情報は，独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ（http://www.pmda.go.jp/）又は厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/）からも入手可能です。

配信一覧はコチラ

PMDAメディナビでどこよりも早く安全性情報を入手できます。

厚生労働省、PMDAからの安全性に関する必須情報をメールで配信しています。登録いただくと、本情報も発表当日に入手可能です。

登録はコチラ

令和元年（2019年）10月・令和元年（2019年）11月　厚生労働省医薬・生活衛生局

◎連絡先
〒100−8916　東京都千代田区霞が関１－２－２
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課
☎ 03-3595-2435（直通）
03-5253-1111（内線）2755、2754、2756
（Fax）03-3508-4364

ひろしま桔梗研修会のご案内 （通算87回）

前回好評だった元神戸薬科大学　臨床特命教授の韓先生の講演を福山で開催します。

検査値の記載のある処方箋を受け取ったとき、添付文書のどこを見たらいいんだろう？「いまさら聞けない○○」のようなことも、お話しして頂きます。

また、簡易懸濁法についても、教えて頂けるので、ぜひ皆さんで、ご参加ください。

日　時：**2020年2月9日(日)　13:00～16:10**
受付　12:30～　（G07認定2単位）

場　所：**まなびの館　ローズコム(生涯学習センター)**
福山市霞町一丁目10番1号
TEL：084-932-7265

テーマ：**『 添付文書を活用しよう！**
～リフレッシュ薬物動態学～ 』

元神戸薬科大学　臨床特命教授　　韓　秀妃先生

参加費：　1,000円

申込み：　下記のメールアドレスへ、氏名、連絡先を記載して下さい。
d-hiro@kobepharma-u.ac.jp　（締切 1月25日）
※当日若干名は受付可能です。
※送受信不能の際はお問い合わせください。

主　催：　神戸薬科大学生涯研修支援事業　広島生涯研修企画委員会

問合せ：　森川薬局青葉台店　0829－30－6778

Pharmacist's Holiday ～薬剤師の休日～

羅臼の旅

二葉　里子

6月14～18日の5日間、北海道の羅臼に行ってまいりました。目的は、シャチを船上から見ることと、海の中でアツモリウオとクマガイウオに出会うことでした。

残念ながら、爆弾低気圧で嵐のような天候だったために、旅行中に船が出なかったので、シャチを見ることはできませんでした。

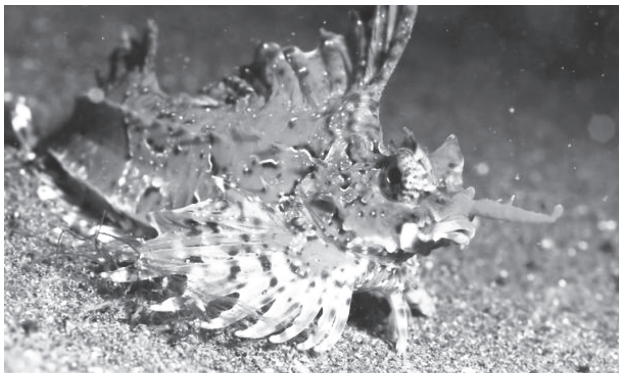

しかし、ダイビングでは、海の中でアツモリウオやクマガイウオ、ホテイウオやナメダンゴの赤ちゃん、暖かい海にはいない生き物に出会うことができました。水温は8℃で瀬戸内海の真冬の海水温でした。

羅臼にいる間に、たまたま「知床開き」というお祭りが開催されていました。前夜祭では、ドラム缶の上で海産物を焼きながら町民が皆で宴会をします。そして打ち上げ花火もありました。お祭りでは、海上保安庁の砕氷船“てしお”が一般公開されていましたので、乗船させていただきました。氷を割って進む船の船首は丸くなっています。なかなか経験できない体験でした。

陸上では、自然豊かな知床の景色や鹿や鶴などの動物を見たり、ハマナスの香りを楽しんだりしました。

シャチウォッチングに再チャレンジしたいです。

シリーズ 薬局紹介 ⑦⓪

クルーズ薬局　祇園店

広島市安佐南区祇園 5-2-45-1

クルーズ薬局祇園店は、2018年10月に開局しました。

イオンモール広島祇園のすぐ近くの「祇園クリニックビル」1階にあります。

クリニックビルには、耳鼻咽喉科・整形外科・内科・小児科・眼科・皮膚科婦人科・歯科の7診療科のクリニックとデイサービスの施設があり、薬局も子どもからお年寄りまで多くの方にご利用いただいております。

①薬局の特徴

処方箋の応需はもちろん、血圧測定、健康チェックをするコーナーを設けています。待ち時間に健康チェックを行い、薬剤師に相談することもできます。OTC・健康食品・サプリメントや季節商品を置くスペースも広く確保し、スタッフで相談し配置しています。また、安心して相談ができるよう、個室の相談コーナーも設けているほか、感染を広げないための広い第二待合・授乳室など充実しております。

②薬局の活動

デイサービスの施設と連携し、地域のお年寄り向けに、薬剤師の認知症や在宅訪問、薬の使い方について健康セミナーを開催しました。じっくりと時間をとってお話しすることで普段どのようなことで困っておられるかということを知る良い機会となりました。今後も地域の方への健康情報の発信を継続して行っていきたいと思います。

また、薬局内でも薬の相談だけでなく、管理栄養士や登録販売者による栄養相談・商品説明など充実させ、薬局を利用される方に健康に関する情報提供ができるよう検討しています。

③今後の目標

弊社の理念である「様々なサービス・情報の提供を通じて地域のかかりつけ薬局を目指す」ということを心がけています。近隣には様々なクリニックがありますので、複数の持病がある方・家族で受診をする方が多くいらっしゃいます。これからの薬局にますます求められている情報の一元管理や健康情報の発信・地域との連携など薬局ができることを積極的に取り組んでいきたいと思います。また、地域の健康管理の窓口・橋渡しとなるよう、クリニックや介護施設、地域包括支援センターなど様々な施設や職種の方と連携することにより、地域の方が安心して過ごせる街づくりにも貢献したいと考えています。

次回は、広島佐伯薬剤師会　リーフ薬局さんです。

ＨＭネットにまだ加入していない薬局の皆様へ

ＨＭネットを活用するとどんなことができるのか。
疑似体験できるパワーポイント（Microsoft Power Point）データを
広島県薬剤師会ＨＰ⇒「ＨＭネットナビゲーション」に公開しています。
ぜひお試しください！

イメージ画像

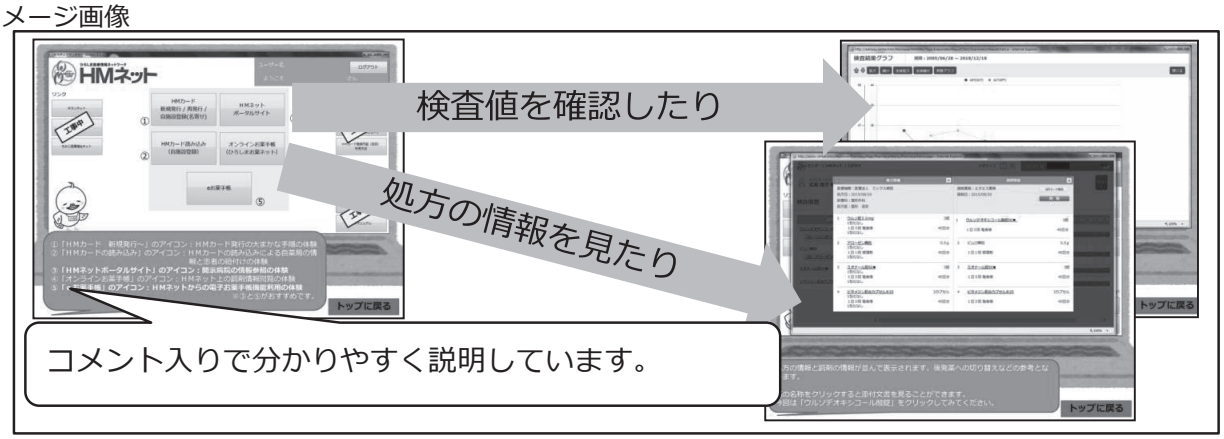

ＨＭネットに加入している薬局の皆様へ

こんなこと，ありませんか？

患者さんへの説明資料には
どんなものがあったかな・・・

そもそもどんな機能があったのだろう・・・

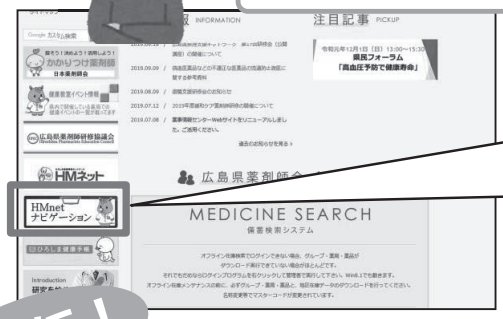

広島県薬剤師会ＨＰ
⇒「ＨＭネットナビゲーション」

に，啓発・説明資料をまとめて掲載していますのでご活用ください！！

さらに！

開示病院での患者さんのカード提示を
後押しするための啓発資料を用意しています。
ぜひご活用ください！！

34の開示病院分作成しています。
「○番窓口に提示してください」といった具体的な説明で分かりやすいものとなっています。

お問い合わせ，チラシ希望連絡先　⇒　広島県健康福祉局薬務課薬事グループ（担当　上田）
電話　082-513-3222　ＦＡＸ　082-211-3006

書籍等の紹介

「治療薬ハンドブック2020」
編　　著：髙久史麿／監
　　堀　正二、菅野健太郎、門脇　孝、
　　乾　賢一、林　昌洋／編
発　　行：株式会社　じほう
判　　型：B６変型判、1,540頁
価　　格：定　　価　4,840円
　　会員価格　4,360円
送　　料：１部　550円

「錠剤・カプセル剤粉砕ハンドブック　第８版」
編　　著：佐川賢一、木村利美／監修
　　佐川賢一、伊東俊雅／編集
発　　行：株式会社　じほう
判　　型：B６判、1,640頁
価　　格：定　　価　7,040円
　　会員価格　6,300円
送　　料：１部　550円

「投薬禁忌リスト令和２年版」
編　　著：（株）医薬情報研究所／編集
発　　行：株式会社　じほう（2020年４月発行予定）
判　　型：B５判、約600頁
価　　格：定　　価　4,620円
　　会員価格　4,100円
送　　料：１部　550円

「薬効・薬価リスト令和２年版」
編　　著：（株）医薬情報研究所／制作
発　　行：株式会社　じほう（2020年４月発行予定）
判　　型：B５判、約1,000頁
価　　格：定　　価　7,150円
　　会員価格　6,400円
送　　料：１部　550円

「保険薬事典プラス　令和２年４月版」
編　　著：薬業研究会／制作
発　　行：株式会社　じほう（2020年３月発行予定）
判　　型：A５判、約1,100頁
価　　格：定　　価　5,060円
　　会員価格　4,550円
送　　料：１部　550円

「薬価基準点数早見表　令和２年４月版」
編　　集：株式会社　じほう
発　　行：株式会社　じほう（2020年３月発行予定）
判　　型：A５判、約1,000頁
価　　格：定　　価　3,960円
　　会員価格　2,050円
送　　料：１部　550円

「Pocket Drugs 2020」
編　　著：福井次矢／監修
　　小松康宏、渡邉裕司／編集
発　　行：株式会社　医学書院（2020年１月発行予定）
判　　型：A６判、約1,100頁
価　　格：定　　価　4,620円
　　会員価格　4,290円
送　　料：１部　660円

「治療薬マニュアル2020」
編　　著：髙久史麿、矢﨑義雄／監修
　　北原光夫、上野文昭、越前宏俊／編集
発　　行：株式会社　医学書院（2020年１月発行予定）
判　　型：B６判、約2,800頁
価　　格：定　　価　5,500円
　　会員価格　5,100円
送　　料：１部　660円

「薬剤師業務の羅針盤　OSCE、実務実習、その先へ―「迷った時」に立ち戻るビジュアルマップ―［第２版］」の斡旋について」
監　　修：薬学共用試験研究会
発　　行：株式会社　薬ゼミ情報教育センター
判　　型：AB判、144頁
価　　格：定　　価　3,300円
　　会員価格　2,860円
送　　料：１部　440円

「薬剤師実務のアウトカム―薬剤師の貢献を示すアウトカム研究を始めるときに読む本―」
編　　集：亀井美和子（日本大学薬学部・教授）
発　　行：株式会社　薬ゼミ情報教育センター
判　　型：B５判、88頁
価　　格：定　　価　2,530円
　　会員価格　2,090円
送　　料：１部　440円

※価格はすべて税込みです。

斡旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、**書籍は受注後の発注となります**ので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいますようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局　TEL（082）262-8931　FAX（082）567-6066
担　当：吉田　E-mail：yoshida@hiroyaku.or.jp

「今日の治療薬2020」
編　　集：浦部晶夫（NTT 関東病院顧問）
　　島田和幸（新小山市民病院院長）
　　川合眞一（東邦大学教授）
発　　行：株式会社　南江堂（2020年１月発行）
判　　型：Ｂ６判、約1,500頁
価　　格：定　　価　5,060円
　　会員価格　4,550円
送　　料：１部　660円

「健康・食品サプリ［成分］のすべて ナチュラルメディシン・データベース日本対応版　第６版」
編　　集：一般社団法人日本健康食品・サプリメント情報センター
発　　行：株式会社　同文書院
判　　型：Ｂ５変型判、約1,400頁
価　　格：①書籍版
　　定　　価 10,780円
　　会員価格　9,163円
　　②書籍＋オンラインセット版
　　定　　価 16,500円
　　会員価格 14,025円
送　　料：無料

告　　知　　板

第56回広島県薬剤師会臨時総会開催通知（予告）

標記の会議を次のとおり開催いたします。
日　時：令和２年３月20日（金・祝）午後１時
場　所：広島県薬剤師会館

新年互礼会

薬事関係者の令和２年新年互礼会を次のとおり開催いたしますので、お誘い合わせの上、多数ご参加ください。

日　時：令和２年１月９日（木）午後４時
場　所：広島県薬剤師会館
会　費：1,000円

2020年版管理記録簿を薬局・店舗販売業等へ配布（無料）

正会員A及び賛助会員Aの方々に送付しました。また、これと同時に県薬会員証も送付しました。管理記録簿には所要事項をご記入の上ご使用ください。

― 謹んでお悔やみ申し上げます ―

竹山　守雄 氏 逝去

去る10月27日（日）ご逝去されました。
葬儀は尾道市長者原のメモリアルホール尾道において、執行されました。

喪主：竹山　潤子 氏

（公益社団法人）広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

手続きカンタン。
あなたの暮らしを補償します。

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。
生活費の実費を補償するものではありません。

1口当りの月払保険料

保険期間：2019年8月1日午後4時から2020年8月1日午後4時まで
中途加入の場合：申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級
（型：本人型．保険期間1年．てん補期間1年）

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
タイプ		Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
月払保険料	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1，160円	920円
	25歳～29歳	1，280円	1，030円
	30歳～34歳	1，480円	1，270円
	35歳～39歳	1，790円	1，570円
	40歳～44歳	2，160円	1，940円
	45歳～49歳	2，560円	2，290円
	50歳～54歳	2，990円	2，640円
	55歳～59歳	3，210円	2，820円
	60歳～64歳	3，380円	2，940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。
※年齢は被保険者（保険の対象となる方）の保険期間開始時（令和元年8月1日）の満年齢をいいます。

おすすめ！

入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い（Aタイプのみ）

免責期間（保険金をお支払いしない期間）を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」（特約免責期間0日）をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。（ただし、新規ご加入時の保険期間（保険のご契約期間）開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。）

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

（公益社団法人）広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。
ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

制度の特徴

1　24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間＊1を超えた場合に補償します。＊2

＊1 保険金をお支払いしない期間をいいます。
＊2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

2　天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償します。

3　ご加入の際、医師の診査は不要です！

加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。

4　充実したサービスにより安心をお届けします！　（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」
サービスの詳細はパンフレットに記載の「サービスのご案内」をご参照ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

ご加入手続きについて

代理店　広医㈱までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

（TEL:082－568－6330　FAX:082－262－1688）

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。（医師による診査は不要）

●1か月の補償額とタイプ（※1）をお決めください。

（原則50万円（5口）補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」（Aタイプ）もお選びいただけます。）

※1　所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いいたしますのでご注意ください。（他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。）

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族（※2）も加入することができます。ただし、年齢（保険期間開始時の満年齢）が満15歳以上の方に限ります。

（個別に加入依頼書をご記入願います）

※2　ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落としで便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。

薬剤師国家試験　正答・解説

37頁　問14

解　説

ヌクレオソームは塩基性タンパク質のヒストンにDNAが結合し、DNA分子を折り畳んで核内に収納する役割を果たしている。アクチンはミオシンとともに筋収縮に関与、ケラチンは毛や爪、魚の鱗など角質組織に存在、コラーゲンは軟骨、腱、骨、真皮などを構成、チューブリンは真核細胞内の微小管や中心体を構成するタンパク質である。

Ans.　5

38頁　問22

解　説

化審法で定める第一種特定化学物質は、基本的にはポリ塩化ビフェニルと類似の物理化学的特性と生体・環境影響（難分解性、高蓄積性及び長期毒性又は高次捕食動物への慢性毒性）を有する化学物質である。

Ans.　3

43頁　問30

解　説

ラモトリギンは電位依存性Na^+チャネルを抑制し、グルタミン酸などの興奮性神経伝達物質の遊離を遮断することにより、抗てんかん効果を示すと考えられている。

エトスクシミドはT型Ca^{2+}チャネルを抑制して欠神発作を改善する。ジアゼパムは$GABA_A$受容体のベンゾジアゼピン結合部位に作用してGABAの効果を増強することにより、てんかん重積状態を改善する。ガバペンチンは電位依存性Ca^{2+}チャネルの$\alpha_2\delta$サブユニットに結合してCa^{2+}チャネルを遮断することにより、興奮性神経伝達物質の遊離を抑制する。フェノバルビタールは$GABA_A$受容体のバルビツール酸結合部位に作用してGABAの抑制作用を増強する。

Ans.　3

49頁　問34

解　説

膵臓からのトリプシンの過剰な分泌が膵炎の引き金となるので、タンパク分解酵素阻害薬であるナファモスタットやガベキサート（静注）、カモスタット（経口）が治療薬として有効である（ただし、2014年の膵炎ガイドラインでは、これらの効果が疑問視されている）。

ヒスタミンH_2受容体を遮断して膵炎の治療に用いられる薬物には、シメチジンがある。H_2受容体が遮断されると、胃酸分泌が抑制されてセクレチンの分泌も抑制される。セクレチンが分泌されないとトリプシンなどの膵酵素も分泌されない。また、シクロオキシゲナーゼを阻害することにより、膵炎における痛みを緩和する薬物には、インドメタシンやジクロフェナクなどがある。

Ans.　4

52頁　問38

解　説

セラトロダストは、プロスタノイドTP受容体を遮断することにより、気道過敏性の発現や気管支収縮に関与するトロンボキサンA_2の作用を抑制し、抗アレルギー効果を発揮する。

なお、プランルカストはロイコトリエン受容体遮断薬で、ロイコトリエン受容体のうち、$CysLT_1$、$CysLT_2$、$CysLT_E$受容体を選択的に遮断する。オザグレルはトロンボキサン合成酵素を阻害してトロンボキサンA_2の産生を抑制する。クロモグリク酸は肥満細胞の細胞膜を安定化させてヒスタミンやロイコトリエン類の遊離を抑制する。メキタジンは第二世代の抗ヒスタミン薬で、ヒスタミンH_1受容体遮断作用とケミカルメディエーター遊離抑制作用を併せもつ。

Ans.　3

104回薬剤師国家試験問題
解答・解説　評言社薬学教育センターより引用

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
今年も「広島県薬剤師会誌」ご愛読の程よろしくお願い申し上げます。
さて、広島県で第一号という言葉にのせられて、某社のクラウド型電子薬歴を昨年12月末に導入いたしました。
データの移行も終わり、いよいよ本格稼働です！
薬歴について再度勉強している最中ですが、ツールと共に中身の充実が大切であることを再実感している次第です。
記載の充実と入力作業時間の簡素化。両立を目指して今年も頑張ります！！

＜ダーウィンの進化論＞

新年あけましておめでとうございます。
令和になって初めてのお正月を、皆様はいかがお過ごしでしたか？
私、今までお正月は実家に帰省することにしていましたが、今年は広島で過ごすことになりました。
広島でのお正月は初めて！のような気がします。
娘夫婦と孫と一緒に迎える元旦。。。
どうなるのか想像できませんが、楽しみです。
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も近づいてきました。
ONE TEAMになって応援しましょう！！
今年もよろしくお願いします。

＜もい鳥＞

「2020年、新年を迎え、医療法改正に向けて活発な論議が成される中、未来の薬剤師に向けて点の医療から面の医療に向けて多職種と連携し、前進して参りたいと思います。しかし、寒い中、熱燗でキュッとやるのも良いものです。

＜坊＞

あけましておめでとうございます。
今年は「子年」ですが、ねずみと言えばどこでも生きていけ、人や場所をえり好みせず、環境への適応能力も高く、コミュニケーション能力にも長けていて、誰にでも合わせられるのが特徴らしいです。
コアラもネズミに肖り、京都にある狛犬ならぬ狛ねずみが祭ってある大豊神社に、お参りに行こう。

＜By コアラChanズ＞

謹んで新年の お慶びを申し上げます。
昨年は医薬品医療機器等法改正があり、今年は調剤報酬改定の年です。
薬剤師を取り巻く環境が変化し、仕事内容は目まぐるしく変化しています。
今年は子年。健康にチュウいして、チョロチョロと頑張りマウス。

＜二葉里子＞

編　集　委　員

谷川　正之　　中川　潤子　　有村　典謙　　豊見　　敦
平本　敦大　　宮本　一彦　　安保　圭介　　下田代幹太
森広　亜紀　　松井　聡政　　三浦　常代

広島県警察本部 生活安全総務課発行　　令和元年12月5日

犯罪情報官 速報

皆様の声かけで

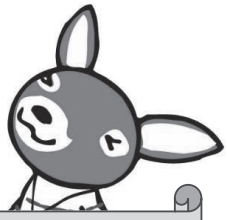

詐欺被害を未然に阻止！

感謝状贈呈（令和元年１１月分）

- みずほ銀行福山支店　様
- 呉本通四郵便局　様
- ファミリーマート福山水呑店　様
- ファミリーマートJR忠海駅前店　様

こんな不審な言動を見逃しませんでした！

- ☑ ATMでの還付金受取手続きについて，問い合わせてきた
- ☑ 葬式費用を理由に，高額の払出しを申し出た
- ☑ 高額の電子マネーを購入しようとしていた

ご協力ありがとうございました。

平成２８年～令和２年
「めざそう！
安全・安心・日本一」
ひろしまアクション・プラン

運動目標　県民だれもが穏やかで幸せな暮らしを実感できる
日本一安全・安心な広島県の実現

重点項目
- 身近な犯罪被害の抑止
- 子供・女性・高齢者等の安全確保
- 新たな犯罪脅威への対応

なくそう特殊詐欺被害
アンダー5作戦

※ この情報を，掲示・回覧・チラシ配布・朝礼・口コミ等で広報していただきますようお願いいたします。

保険薬局ニュース

令　和　2　年　1　月　1　日
広島県薬剤師会保険薬局部会
Vol.28　No. 1（No.152）

令和２年度 保険薬局部会負担金について

令和２年度の広島県薬剤師会保険薬局部会負担金につきまして、本年度と同額といたしますが、報告期間については、平成31年１月～令和元年12月までとし、広島県に報告義務のある、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく報告（薬局機能情報提供制度 救急医療 Net）の調査期間と同様といたします。

この期間の社保・国保の総受付枚数、営業月数を次の様式にて、各地域薬剤師会にご申告くださいますよう、お願いいたします。

なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく報告義務（薬局機能情報提供制度 救急医療 Net HIROSHIMA）https://www.qq.pref.hiroshima.jp/qq34/qqport/kenmintop/ の項目に、「処方せんを応需した数（患者数）前年に処方せんを応需した延べ人数」があり、この数字とほぼ差異は無いものと考えますので、大きな齟齬の無いよう、ご報告くださいますよう、よろしくお願いいたします。

提出方法・提出期限につきまして、ご不明な点がある場合は、所属の地域薬剤師会にお問い合わせください。

（参考）

ランク	１月あたり枚数	１月あたりの算定基準額	年間算定基準額	年間負担金
A	0～　100枚	475円	5,700円	2,850円
B	101～　200	665	7,980	3,990
C	201～　300	1,520	18,240	9,120
D	301～　400	2,565	30,780	15,390
E	401～　500	3,800	45,600	22,800
F	501～　600	5,225	62,700	31,350
G	601～　700	6,840	82,080	41,040
H	701～　800	8,645	103,740	51,870
I	801～　900	10,640	127,680	63,840
J	901～1,000	12,825	153,900	76,950
K	1,001～1,500	14,250	171,000	85,500
L	1,501～	19,000	228,000	114,000

切り取り線

保険薬局	コード番号	
	名　　称	
	開　設　者	
	所　在　地	

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
受付枚数							

月	8月	9月	10月	11月	12月	総　計	月平均受付枚数
受付枚数							
						営業月数	

※ 歯歯科・眼科・耳鼻科の受付枚数は１と数えます（２/３にはなりません）。
※ 生保・公費単独は含みません。

令和元年12月11日
広島県薬剤師会保険薬局部会

年末年始の保険調剤について

12月29日から１月３日は、国民の休日として扱うとされているため、この間に調剤した場合には、夜間・休日等加算を算定することが出来ます。

しかし、12月29日～12月31日の間を休日として扱うことは、広く知られているとは言えないため、この間に加算を算定する場合には、店内にその旨を掲示し、休日扱いであることを告知してください。

開局した状態での調剤で、休日加算を算定できるのは、12月29日～１月３日までの期間、**本来、当該薬局の休業日と届け出ている日に、支部運営による輪番制で開局している薬局**であり、支部担当者が県薬剤師会ホームページに休日当番薬局として掲載している薬局です（その他の薬局は、夜間・休日等加算の対象です）。

中国四国厚生局及び広島県による個別指導の実施結果（指摘事項例）

Ⅰ 調剤全般に関する事項

1 処方せんの取扱い

① 薬剤師法第25条の２に基づき、患者等に対し、必要な情報の提供及び必要な薬学的知見に基づく指導が不十分な例が認められたので改めること。

② 処方せんの「処方せんの使用期間」欄に記載がない場合、当該処方せんの使用期間は交付の日を含めて４日以内であることに留意すること。

③「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている例が認められたので改めること。内服薬と屯服薬との区別が適正でない〔例：SG 配合顆粒、ロブ錠〕。

④「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている例が認められたので改めること。用法の記載がない〔例：軟膏、点眼液等の外用薬〕

⑤ 処方せんの記載事項に不備があった場合は、その処方せんを交付した医師に問い合わせて、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔後発医薬品への変更が不可の場合に、その理由の記載がない〕

⑥ 処方せんの記載事項に不備があった場合は、その処方せんを交付した医師に問い合わせて、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔用量（単位）の記載がないもの インスリン注射液（ノボリン30R 注フレックスペン）〕

⑦ 処方医の記載内容に不備がある処方せんをそのまま調剤している例が認められたので、処方せんの受付にあたっては、不備がないことを確認し、不備な点がある場合は必要な疑義照会を行うこと。また、このような不備が続く場合は、処方医・処方せん発行医療機関に改善を申し入れること。〔外用薬の用法（１日の使用回数）の記載がないもの：アンヒバ坐剤小児用〕

⑧ 処方医の記載内容に不備がある処方せんをそのまま調剤している例が認められたので、処方せんの受付にあたっては、不備がないことを確認し、不備な点がある場合は必要な疑義照会を行うこと。また、このような不備が続く場合は、処方医・処方せん発行医療機関に改善を申し入れること。〔屯服薬の用法（１日の服用回数）の記載がないもの：カロナール錠〕

2 処方内容の変更

① 処方の変更や訂正の経緯を処方せんに記載していない例が認められたので改めること。

3 処方内容に関する薬学的確認

① 処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師に問い合わせて、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔過量投与が疑われるもの：ロキソニンテープ100mg〕

② 処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師に問い合わせて、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔薬剤の処方内容より禁忌例への使用が疑われるもの：うっ血性心不全が疑われる患者に対して投与されているベプリコール錠50mg〕

③ 処方せんを交付した医師に疑わしい点を確かめた場合の回答内容については、処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔重複投薬が疑われるもの：カルデナリン錠２㎎〕

④ 処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師に問い合わせて、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔投薬期間の上限が設けられている医薬品の継続投与：タケキャブ錠20mg〕

⑤ 薬学的に見て、処方内容に問題が疑われるにもかかわらず、処方医への疑義照会が行われていない（処方医への照会を行っている場合であって、その内容等を処方せん又は調剤録に記載していないものを含む。）例が認められたので、積極的に疑義照会を行うこと。また、疑義照会を行った場合は、その要点を処方せんの備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの：注射針について、注射薬の用法に対し過量に処方されているもの〕

⑥ 薬学的に見て、処方内容に問題が疑われるにもかかわらず、処方医への疑義照会が行われていない（処方医への照会を行っている場合であって、その内容等を処方せん又は調剤録に記載していないものを含む。）例が認められたので、積極的に疑義照会を行うこと。また、疑義照会を行った場合は、その要点を処方せんの備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔相互作用（警告）が疑われるもの：SG 配合顆粒とカロナール錠〕

⑦ 処方内容について、確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方せん又は薬剤服用歴の記録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので、改めること。また、疑義照会を行った場合は、その要点を処方せんの備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔薬学的に問題があると思われる多剤併用が認められるもの：ベザフィブラートSR 錠200mg とアトルバスタチン錠10mg〕

⑧ 処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師に問い合わせて、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔長期に渡って漫然と投与されているもの：ガスモチン錠５mg〕
⑨ 処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師に問い合わせて、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔承認された内容と異なる適応症への使用が疑われるもの：オプソ内服液５mg〕
⑩ 処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師に問い合わせて、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔倍量処方が疑われるもの：エチゾラム錠１mg〕
⑪ 処方せんを交付した医師に疑わしい点を確かめた場合の回答内容については、処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔承認された内容と異なる用法で処方されているもの：ガストローム顆粒66.7%〕
⑫ 処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師に問い合わせて、その回答内容を処方せん備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。〔承認された内容と異なる用量で処方されているもの：アレビアチン散10%〕

４ 調剤
① 一般名処方に係る処方箋を受け付けた場合であって、当該処方に係る後発医薬品を支給可能又は備蓄しているにもかかわらず、先発医薬品を調剤している。
② 一般名処方に係る処方箋を受け付けた保険薬局の保険薬剤師は、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行うとともに、後発医薬品を調剤するよう努めること。
③ 後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めること。
④ 処方医が後発医薬品への変更を認めている場合に、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行っていない。
⑤ 先発医薬品から後発医薬品への変更調剤が可能な処方せんを受け付けた場合であって、当該処方に係る後発医薬品を支給可能又は備蓄しているにもかかわらず、先発医薬品を調剤している例が見受けられた。

５ 調剤済処方せんの取扱い
① 調剤済年月日の記載がない又は不明瞭な例が見受けられたので改めること。
② 保険薬局の所在地の記載がない又は不明瞭な例が見受けられたので改めること。
③ 保険薬局の名称の記載がない又は不明瞭な例が見受けられたので改めること。
④ 保険薬剤師の記名押印がない又は不明瞭な例が見受けられたので改めること。
⑤ 調剤済の処方せんについて、処方せんを交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容の記載が不十分な例が認められたので改めること。
⑥ 調剤済処方箋について、調剤済みとなった日から３年間保存していない例が認められたので改めること。
⑦ 調剤済みとなった処方せんの保存・管理について適切に行うこと。

６ 調剤録の取扱い
① 調剤録について、調剤を行った場合に、遅滞なく調剤録に当該調剤に関する必要な事項を記載していない例が認められたので改めること。
② 調剤録について、調剤録を最終の記入の日から３年間保存していない例が認められたので改めること。
③ 調剤録について、調剤した薬剤師の氏名を記載していない例が認められたので改めること。
④ 調剤録について、調剤年月日の記載が不適切な例が認められたので改めること。
⑤ 調剤録について、薬剤師法第24条の規定により、医師、歯科医師に疑わしい点を確認した場合に、その回答内容を調剤録へ記載していない例が認められたので改めること。

Ⅱ 調剤技術料に関する事項
１ 調剤料
① 外用薬につき、１調剤とすべきところ、２調剤として調剤料を算定している不適切な例が認められたので改めること。
② 外用薬につき、１調剤とすべきところ、２調剤として調剤料を算定している不適切な例が認められたので改めること。〔クモロール PF 点眼液〕
③ 外用薬につき、１調剤とすべきところ、２調剤として調剤料を算定している不適切な例が認められたので改めること。〔モーラステープ20mg 及びモーラステープ L40mg〕
④ 内服薬と屯服薬の区別を適正に行うこと。
⑤ 調剤料について、服用時点が同一であるにもかかわらず、２剤として算定している例が認められたので改めること。
⑥ 同一の有効成分であって、同一剤形・銘柄規格違いの薬剤については、１剤として算定すること。

２ 嚥下困難者用製剤加算
① 市販されている剤形（顆粒又は細粒）での服用が可能と思われる患者に対して算定している不適切な例が認め

られたので改めること。
② 嚥下困難者用製剤加算について、嚥下障害等がない患者について算定している例が見受けられたので改めること。

3 一包化加算
① 医師の了解を得ずに患者の希望により一包化を行い、一包化加算を算定している例が認められたので改めること。
② 一包化を算定した範囲の薬剤について、計量混合調剤加算を算定している不適切な例が認められたので改めること。
③ 一包化加算について、1剤で3種類以上の内服薬を服用時点ごとに一包化を行っていない場合に算定している例が認められたので改めること。
④ 一包化加算について、薬剤師が一包化の必要性を認め医師の了解を得た後に一包化を行った場合について、その旨及び一包化の理由の調剤録等への記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
⑤ 吸湿性が強い等の理由で一部の薬剤を一包化とは別に交付した場合、一包化をしなかった薬剤及びその理由を調剤録等に記録しておくことが望ましいこと。

4 自家製剤加算
① 自家製剤加算 医師の指示に基づかず、調剤上の特殊な技術的な工夫を行った場合に算定している不適切な例が認められたので改めること。
② 自家製剤は、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題がない製剤方法（含量の均一性を担保した製剤）を選択して行うこと。〔エビリファイ錠3mgの4分割〕
③ 自家製剤を行った場合の調剤録等への製剤工程の記載がない例が認められたので、改めること。
④ 自家製剤加算について、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないとの判断がされていない場合に算定している例が認められたので改めること。
⑤ 自家製剤加算について、割線がない錠剤を分割する場合は、医師の了解を得た上で散剤とした場合に算定可能であることに留意すること。
⑥ 自家製剤加算について、調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合に算定している例が認められたので留意すること。

5 計量混合調剤加算
① 計量混合調剤は、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断される場合に限り行うこと。

6 調剤料の夜間・休日等加算等
① 調剤料の夜間・休日等加算について、対象とならない時間に調剤を行った場合に算定している例が認められたので改めること。
② 休日における救急医療の確保のために調剤を行っている以外の理由により臨時に休日に開局している保険薬局の開局時間内に調剤を受けた患者について、休日加算を算定している例が認められたので、改めること。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項
1 薬剤服用歴管理指導料
① 同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合に、薬剤服用歴管理指導料を算定している例が認められたので、改めること。（当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合を除く。）
② 服薬指導は、処方せんの受付の都度、患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化、を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえた上で行うものであり、その都度過去の薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直すこと。また、確認した内容及び行った指導の要点を、薬剤服用歴の記録に記載すること。
③ 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、アレルギー歴の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
④ 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、飲食物（服用中の薬剤との相互作用が認められているものに限る。）の摂取状況等の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
⑤ 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、患者の服薬中の体調の変化の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
⑥ 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、患者又はその家族等からの相談事項の要点の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
⑦ 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、後発医薬品の使用に関する患者の意向の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
⑧ 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、合併症を含む既往歴に関する情報の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
⑨ 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、残薬の状況の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
⑩ 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、手帳による情報提供の状況の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
⑪ 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録

への記載について、処方内容に関する照会の要点等の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
⑫ 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、他科受診の有無の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
⑬ 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、副作用が疑われる症状の有無の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
⑭ 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、副作用歴の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
⑮ 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、服薬指導の要点の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
⑯ 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、服薬状況の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
⑰ 薬剤服用歴管理指導料において、薬剤服用歴の記録への記載について、併用薬等の情報の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
⑱ 薬剤服用歴管理指導料について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に対して行う患者の体質の確認を保険薬剤師が行っていない例が認められたので改めること。
⑲ 薬剤服用歴管理指導料について、薬剤服用歴の記録について、最終記入日から起算して 3 年間保存していない例が認められたので改めること。
⑳ 薬剤服用歴管理指導料に係る特定薬剤管理指導加算について、特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している例が見受けられたので改めること。
㉑ 薬剤服用歴管理指導料の算定にあたっては、合併症を含む既往歴に関する情報も含めて患者等に確認を行い、確認した内容を薬剤服用歴の記録に記載する必要があることに十分に留意すること。

2 薬剤服用歴の記録
① 患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点について、薬剤服用歴の記録及び手帳への記載がない又は画一的など不十分な例が認められたので改めること。
② 患者又はその家族等と対話することにより、患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況、合併症を含む既往歴、副作用が疑われる症状の有無等の情報を収集し、その要点を薬剤服用歴の記録に記載するとともに、これに基づき、投与される薬剤の適正使用のために必要な指導を行うこと。
③ 手帳を用いないこととした場合にあっては、その理由を薬剤服用歴の記録に記載することに留意すること。
④ 薬剤服用歴の記録について、当該電磁記録の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じ、かつ、作成に係る責任の所在を明らかにすること。
⑤ 薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を記載していない不適切な例が認められたので改めること。
⑥ 薬剤服用歴の記録方法について、修正テープにより修正している例が認められたので改めること。
⑦ 薬剤服用歴の記録方法について、鉛筆で記載している例が認められたので改めること。

3 薬剤情報提供文書
① 患者に提供する薬剤情報提供文書へ情報提供を行った保険薬剤師の氏名を記載すること。
② 調剤を行った薬剤に関し、個々の患者の病状に応じた内容になっていない例が認められたので改めること。
③ 薬剤情報提供文書について、該当する後発医薬品の薬価基準への収載の有無の記載がない例が見受けられたので改めること。
④ 薬剤情報提供文書について、副作用の記載がない例が認められたので改めること。

4 手帳
① 手帳による情報提供について、必要に応じて服用に際して注意すべき事項の手帳への記載が不十分な例が認められたので改めること。

5 薬剤服用歴の記録の保存
① パスワードの更新期限は最長でも 2 か月以内に設定すること。
② パスワードは英数字、記号を混在させた 8 文字以上の文字列が望ましい。
③ 異動・退職した職員の ID の管理が適切に行われていない。
④ 医療従事者、関係職種ごとに、アクセスできる範囲を定め、アクセス権限の管理を行うこと。

6 麻薬管理指導加算
① 麻薬管理指導加算について、薬剤服用歴の記録に指導の要点を記載していない例が認められたので改めること。

7 重複投薬・相互作用等防止加算
① 重複投薬・相互作用等防止加算について、処方医に連絡確認を行った内容の要点、変更内容に係る薬剤服用歴の記録への記載が不十分な例が認められたので改めること。

② 重複投薬・相互作用等防止加算について、対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点を薬剤服用歴の記録に記載していない又は不十分な例が認められたので改めること。

8 特定薬剤管理指導加算

① 対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点について、薬剤服用歴の記録への記載がない例が認められたので改めること。

② 対象となる医薬品に効能が複数ある場合において、対象疾患に対する投薬でないにもかかわらず、算定している例が認められたので改めること。

③ 特定薬剤管理指導加算について、医薬品の服用に関し、その服用状況、副作用の有無等についての患者への確認が不十分な例が認められたので改めること。

④ 特定薬剤管理指導加算について、対象となる医薬品に関して、患者又はその家族等に対して確認した服用状況、副作用の有無等の内容及び行った指導の要点の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。

⑤ 特定薬剤管理指導加算について、特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、そのすべてについて必要な薬学的管理及び指導を（十分）行っていない例が認められたので改めること。

⑥ 特定薬剤管理指導加算について、特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品で算定している例が認められたので改めること。

9 乳幼児服薬指導加算

① 乳幼児服薬指導加算について、患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点について、薬剤服用歴の記録及び手帳への記載がないまたは不十分な例が見受けられたので改めること。

② 乳幼児服薬指導加算について、乳幼児に係る処方せんの受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項等について、薬剤服用歴の記録及び手帳への記載がない例が見受けられたので改めること。

10 かかりつけ薬剤師指導料

① 患者が受診している全ての保険医療機関の情報、服用している処方薬、要指導医薬品及び一般用医薬品並びに健康食品等について、薬剤服用歴の記録への記載が不十分な例が認められたので改めること。

11 外来服薬支援料

① 外来服薬支援料について、処方医の了解を得た旨又は情報提供した内容を薬剤服用歴の記録に記載することに留意すること。

Ⅳ 事務的事項

1 登録・届出事項

① 管理薬剤師の変更があった場合は、速やかに中国四国厚生局長へ「保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届」を提出すること。

② 保険薬剤師の勤務形態の変更があった場合は、速やかに中国四国厚生局長へ「保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届」を提出すること。

③ 保険薬剤師の採用、退職があった場合は、速やかに中国四国厚生局長へ「保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届」を提出すること。

④ 開局時間の変更があった場合は、その都度すみやかに「保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届」を提出すること。

⑤ 開設者の法人代表者の変更があった場合は、その都度すみやかに「保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届」を提出すること。

2 一部負担金等の取扱い

① 一部負担金の計算を処方箋受付時に行っている例が認められたので改めること。

② 領収証を交付するときは、個別の調剤報酬点数の算定項目が分かる明細書を交付すること。

3 その他

① 薬局の管理等について、後発医薬品の備蓄に関する体制、後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めること。

② 健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法等の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解について一層努めること。

Ⅴ 請求事務等に関する事項

1 調剤報酬明細書の記載

① 一般名処方が行われた医薬品について、後発医薬品を調剤しなかった場合について、その理由の調剤報酬明細書の摘要欄への記載が不適切な例が見受けられたので改めること。

② 一包化加算について、当該加算の算定対象となる剤が複数ある場合は、一包化を行った全ての剤の「加算料」欄に「包」の記号を付すこと。

2 保険請求に当たっての請求内容の確認

① 保険薬剤師による処方箋、調剤録、調剤報酬明細書の突合・確認が行われてない例が認められたので改めること。

国会レポート
薬機法改正法案の審議スタート

自由民主党政務調査会会長代理
参議院議員・薬剤師
藤井　もとゆき

台風19号による記録的な大雨により、多数の死傷者や家屋の倒壊・浸水等、甚大な被害が発生しました。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

さて、200回臨時国会が召集されて一月が経過しました。先の通常国会で継続審議となっていた薬機法等改正法案は、11月６日の衆議院厚労委員会において審議が再開されました。また、参議院の厚労委員会においても、10月29日に加藤厚労大臣の所信を聴取し、11月７日に大臣所信等に対する一般質疑を行いました。

加藤大臣は所信の中で薬機法等改正法案について、国民のニーズに応える優れた医薬品等を迅速かつ効率的に提供するための「先駆け審査指定制度」「条件付き早期承認制度」の法制化が必要なこと。及び、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品が使用できるよう、薬剤師による継続的な服薬指導の義務化などが必要であることから、本法案の早期成立を求めました。また、革新的な医薬品・医療機器等の開発を促進するための環境整備に取り組むとともに、ベンチャー企業への支援を実施するとしています。

この他、健康寿命の延伸のため、「第２次健康日本21」に基づき、疾病の発症予防や重症化防止に取り組むとともに、保険者による特定健診・保健指導や糖尿病の重症化予防を進めること。ゲノム医療・AI 等の最先端技術の活用など、データヘルス改革を戦略的・一体的に推進することも表明しました。

薬機法等改正法案の早期成立に努めていくとともに、医療提供の充実に引き続き尽力して参りたいと思います。

藤井もとゆきホームページ　http://mfujii.gr.jp/

本田あきこ　オレンジ日記

スポーツファーマシストの活用

厚生労働委員会・議院運営委員会・ODA 特別委員会 委員
自民党女性局次長・厚生関係団体委員会副委員長
参議院議員・薬剤師　**本田　顕子**

東京オリンピック・パラリンピックの開催が、いよいよ来年に迫ってきました。オリンピックを日本が招致できた理由の一つに、日本がドーピングにクリーンな国であることが挙げられたと聞いています。これまでオリンピックが閉幕すると、ドーピング違反でメダルをはく奪されたとのニュースを目にすることがありますが、我が国選手のオリンピックでの違反事例はほとんど聞いたことがありません。

我が国のアンチ・ドーピング対策は、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が担当しています。JADA では、薬剤師にドーピング防止活動に参加してもらおうと、「公認スポーツファーマシスト認定制度」を創設し、認定者は約１万人になったと聞いています。私は、小・中学校時代にバドミントン部に属していたことからスポーツに関心があり、スポーツファーマシストの認定を受けています。

ところで、自民党には、様々な部会、調査会等があり、私も時間の許す限り多くの会議に参加し、勉強をしております。10月末に開催されたスポーツ立国調査会・スポーツビジネス小委員会合同会議では、安全・安心なスポーツに向けた現状と課題に関してスポーツ関係団体からのヒアリングが行われました。その会議で、スポーツファーマシストについて説明させていただき、その活用について他の議員から後押しの発言をいただきました。

また、日本薬剤師会は、本年２月に「アンチ・ドーピング活動保険」を導入されたと聞いております。ドーピング禁止薬に関する問い合わせに、安心して対応していただき、薬剤師の新たな機能を発揮していただきたいと思います。

本田あきこ

メルマガ登録

フェイスブック
本田あきこの部屋

ツイッター
@89314honda

広島県薬剤師連盟

女子カフェ

○「ビラノア錠(抗アレルギー薬)・リフレックス錠(抗うつ薬)の最新情報」

Meiji Seikaファルマ株式会社

○「広島県薬剤師連盟の活動について」

日　時：令和2年1月２5日(土)　**15:00～17:00**
参加費：無 料　　定　員：１５名程度
場　所：広島県薬剤師会館 2F 在宅医療研修室
(広島市東区二葉の里3-2-1)

広島県薬剤師連盟では、本連盟の活動を知っていただくために「女子カフェ」を開催しています。
薬局・病院薬剤師の方、今はお勤めをされていない方、薬局等事務職の方でも参加OKです。
職種や年齢を越えて楽しい会合にしたいです。
参加希望の方は、**1月20日(月)までにお申し込みください。**
ご参加をお待ちしています。

問い合わせ先：広島県薬剤師連盟（吉田）
☎（０８２）２６２－８９３１

女子カフェ参加申込み

氏 名：

勤務先名：

連絡先電話番号：

薬剤師　・　事　務　（職種に○をしてください。）

【返信FAX：（０８２）５６７－６０６６】

《《《《平成31年・令和元年の表紙》》》》

●平成31年1月号　ウンシュウミカン（ミカン科）

画像は日本に自生していたタチバナに似る柑橘ですがウンシュウミカンと交雑した種類と思われます。果皮を陳皮として薬用にします。

健胃、蠕動促進、化痰、鎮静作用があり二陳湯、平胃散、茯苓飲、六君子湯、半夏白朮天麻湯など多くの漢方処方に用いられます。

●平成31年３月号　ナツミカン（ミカン科）

ナツミカンの未熟果実を枳殻や枳実として薬用にします。枳殻と枳実の違いははっきりしていませんが苦みの強いものを枳実として用いているようです。飲食物の停滞を改善したり緊張を緩和する働きがあり大柴胡湯や排膿散及湯などに配剤されます。

●令和元年５月号　モモ（バラ科）

モモ（桃）の葉を煮出し浴剤としてあせもや皮膚炎に用います。実核の中にある種子（桃仁）は瘀血による血行障害や痛みの緩和に用います。打撲や月経障害に桃仁が配剤された桃核承気湯や桂枝茯苓丸を用います。成分としては精油やアミグダリンなどが含まれます。

●令和元年７月号　ボタン（ボタン科）

苗から4～5年目の根を掘り起こし木芯を取り除いた根皮を薬用にします。切口にはペオノールの白い結晶が析出します。効能は駆瘀血作用があり桂枝茯苓丸や温経湯、折衝飲に配剤されます。その他、八味丸や加味逍遙散など血行促進を目的とした漢方薬にも配剤されます。

●令和元年９月号　ゲンノショウコ（フウロウソウ科）

ゲンノショウコは日本の伝統的な民間薬として用いられてきました。効能は健胃・整腸などですが主に下痢止めの薬として利用されました。服用すればたちまち効果があることから「現の証拠」という命名がされています。果実が神輿の形のようになるので「みこしぐさ」の地方名があります。

●令和元年11月号　イネ（イネ科）

主食としての認識から薬用植物とは思われていませんが麦門冬湯や白虎湯などの漢方処方に配剤されています。主成分はデンプンですが玄米にはビタミン類やタンパク質などが多く滋潤作用や補気作用があります。日本で栽培されるようになったのは縄文時代後期からと言われています。

広島県薬剤師会誌　№285　2020 Vol.45 No.1（令和２年１月１日発行）

定価300円

発　行：〒732-0057　広島市東区二葉の里3丁目2番1号
電話(082)262-8931㈹　FAX(082)567-6066
ホームページ　http://www.hiroyaku.or.jp

印　刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR

VEGETABLE OIL INK

この印刷物は、環境に配慮した
植物油インクを使用しています。